工事番号	第２号

令和８年度日高山脈襟裳十勝国立公園アポイ岳野営場改修工事

特記仕様書

令和８年10月

日高振興局保健環境部環境生活課

Ⅰ 工事概要及び範囲

1. 工事場所　北海道様似郡様似町平宇479

2. 工事範囲　※下記●は、工事対象範囲を示す。

	名　称	構造種別・階数	数量	単位	備　考
●	炊事棟	木造　1F	143.52	㎡	2棟
○					
○					
○					

内訳

	名　称	構造	階数	型別	戸数	延べ面積	備　考
●	屋外炊事棟	木造	1F	2DK	戸	143.52㎡	2棟、かまど設備含む
				2LDK	戸		
				3LDK	戸		
				住戸計	戸		
○				2DK	戸	㎡	
				2LDK	戸		
				3LDK	戸		
				住戸計	戸		
○				2DK	戸	㎡	
				2LDK	戸		
				3LDK	戸		
				住戸計	戸		
○				2DK	戸	㎡	
				2LDK	戸		
				3LDK	戸		
				住戸計	戸		

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無　● 有　○ 無

4. 指定部分工事

(1) 工事範囲

(2) 指定工期　契約日より　令和8年　月　日まで

5. 別途工事

6. 施工区分(分離発注の場合のみ記入)

※下記●は、工事対象範囲を示す。

項　目 ＼ 工　種	建築	電気	暖房	衛生	備考
躯体の設備配管用のｽﾘｰﾌﾞ、箱抜等及びﾓﾙﾀﾙ等の充填	○	○	○	○	補強は建築
上記の補強	○				
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	○				埋込電灯、ｽﾋﾟｰｶｰ、ﾌｧﾝ等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込		○	○	○	補強は建築
設備用天井、床点検口	○				
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置		○			
設備機器用基礎	○	○	○	○	
ﾙｰﾌﾄﾞﾚｲﾝ排水金物	○			○	配管は衛生
流し台、ユニットバスの排水トラップ	○				接続は衛生
木製建具枠の取付け	○				木製建具枠のﾚｰﾙの欠込は建築
換気扇等取付枠	○	○	○	○	
同上　防雪フード	○		○		
外壁面入排気ガラリ及び防風板	○		○		
水道検針盤		○	○	○	
灯油集中盤への配線接続		○	○	○	

Ⅱ 各工事

1. 図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書　令和7年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書　令和7年版(各工事編)」(以下「改修標準仕様書」という。)、「公共建築木造工事標準仕様書　令和7年版」、「建築物解体工事共通仕様書　令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という。)及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和7年10月版)」による。

2. 特記事項の適用については次による。
(1) 章は●印を、項目は▸印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、●印の付いたものを適用する。
- ●印の付かない場合は、＊印の付いたものを適用する。
- ●印と＊印の付いた場合は、共に適用する。

(3) 特記事項に記載の(. .)内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
4. 本工事における工事監理業務委託予定の有無　　＊ 有　● 無
5. 契約書第10条に基づく履行報告にあたり、報告に用いる様式等は、営繕工事監理業務委託様式　様式2-5又は任意の様式とする。(1.2.4)
6. 営繕工事に必要な提出書類(落札後、契約後、施工中)については北海道建設部建築局計画管理課のホームページ(営繕工事に必要な提出書類(落札後、契約後、施工中))掲載の様式を使用すること。
7. 関係法令等
(1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、工事を適切に施工すること。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)
- 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別処置法(以下「PCB特別措置法」という。)
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「フロン回収破壊法」という。)
- ダイオキシン類対策特別措置法
- 労働安全衛生法
- 大気汚染防止法
- 騒音規制法
- 振動規制法
- 水質汚濁防止法
- 石綿障害予防規則
- 特定化学物質障害予防規則
- 建築基準法
- 環境基本法
- 土壌汚染対策法
- 建設副産物適正処理推進要綱

(2) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱　建築工事等編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。
8. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。

●	工事期間中は気象状況を把握し、特に風による工事資機材の飛散に留意するとともに、地震等の自然災害や各種警報が発令された場合は、現場内を点検し工事監督員に報告すること。 災害や事故等の対応は「建築局発注工事における危機対応マニュアル」によること。(HP参照)
○	本工事は「執務並行改修」のため、(生徒・教)職員、来(校)庁者の安全管理及び(教育)執務環境(粉塵・騒音等の抑制)について十分留意すること。 また、資機材の搬出入経路・時間、作業員の動線、作業時間、養生等については工事監督員及び施設管理者と十分協議のうえ計画すること。
○	石綿含有建材の有無について、事前調査を実施し、調査結果を工事監督員に報告するとともに、原則「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び大気汚染防止法所管部局等に報告手続き(申請)を行うこと。(労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則及び大気汚染防止法令和4年4月1日改正施行関係)

● 土工事においては、地下埋設物の損傷等の事故防止のため、地下埋設物破損事故の再発防止策」（HP参照）に基づき、事前調査の実施、事前協議、作業の立会・確認、完了報告等に留意して施工計画書を作成し、必要に応じ工事監督員と協議し、作業を実施すること。

○ 外壁改修の養生シートは通気性のあるメッシュシートとし、シートの設置については、施設内における夏季の通風の確保や高温多湿状態防止のため、各外壁施工面の設置時期が重複しない施工計画とすること。
また、既設空調（換気）機器の供用にも留意すること。

○ 外壁の下地調整材にアスベストが含有しているため、足場の壁つなぎ等の外壁せん孔作業においては、HEPAフィルタ付集塵機の使用等、適切なアスベスト飛散防止措置を講じること。

● 近隣住民に対する安全対策を十分に行うこと。

● 外部足場への侵入防止対策を十分に行うこと。

Ⅲ 総合評価方式による必要事項

○ 標準型総合評価方式

技術提案について

1. 技術提案の保護
   技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、北海道が無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りではない。
2. 責任の所在
   発注者が技術提案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する落札者の責任が軽減されるものではない。
3. 技術提案に係る履行確認及びペナルティ

○ 簡易型総合評価方式（施工計画審査タイプ）

技術評価項目について

1. 責任の所在
   発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。
2. 技術評価項目に係る履行確認
   簡易な施工計画、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。
3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認
   当該工事施工中に、工事監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。
4. 技術評価項目に係るペナルティ
   加点評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。
   ただし、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。

(1) 簡易な施工計画

ア. 入札時に加点評価した簡易な施工計画について、不履行が発生し、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ. 減点は、1項目当たり最大5点とする。

(2) 主任（監理）技術者

ア. 主任（監理）技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に減点する。
なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

イ. 減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。

(3) 追加配置した技術者

追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、5点減

(4) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点

ｱ. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点す

ｲ. 減点は、1項目当たり一律5点とする。

ｳ. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。

○ 簡易型総合評価方式（施工実績審査タイプ）

技術評価項目について

1. 責任の所在

発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

2. 技術評価項目に係る履行確認

配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。

3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認

当該工事施工中に、工事監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。

4. 技術評価項目に係るペナルティ

加点評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

ただし、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。

(1) 主任（監理）技術者

ｱ. 主任（監理）技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に減点する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

ｲ. 減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。

(2) 追加配置した技術者

追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、5点減点する。

(3) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点

ｱ. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点す

ｲ. 減点は、1項目当たり一律5点とする。

ｳ. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。

● 第1章 一般共通事項

項　目	特　記　事　項
▶ 1. ワンデーレスポンス実施対象工事	(1) 本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。 (2) ワンデーレスポンスとは、工事の受注者等からの質問、協議に対して発注者等が、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することとしている。 なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が可能かについても工事の受注者等と協議を行い、回答期限などを設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含んでいる。
▷ 2. 北海道インフラゼロカーボン試行工事について	(1) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。 (2) 実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。 (3) 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。
▷ 3. 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について	(1) 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、CCUSの活用に関する評価対象項目を設定し、その達成状況に応じた工事施行成績評定を実施する試行工事である。

	(2)　工事契約後、受注者は、工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を協議した上で取り組むこと。 (3)　実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。
▷ 4. 遠隔臨場対象工事	(1)　本工事は、「遠隔臨場」の対象工事である。 (2)　実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。
▷ 5. 営繕工事情報共有システム	(1)　本工事は、営繕工事情報共有システムの対象工事である。 (2)　実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。
▶ 6. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、受注者が申出た日とし、工事工程表、総合施工計画書、工事打合せ記録簿いずれかで示すこと。 不明な点については、北海道建設部建設政策局建設管理課作成施工体制Q&A参照のこと。
▶ 7. 道産材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、道産資材及び北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）
▶ 8. 環境への配慮	受注者は本工事において、次の(1)から(4)を順守するとともに、北海道公共建築工事シックハウス対策マニュアルに基づき工事を行うこと。 (1) 化学物質を放散させる建築材料等（※1） 本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とし、安全データシート（SDS）や成分組成表により確認を行うほか、次のアからウを満たすものとする。 ｱ. ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、JIS又はJASに定められたF☆☆☆☆を使用する。ただし、F☆☆☆☆の材料がない場合は工事監督員と協議すること。 ｲ. 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用している環境対応型（配慮型）のものとする。 ｳ. 家具、建具類及び二次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。 ※1　化学物質を放散する建築材料等 合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／MDF／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤 (2) 環境物品等の調達 本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。 上記における同調達方針として、資材（機材及び材料を含む）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮したものを優先的に選択・使用するように努めること。 (3) 工事中の留意事項 ｱ. 換気の励行 工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。 ｲ. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置 改修工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となった場合は、工事監督員に速やかに報告するとともに、工事監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。 また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やVOC測定を行うなど工事監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。 (4) 室内空気中の化学物質の濃度測定 室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。

【測定対象化学物質の種類及び指針値】

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値(25℃の場合)
ホルムアルデヒド	0.08ppm（ 100μg/m³ ）
トルエン	0.07ppm（ 260μg/m³ ）
キシレン	0.05ppm（ 200μg/m³ ）
エチルベンゼン	0.085ppm（ 370μg/m³ ）
スチレン	0.05ppm（ 220μg/m³ ）
パラジクロロベンゼン	0.04ppm（ 240μg/m³ ）

※パラジクロロベンゼンは文部科学省対象建築物のみ適用

濃度測定　○ 行う　　● 行わない

測定箇所　（　　）箇所　※測定する位置は、図示による。

測定回数　＊ 1回　　○ 2回

測定時期　※ 測定を行う時期は、工事監督員の指示による。

測定方式　拡散法(パッシブ方式)または厚生労働省が示す標準的な測定方法(アクティブ方式)により実施すること。

分析方法　厚生労働省の示している分析方法による。
測定時の平均室温が20度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正(ホルムアルデヒド)を行うこと。

▶ 9. 地域材の優先使用

本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を工事監督員に報告すること。

地域材とは、道内の森林で産出され、道内で加工された木材をいう。

▶ 10.合法木材の使用

木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。

また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月林野庁)に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。

▶ 11.特別な材料の工法

設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。

▶ 12.品質計画

建築基準法に定められた区分等

・ 風速　　（Vo= 32 m/s）
・ 地表面粗度区分（○ Ⅰ　○ Ⅱ　● Ⅲ　○ Ⅳ）
・ 垂直積雪量　（ 60 cm）

▶ 13.工事写真

工程写真は、営繕工事写真撮影要領 令和5年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)による。

デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)による。

完成写真は、営繕工事契約関係書類添付用写真作成の手引きによる。
(北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。)

▶ 14.技能士

(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により工事監督員に報告すること。

ただし、作業の軽微なものは、工事監督員との協議により省略することができる。

なお、施工計画書等の記載事項や添付資料(資格証明等)により、選定技能士の内容が確認できる場合も「技能者選定通知書」の提出を省略できる。

＜職種＞

型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張り・エーエルシーパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・冷凍空気調和機器施工・配管・熱絶縁施工・枠組壁建築、厨房設備施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ウェルポイント施工、建具製作、畳製作

(2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記(1)の書面に添付すること。

	(3)　技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
▶ 15.施工中の安全確保及び環境保全等	受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努めること。 (1)　労働者の安全衛生教育を徹底すること。 (2)　工事現場の安全パトロールを励行すること。 (3)　建設機械器具などの危害防止処置を徹底すること。 (4)　第三者に災害を及ぼしてはならない。 (5)　公害防止に努めること。 (6)　公道の汚染防止に努めること。 (7)　善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、工事監督員と協議すること。
▶ 16.交通安全管理	受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守すること。 (1)　工事施工中の安全管理（交通誘導員の配置日及び人数を含む）について、工事着手に先立ち作成する総合施工計画書で計画する。 なお、計画は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じること。 (2)　常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜工事監督員に報告すること。 (3)　工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面により工事監督員に報告すること。 (4)　運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努めること。 (5)　建設機械（ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰ,ﾊﾞｯｸﾎｳ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。
▶ 17.工事完成時の提出図面等	工事完成時の提出図書等は、次により工事監督員に提出する。 (1) 完成図関係 ・ 完成図（A3判・製本）　3部 （道営住宅など、指定管理者により管理するものは4部） ＊ 特記仕様書も綴じ込んで印刷すること ＊ 道営住宅物件は表紙をﾗﾐﾈｰﾄ加工とする ・ 完成図（A3判・バラ図）　1部 ○ 新営工事　（位置図・配置図・面積表・平面図） ● 改修工事　（位置図・配置図・面積表・改修概要表・改修後平面図・立面図等） ・ CADデータの貸与　　＊ 有り　　○ 無し ・ CADデータの貸与有りの場合 ＊ 完成図のCADデータ及びPDFデータ　　DVD-R等による (2) 保全に関する資料（提出部数　＊ 1部　　○　部） (3) 保守に関する指導案内書（機器取扱説明書） ＊ 道営住宅物件に適用 各設備の機能が十分発揮しうるよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとす 指導案内書　A4判カラーを標準とする　　建設戸数+1部 同上データ　DVD-R等による　　一式 (4) その他、必要とする書類については、工事監督員の指示による。
▷ 18.工事特性・創意工夫・社会性等	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や社会性等及び技術力に関する事項について工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
▶ 19.電力基本料金	本受電から引渡しまでの電力基本料金　　○ 本工事　● 別途
▶ 20.発生材の処理等	発生材の処理等は次により、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。 処分を行った場合は、処分数量確定のため、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニフェスト伝票等（写し）を工事監督員に提示すること。なお、工事完成書類としてマニフェスト伝票等（写し）の提出は求めな

い。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

(1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次による。工事監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により工事監督員に報告すること。

引き渡しを要する範囲:

(2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲:

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

① 廃棄物再生事業者登録(知事登録)

② 金属くず商許可業者(警察許可)

(3) 特別管理産業廃棄物

種　類	
処理方法	
処分場所	【　　】振興局管内
	片道運搬距離　(　　km)
種　類	
処理方法	
処分場所	【　　】振興局管内
	片道運搬距離　(　　km)

(4) 再資源化を図るもの(特定建設資材廃棄物)

種　類	コンクリート塊
場　所	【　日高　】振興局管内 (株)鵜木組
	片道運搬距離　(　6.2　km)
種　類	アスファルト・コンクリート塊
場　所	【　　】振興局管内
	片道運搬距離　(　　km)
種　類	建設発生木材
場　所	【　日高　】振興局管内　田湯産業(株)
	片道運搬距離　(　64.4　km)

※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、工事監督員の確認を受けること。

(5) 再資源化を図るもの(特定建設資材廃棄物以外)

種　類	
処理区分	○ 縮減　　○ 現場で使用
場　所	【　　】振興局管内
	片道運搬距離　(　　km)

(6) その他の発生材

種　類	木くず・廃材
処理区分	● 中間処理　　○ 最終処分
場　所	【　日高　】振興局管内　田湯産業(株)
	片道運搬距離　(　64.4　km)
種　類	
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
場　所	【　　】振興局管内
	片道運搬距離　(　　km)
種　類	
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
場　所	【　　】振興局管内
	片道運搬距離　(　　km)
種　類	

処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
場　所	【　　】振興局管内
	片道運搬距離　（　　km ）

(7)　建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とすること。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、環境省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車
業 者 名　（ ○ ○ ○ ○ ○ ）
許可番号　　× × × × ×

(8)　「建設リサイクル法」対象工事及び「資源有効利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出時にその内容を説明するとともに、書面または映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。

また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出し、工事監督員から請求があった時は、当該実施状況を報告すること。

資源有効利用促進法で定められた一定規模以上の工事
（次表の一つでも該当するもの）

・ 再生資源利用計画書
次のような建築資材を搬入する工事

土　　砂	500 ㎥以上
砕　　石	500 t 以上
加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	200 t 以上

・ 再生資源利用促進計画書
次のような指定副資産物を搬出する建設工事

土　　砂	500 ㎥以上
コンクリート塊 ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 建設発生木材	合計 200 t 以上

▷ 21.特殊な建設副産物

(1) 施工調査計画

特殊な建設副産物の施工調査は、次による。

なお、分析調査の結果、設計図書と異なる場合は、工事監督員と協議する。

ｱ.　使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

ｲ. 分析調査

○ 行う　　○ 行わない

▷ 22.特殊な建設副産物の回収及び処分

特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。

(1) フロン

ｱ. 冷媒

関係法令等に従い、登録を受けた回収業者。

処理区分	＊ 回収
場　所	【　　】(総合)振興局管内
	片道運搬距離　（　　km ）

ｲ. 建材用断熱材フロン

処理区分	＊ 焼却
場　所	【　　】(総合)振興局管内
	片道運搬距離　（　　km ）

(2) ハロン

ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に回収を委託。

処理区分	＊ 回収
場　所	業者名:
	住　所:
	片道運搬距離　（　　km ）

(3) イオン化式感知器

製造業者に回収を委託。

処理区分	＊ 回収
場　所	業者名:
	住　所:
	片道運搬距離　（　　km）

(4) 六ふっ化硫黄ガス
製造業者に回収を委託。

種　類	○ 絶縁開閉器　○ 絶縁変圧器等の受変電機器
処理区分	＊ 回収
場　所	業者名:
	住　所:
	片道運搬距離　（　　km）

(5) PFOS(ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸))

種　類	○ 泡消火剤　○ その他（　　）
処理区分	○ 中間処理　○ 最終処分
場　所	【　　】(総合)振興局管内
	片道運搬距離　（　　km）

(6) その他の特殊な建設副産物

種　類	○
処理区分	○ 処理　○ その他の処理方法（　　）
場　所	業者名:
	住　所:
	片道運搬距離　（　　km）
種　類	○
処理区分	○ 処理　○ その他の処理方法（　　）
場　所	業者名:
	住　所:
	片道運搬距離　（　　km）

▶ 23.北海道循環資源利用促進税

本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。

▶ 24.防寒養生

(1) 養生期間
＃　11月23日から3月31日を原則とする。
ただし、上記期間外において品質確保の観点から防寒養生の実施が必要となる期間については設計変更できるものとする。
なお、寒中コンクリートの適用期間については、建築工事監理指針(上巻)第6章コンクリート工事　11節　寒中コンクリート　表6.11.1 による。

(2) 養生方法
ｱ. 仮囲　　● 上家仮囲　　○ 側板囲
ｲ. 採暖　　● 外部採暖　　○ 内部採暖

▶ 25.季節労働者などの雇用

工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努めること。

▶ 26.火災保険等

工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に加入するものとし、取扱は次による。

(1) 付保する保険
工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付保する。
なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。

(2) 保険金
原則として請負代金額とする。

(3) 保険の期間
保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間と
工事着手日　～　実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設又は測量を開始すること)の初日をいう。
完成引渡し　～　工期に14日追加した日とする。

(4) 対象外工事
次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。
ｱ. 解体、撤去、分解又は片づけ工事

	ｲ. 外構工事 (5) 保険契約の変更 保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。 (6) 保険証券等の提出 保険契約を締結(変更も含む)した場合は、当該保険証券等の写しを、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 (7) 協議 この取扱いにより難い事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。
▶ 27.法定外の労災保険の付保	本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。 (1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害(後遺障害、死亡を含む)を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約をいう。 (2) 受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」(以下「法定外労災保険」という。)を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。 (3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 (4) 契約書第23条に基づき本請負工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 (5) 本請負工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。
▶ 28.現場環境改善	魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努めること。
▷ 29.快適トイレの設置	(1) 本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。 (2) 実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。
▷ 30.夏期の熱中症対策	次に示した項目は、必要に応じて設計変更できるものとする。 (1) 対象期間 ＊ 夏期(6月1日～8月31日) (2) 対象項目 ・ 遮光ネット　※ リース代を対象とする。
▶ 31.建設業退職金共済制度	工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
▶ 32.工事標識	受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。 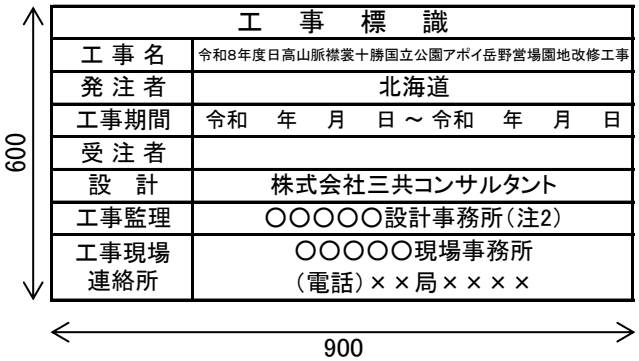

工　事　標　識	
工 事 名	令和8年度日高山脈襟裳十勝国立公園アポイ岳野営場園地改修工事
発 注 者	北海道
工事期間	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日
受 注 者	
設　計	株式会社三共コンサルタント
工事監理	○○○○○設計事務所(注2)
工事現場 連絡所	○○○○○現場事務所 (電話)××局××××

注1 北海道、北海道教育委員会又は北海道警察本部と記載する。
注2 設計又は工事監理を設計事務所に委託した場合、事務所名を記載する。
インハウスの場合は「北海道建設部建築局建築整備課」と記載する。

▶ 33. 公共事業労務費調査に対する協力

(1) 本工事が北海道の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し北海道に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

(2) 調査票等を提出した事業所を北海道が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

(3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

(4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合、受注者は、当該下請負人（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

▶ 34. 工事実績情報の登録

受注者は、受注時、変更時及び完了時に(10日以内)工事実績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に、提出しなければならない。（対象工事：請負代金額500万円以上の全工事）

▶ 35. 施工体制台帳の整備

建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を工事監督員に提出しなければならない。（対象工事：工事1件の請負代金額が200万以上の工事）ただし、200万円未満の工事であっても下請契約を締結する場合は、提出すること。

また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示する。

▷ 36. 中間検査の実施

(1) 中間検査の実施

本工事において、次の段階で中間検査を実施する。

実施対象建物名称	実施箇所	実施時期
○＿＿＿＿＿	○ 基礎工事	○ 配筋完了時
○＿＿＿＿＿	○＿＿＿＿＿階	○ 躯体完了時
○＿＿＿＿＿	○＿＿＿＿＿階	○ 鉄骨建方完了時
○	○ 階	○ 完了時

(2) 重点的な監督業務の実施

本工事が公共工事の品質確保のため重点的な監督業務を実施する対象となった場合は中間検査を実施する。実施箇所及び実施時期については別途通知する。

(3) (1)、(2)のほか、発注者が中間検査の実施を必要と認めた場合は、別途文書により通知する。

(4) 受注者は、中間検査実施可能日について、その14日前までに工事監督員に報告し、検査に際して「営繕工事中間検査実施基準」（北海道建設部建築局）に掲げる関係資料を準備する。

▷ 37. 抜き打ち検査の実施

抜き打ち検査の実施

本工事において、次の段階で抜き打ち検査を実施する。

実施対象建物名称	実施箇所	実施時期
○	○	
○	○	

▶ 38. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対

(1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。

また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を工事監督員に報告しなければならない。

	(3)　受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、工事監督員と協議するものとする。
▶ 39. 重点的な監督業務の実施	公共工事の品質確保のために、重点的な監督業務の対象工事に指定された場合は、「建設部建築局営繕工事重点監督実施要領」を適用する。 なお、対象工事に指定した場合は、別途文書により通知する。
▷ 40. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律への対応	受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うこと。
▶ 41. 電子納品	(1)　本工事は、北海道建設部建築局制定の「営繕工事電子納品運用ガイドライン」に基づく電子納品対象工事である。 (2)　ガイドラインについては、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。
▶ 42.「営繕工事における地域外（遠隔地）からの建設資材調達費用の積算方法等」の試行について	(1)　本工事は、遠隔地からの資材調達費用について、資材購入費用や運搬費用などについて調達の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。 (2)　実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。
▶ 43.「営繕工事における地域外（遠隔地）からの労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について	(1)　本工事は、遠隔地からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。 (2)　実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。
▶ 44. 週休２日工事	(1)　本工事は、週休２日工事の対象である。 (2)　工事契約後、受注者は、工事着手前に、完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日に取り組む旨を協議したうえで取り組むこと。 なお、完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日が達成できない場合においても通期の週休２日による施工を行わなければならない。 (3)　実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。
▷ 45.「執務並行改修工事における時間外及び深夜の作業に係る労務費の積算方法等」の試行について	(1)　本工事は、執務並行改修工事において、施設管理者の要望等により施工時期や施工時間が制限され、工期等を遵守するためやむを得ず時間外及び深夜（以下「時間外等」という。）の作業をせざるを得ない場合において、必要な時間外労働及び深夜労働に係る労務費を設計変更により計上する積算方法等を適用する試行工事である。 (2)　実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。
▷ 46. AI活用試行工事について	(1)　本工事は、「AI活用試行工事」の対象工事である。 (2)　実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。 (3)　本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

● 第２章　仮 設 工 事

記載のない限り1.1.1等の3つの数字は、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)の章･節･項を示す

項　目	特　記　事　項
▶ 1. 監督員事務所等	(1)　監督員事務所　(2.3.1) ＊ 設ける　○ 設けない (　○ 10㎡　● 20㎡　○ 35㎡　○ 65㎡　○ 100㎡　)程度 (2)　設備、備品等は工事監督員との協議による。
▷ 2. 工事用水	構内既存の施設　○ 利用できる(　＊ 有償　○ 無償　) ＊ 利用できない
▷ 3. 工事用電力	構内既存の施設　○ 利用できる(　＊ 有償　○ 無償　) ＊ 利用できない
▷ 4. 指定仮設	仮設計画図による。
▶ 5. 足場	足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」(厚生労働省令和5年12月改定)の「(別紙)手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中桟及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
▷ 6. 交通誘導警備員	建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を確保すること。 なお、配置位置及び交通誘導警備員の区分は、次による。 配置位置　＊ 図示　警備員詰所:(　○ 設ける　＊ 設けない) 表　工事現場の位置と交通誘導警備員区分

工事現場の出入り口を設ける道路(路線)	交通誘導警備員区分
市街地(DID)内の路線	交通誘導警備員A
北海道(各方面)公安委員会告示による認定路線	
上記以外の路線	交通誘導警備員B

	市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置する。 交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は、工事監督員と協議すること。
▷ 7. 清掃員	建設機械及び車両等の出入りの際には、適宜作業員を配置し、敷地外の道路等を泥等で汚した場合には、速やかに清掃を行うこと。

● 第３章　土 工 事

項　目	特　記　事　項
▶ 1. 埋戻し及び盛土	○ A種　● B種　○ C種　○ D種　(3.2.3)(表3.2.1) C種の場合　(建設発生土受入量：　　㎥) (発生場所：　　)
▶ 2. 建設発生土の処理	● 場外搬出　(約 7.7 km)　(3.2.5) (　搬出場所住所：　様似町土石類埋立処分場　) (　管　理　者：様似町　) 捨て土均し (　○ 有り　○ 無し　) ○ 構内指定場所に堆積　(図示による) ○ 構内指定場所に敷均し　(図示による)
▷ 3. 山留め	○ 工法その他：　　(3.3.1)(3.3.3) ＊ 存置しない　○ 存置する ○ 山留め鋼材抜き跡の処理 ＊ 砂充填　○

● 第４章　地 業 工 事

項　目	特　記　事　項

▷ 1. 試験及び報告書

(1) 支持層、支持地盤の位置及び土質 (4.2.1)(4.3.4)(4.3.5)(4.5.5)(4.5.6)

＊ 図示

(2) 試験杭 (4.2.2)

試験杭の位置、本数及び寸法は、図示による。

元請建設業者及び基礎杭工事の施工体制に係る全ての下請業者の主任技術者が立ち会うこと。

電流値の変化、根固め液の調合及び注入量、付着している土砂、支持層等の位置等について確認すること。

元請建設業者は、試験杭の結果を基に、本杭の施工における孔径、掘削深さ、建込み中の鉛直度、高止まり量、セメントミルク量、施工時間等の管理基準値を定めること。

杭の種類・断面・長さは本杭と同じとする。

(3) 工事監督員が立会いする杭は次による。

＊ 試験杭

○ 地盤の状態等を踏まえ、発注者と受注者が協議して定める杭

(4) 杭の載荷試験 ＊ 適用しない ○ 適用する (4.2.3)

ア. 載荷試験の方法 (○ 鉛直載荷試験 ○ 水平載荷試験)

○ 地盤工学会基準JGS( )による

○

イ. 載荷試験の試験杭の位置、本数及び載荷荷重 ＊ 図示

ウ. 報告書の記載事項 ＊ 監督員と協議

(5) 地盤の載荷試験 ＊ 適用しない ○ 適用する (4.2.4)

ア. 載荷試験の方法 (＊ 平板載荷試験)

＊ 地盤工学会基準JGS 1521 による

○

イ. 載荷試験の位置、載荷荷重 ＊ 図示

ウ. 報告書の記載事項 ＊ 監督員と協議

▷ 2. 既製コンクリート杭地業

(1) 本杭の位置・数量・種別・断面・長さ及び長期設計支持力は、杭伏図等による。

(2) 材料 (4.3.3)

ア. 杭の種類

○

○

イ. 杭の性能、曲げ強度等による区分、寸法及び継手の箇所数等

＊ 図示

ウ. 杭先端部形状

○ 開放型 ○ 半開放型 ○ 閉塞型 ○

(3) 施工方法 (4.3.1)(4.3.4)(4.3.5)

○ セメントミルク工法

ア. 工法

＊ プレボーリング根固め工法

○

イ. 掘削長さ及び杭の支持層への根入れ長さ

＊ 図示

ウ. 杭の水平方向の位置ずれ精度

＊ 杭経の1/4かつ100㎜以下

○

○ 特定埋込杭工法

ア. 工法

○ プレボーリング拡大根固め工法

○ 中堀り拡大根固め工法

○

イ. 杭の支持層への根入れ長さ及び水平方向の位置ずれ精度

＊ 工法ごとに定められ条件

○

(4) 杭の継手の工法 (4.3.3)(4.3.6)(7.2.5)

○ 溶接継手

溶接材料 ＊ 標準仕様書7.2.5(1)(2)による

○

○ 機械式継手

(5) 杭頭の処理 (4.3.8)

○ 処理する ○ 処理しない

処理方法(切断を伴う補強方法含む)

＊ 図示 ○

(6) 施工にあたって、次に掲げる事項について工事監督員の承諾を受けること。

ｱ. 施工体制

(ｱ) 下請業者の体制(やむを得ずアナログ式電流計を使用する場合は、必ず電流計の動作確認や記録紙の保管を行う専属の担当者を配置する。)

(ｲ) トラブル時の連絡体制

ｲ. 施工方法

(ｱ) 元請建設業者の立ち会い

(ｲ) 電流計データの取得方法(積分電流計)

(ｳ) 支持層等到達の判断方法

(ｴ) トラブル時の対処方法

(ｵ) 施工状況の報告

(7) 施工状況の報告時期、報告内容及び報告方法は、工事監督員の指示による。

▷ 3. 鋼杭地業

(1) 本杭の位置・数量・種別・断面・長さ及び長期設計支持力は、杭伏図等による。

(2) 鋼材の材料 ＊ 図示

(3) 工法 (4.3.5)(4.4.4)

＊ 特定埋込杭工法

○ 中堀り拡大根固め工法

○

(4) 杭の継手の工法 (4.4.3)(4.4.5)(7.2.5)

○ 溶接継手

溶接材料 ＊ 標準仕様書7.2.5(1)(2)による

○

○ 機械式継手

(5) 杭頭の処理 (4.3.8)(4.4.6)

○ 処理しない

○ 処理する

処理方法(切断を伴う補強方法含む)

＊ 図示 ○

▷ 4. 場所打ちコンクリート杭地業

(1) 材料その他 (4.5.4)

ｱ. 鉄筋の種類 (4.5.4)(5.2.1)

○ SD295 (D＿＿＿ ～ D＿＿＿)

○ SD345 (D＿＿＿ ～ D＿＿＿)

○ (D＿＿＿ ～ D＿＿＿)

ｲ. 帯筋の加工及び組立、鉄筋の最小かぶり厚さ並びに鉄筋かごの補強 (4.5.4)

＊ 図示

ｳ. 組み立てた鉄筋の節ごとの継手 (4.5.4)(5.3.4)

＊ 重ね継手

重ね継手の長さ ＊ 標準仕様書 表5.3.2による

○

○

ｴ. 主筋の基礎底盤への定着長さ (4.5.4)(5.3.4)

＊ 図示

ｵ. セメントの種類 (4.5.4)

＊ 高炉セメントB種 ○

ｶ. コンクリートの設計基準強度(Fe) ＿＿＿＿ N/㎟ (4.5.4)

ｷ. コンクリートの種別 (4.5.4)(表4.5.1)

○ A種 ○ B種 ○

ｸ. スランプ ＊ 21cm ○ ＿＿cm (4.5.4)

ｹ. 構造体補正強度(S) ＊ 3N/㎟ ○ (4.5.4)

ｺ. 鋼管部分の材料 ＊ 図示 (4.5.4)

(2) 工法 (4.5.1)(4.5.4～4.5.6)

○ アースドリル工法

○ リバース工法

○ オールケーシング工法

○ 場所打ち鋼管コンクリート杭工法
鋼管の種類 （ ○ SKK400 ○ SKK490 ○ ）
○ 拡底杭工法
○
ｱ. 杭の支持層への根入れ長さ
＊ 図示
ｲ. 杭の水平方向の位置ずれ精度
＊ 杭経の1/4かつ100㎜以下
○
ｳ. 孔壁測定（超音波測定器による）
○ 行う ○ 行わない
測定箇所 ○ 試験杭（ ）箇所 ○ 本杭（ ）箇所

▶ 5. 砂利地業
(1) 材料 (4.6.2)
○ 再生クラッシャラン ● 切込砂利 ○ 切込砕石
(2) 砂利地業の厚さ ＊ 60 mm ○ ＿＿ mm (4.6.3)
(3) 範囲 ＊ 図示

▷ 6. 砂地業
(1) 材料 (4.6.2)
○ シルト ○ 山砂 ○ 川砂 ○ 砕砂
(2) 砂地業の厚さ ＊ 60 mm ○ ＿＿ mm (4.6.3)
(3) 範囲 ＊ 図示 ○

▷ 7. 捨コンクリート地業
(1) コンクリートの厚さ ＊ 50 mm ○ ＿＿ mm (4.6.4)
(2) 範囲 ＊ 図示 ○
(3) コンクリートの種別は6章12節「無筋コンクリート」による。

▷ 8. 床下防湿層
(1) 材料 ＊ ポリエチレンフィルム厚さ0.15㎜以上 ○ (4.6.2)
(2) 範囲 ＊ 図示 ○ (4.6.5)

● 第５章 鉄 筋 工 事

項 目 / 特 記 事 項

▶ 1. 鉄筋
鉄筋の種類等 (5.2.1)
● SD295 (D −19 ～ D ＿＿＿)
● SD345 (D −19 ～ D ＿＿＿)
○ (D ＿＿＿ ～ D ＿＿＿)

▷ 2. 溶接金網
(1) 網目形状及び寸法 ＊ 100×100㎜ ○ ＿＿＿ (5.2.2)
(2) 鉄線の径 ＊ 6㎜ ○ ＿＿＿

▶ 3. 継手及び定着
(1) 鉄筋の継手の方法等 (5.3.4)

部位	継手の方法	呼び径(㎜)
柱及び梁主筋	○ ガス圧接 ○ 機械式継手 ○ 溶接継手 ○ 重ね継手	
耐力壁の鉄筋	○ 重ね継手 ○	
基礎、耐圧スラブ、土圧壁	● 重ね継手 ○ ガス圧接	19
上記以外 （ ）	○ 重ね継手 ○	

(2) 継手位置 ＊ 図示 ○ (5.3.4)
(3) 柱及び梁主筋の重ね継手の長さ (5.3.4)
＊ 図示
(4) 耐力壁の重ね継手の長さ (5.3.4)
＊ 標準仕様書5.3.4(3)(ｱ)による ○ 図示
(5) 隣り合う継手の位置 (5.3.4)
（先組工法等で、柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一箇所に設ける場合）
＊ 図示 ○
(6) 鉄筋の定着の長さ (5.3.4)
＊ 標準仕様書 表5.3.4による ○ 図示
(7) 標準仕様書5.3.4(5)(ｲ)の場合の折曲げ定着の方法 (5.3.4)
＊ 標準仕様書 図5.3.3により5.3.4(5)(ｲ)を全て満足する
○
(8) 機械式定着工法（適用箇所及び種類は図示による） (5.3.4)
○ 適用する

▶	4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	(1) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ (5.3.5) ＊ 標準仕様書 表5.3.6による 軽量コンクリートの適用 ○ 適用する 適用箇所 (＊ 図示 ○) 最小かぶり厚さに加える厚さ ＿＿mm 耐久性上不利な箇所の適用(塩害等を受けるおそれのある部分等) ○ 適用する 適用箇所 (＊ 図示 ○) 最小かぶり厚さに加える厚さ ＿＿mm ○ (2) 鉄筋相互のあき(機械式継手及び溶接継手の場合) (5.5.3)(5.6.3) ＊ 図示 ○
▶	5. 各部配筋	＊ 図示 ○ (5.3.7)
▷	6. 圧接完了後の圧接部の試験	＊ 超音波探傷試験 (5.4.10)(5.4.11) ○ 引張試験(試験方法等は図示による)
▷	7. 機械式継手	(1) 工法 (5.5.3) ｱ. 適用箇所及び種類 ＊ 図示 ○ ｲ. 平成12年建設省告示第1463号に適合する性能 ＊ A級 ○ (2) 施工完了後の継手部の試験 (5.5.5) ｱ. 外観試験 (ｱ) 試験項目及び合否判定 ＊ 標準仕様書 表5.5.1～表5.5.3による ○ 図示 (ｲ) 不合格となった場合の措置 (5.5.6) ＊ 標準仕様書5.5.6(1)による ○ 図示 ｲ. 超音波測定試験 (ｱ) 試験対象 ＊ 図示 ○ (ｲ) 不合格となった場合の措置 (5.5.6) ＊ 図示 ○
▷	8. 溶接継手	(1) 工法 (5.6.3) ｱ. 適用箇所及び工法 ＊ 図示 ○ ｲ. 平成12年建設省告示第1463号に適合する性能 ＊ A級 ○

● 第 6 章 コンクリート工事

項 目	特 記 事 項
▶ 1. コンクリートの種類	(1) ｺﾝｸﾘｰﾄの種類 ● Ⅰ類 ＊ Ⅱ類 (6.2.1)(表6.2.1) ※ JIS認定表示工場で、かつ、(社)コンクリート工学協会から認定されたコンクリート主任技士又はコンクリート技士あるいはこれらと同等以上の技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定することとし、これにより難い場合は工事監督員と協議すること。 (2) 気乾単位容積質量による種類 (6.2.1) ● 普通コンクリート ＊ 軽量コンクリート (3) 建築基準法第37条第二号の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたコンクリート (6.2.1) 適用箇所 ＊ 図示
▶ 2. コンクリートの強度	(1) 設計基準強度Fc(N/㎟)の値は次のとおりとする。 (6.2.2) ○ 18N/㎟ 施工部位: ● 21N/㎟ 施工部位: 基礎、かまど施設 ＊ 24N/㎟ 施工部位: ○ N/㎟ 施工部位: (2) ｽﾗﾝﾌﾟ (6.2.4)(表6.2.2) 基礎、基礎梁、土間ｽﾗﾌﾞ ＊ 15cm ● 18cm

柱、梁、スラブ、壁　　＊ 18cm

(3) 住棟部分のコンクリートの水セメント比は、50%以下とすること。

(住宅性能評価 劣化対策等級(構造躯体等) 等級3)

▷ 3. 構造体ｺﾝｸﾘｰﾄの仕上り

(1) 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ　(6.2.5)(表6.2.4)

○ A種　○ B種　○ C種

適用箇所　＊ 図示

(2) ｺﾝｸﾘｰﾄの仕上がりの平たんさ　(6.2.5)(表6.2.5)

○ a種　○ b種　○ c種

適用箇所　＊ 図示

▶ 4. コンクリートの材料

(1) セメント　(6.3.1)

● 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種　(表6.3.1)

適用箇所　＊ 図示　○

○ 高炉セメントB種及びフライアッシュセメントB種

適用箇所　＊ 図示　○

○ 普通エコセメント

適用箇所　＊ 図示　○

(2) 骨材　(6.3.1)

ｱ. フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材及び電気炉酸化スラグ骨材の使用

○ 適用する　適用箇所 (　　)

ｲ. 再生骨材Hの使用(普通エコセメントを使用するコンクリートの場合)

○ 適用する　適用箇所 (　　)

ｳ. アルカリシリカ反応性による区分　＊ A　○ B

※ 試験機関は、公的機関又はこれに準ずる機関(大学、都道府県の試験機関、公益法人である民間試験機関、中小企業近代化促進法又は中小企業近代化資金助成法に基づく構造改善計画等によって設立された共同試験場、その他信頼に値する機関)であること。

(3) 混和材料　(6.3.1)

ｱ. 混和材料の適用及び種類

○ 混和剤

混和剤の種類　＊ 標準仕様書6.3.1(4)(a)による

○

○ 混和材

混和材の種類　＊ 標準仕様書6.3.1(4)(b)による

○

ｲ. 標準仕様書6.3.2(ｲ)(f)の①～③以外の混和材料の使用方法及び使用料　(6.3.2)

＊ 監督職員の承諾による　○

▶ 5. コンクリートの調合

(1) 構造体強度補正値(S)　(6.3.2)

＊ 標準仕様書 表6.3.2による

○

▶ 6. 打継ぎ

(1) 打継ぎの位置　(6.6.4)

ｱ. 梁及びスラブ

＊ スパンの中央又は端から1/4の付近

○

ｲ. 柱及び壁

＊ スラブ、壁梁又は基礎の上端

○

(2) 目地の寸法

＊ 図示　○

▶ 7. 型枠

(1) 型枠一般　(6.8.1)

ｱ. 外部に面するコンクリートの打増し厚さ

＊ 図示　○

ｲ. ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法

＊ 図示　○

(2) 材料　(6.8.2)

ｱ. せき板の材料

● 標準仕様書6.8.2(1)(ｱ)、(ｲ)による

合板の厚さ　＊ 12 mm　○ ＿＿ mm

	○ 床型枠用鋼製デッキプレート			
	○ 断熱材兼用型枠材			
	使用箇所	＊	図示	○
	○ MCR工法用シート			
	適用箇所	＊	図示	○
ｲ. スリーブの材種・規格等				

＊ 標準仕様書 表6.8.1による
○

(3) 型枠の最小存置期間(普通エコセメントの場合) (6.8.4)
○

▷ 8. 軽量コンクリート

(1) 適用箇所 (6.10.1)
＊ 図示 ○

(2) 種類及び品質 (6.10.2)(表6.10.1)
ｱ. 種類
○ 1種 ○ 2種
ｲ. 気乾単位容積質量
○ t/㎥
ｳ. スランプ
＊ 21 cm ○ ＿＿ cm

▶ 9. 寒中コンクリート

(1) 適用期間 令和8年 11 月 23 日から (6.11.1)
令和9年 3 月 31 日まで

(2) 構造体強度補正値(S) (6.11.2)
● 標準仕様書6.11.2(3)(ｱ)による
○ 積算温度を基に定める ( )

▷ 10. 暑中コンクリート

(1) スランプ (6.12.2)
＊ 21 cm ○ ＿＿ cm

(2) 構造体強度補正値(S) (6.12.2)
＊ 標準仕様書 表6.12.1による ○

▷ 11. マスコンクリート

(1) 適用箇所 (6.13.1)
＊ 図示 ○

(2) セメントの種類 (6.13.2)
○ 普通ポルトランドセメント
○ 中庸熱ポルトランドセメント
○ 低熱ポルトランドセメント
○ 高炉セメントB種
○ フライアッシュセメントB種
○ シリカセメント

(3) 混和材料の適用及び種類 (6.13.2)
○ 混和剤
混和剤の種類 ＊ 標準仕様書6.13.2(2)(ｱ)による
○
○ 混和材
混和材の種類 ＊ 標準仕様書6.13.2(2)(ｲ)による
○

(4) スランプ (6.13.2)
＊ 15 cm ○ ＿＿ cm

(5) 構造体強度補正値(S) (6.13.2)
＊ 標準仕様書 表6.13.1による ○

▷ 12. 無筋コンクリート

(1) ｺﾝｸﾘｰﾄの種類 (6.14.1)
＊ 普通コンクリート ○

(2) 無筋コンクリートの適用 (6.14.1)

適用箇所	設計基準強度Fc(N/㎟)	スランプ(cm)
＊ 標準仕様書6.14.1(4)	＊ 18 ○	＊ 15又は18 ○
○	＊ 18 ○	＊ 15又は18 ○
○	＊ 18 ○	＊ 15又は18 ○

※ ラップルコンクリートは(6.9.3)コンクリートの強度試験を適用

(3) 標準仕様書 表6.2.1以外のコンクリートを用いる場合 (6.14.1)
＊ 図示 ○

▷ 13. 流動化コンクリート

(1) 適用箇所 (6.15.1)
＊ 図示 ○

(2) 空気量 (6.15.2)
＊ 4.5% ○

▷ 14. 高流動コンクリート

(1) 適用箇所(部位、部材) (6.16.1)
＊ 図示 ○

(2) 材料及び調合 (6.16.2)

ｱ. スランプフロー

＊ 図示 ○

ｲ. 空気量

＊ 4.5% ○

ｳ. 単位粗骨材かさ容積

＊ 0.500㎥/㎥ ○

○ 第７章 鉄 骨 工 事

項 目	特 記 事 項
▷ 1. 鉄骨製作工場	(1) 鉄骨制作工場の加工能力 (7.1.3) 性能評価機関として認定を受けた(株)全国鉄骨評価機構又は(株)日本鉄骨評価センターの「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める次のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場とする。 ○ S ○ H ○ M ○ R ○ J 以上とする (2) 鉄骨制作工場における施工管理技術者 (7.1.3)(7.1.4) ＊ 配置する ○ 配置しない
▷ 2. 鋼材	(1) 種類等 (7.2.1) 該当 / 種類の記号 / 適用箇所 / 規格 ○ / / / ＊ JISによる ○ ○ / / / ＊ JISによる ○ ○ / / / ＊ JISによる ○ ○ / / / ＊ JISによる ○ (2) 形状及び寸法 ＊ 図示 ○ (3) 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験 (7.2.10) ○ 行う ＊ 行わない
▷ 3. 高力ボルト	(1) 種類 (7.2.2) ○ トルシア形高力ボルト ○ JIS形高力ボルト ○ 溶融亜鉛めっき高力ボルト ○ 建築基準法に基づき認定を受けた高力ボルト (2) ねじの呼び (7.2.2) ○ M( ) ○
▷ 4. 普通ボルト	(1) ﾎﾞﾙﾄ及びﾅｯﾄ材料等 (7.2.3) ＊ 標準仕様書 表7.2.3による ○ (2) ねじの呼び (7.2.3) ○ M( ) ○ (3) 母屋又は胴縁の取り付けに使用するボルトの孔径 (7.3.8) ＊ ねじの呼び径＋1.0㎜ ○ ＿＿＿＿ ㎜
▷ 5. アンカーボルト	(1) 構造用アンカーボルト (7.2.4) 種類 ○ ABR400 ○ ABR490 ○ (2) 建方用アンカーボルト (7.2.4) ｱ. 種類 ○ SS4000 ○ ｲ. ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ及びﾅｯﾄのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ＊ 標準仕様書 表7.2.3による ○
▷ 6. 溶接材料	(1) 溶接棒等及びシールドガス以外の溶接材料 (7.2.5) ＊ 図示 ○
▷ 7. ターンバックル	(1) 建築用ターンバックルボルトの種類 (7.2.6) ＊ 羽子板ﾎﾞﾙﾄ ○ (2) 建築用ターンバックル胴の種類 ＊ 割枠式 ○ (3) ねじの呼び等 ＊ 図示 ○
▷ 8. 床構造用のデッキプ	(1) 材質、形状及び寸法 (7.2.7)

	レート	○ デッキプレート単独の構法 材質・形状・寸法　＊ 図示 ○ デッキプレートとコンクリートとのスラブとする構法 材質・形状・寸法　＊ 図示 ○ 材質・形状・寸法　＊ 図示	
▷	9. スタッド	(1) 種類等　＊ 図示　○	(7.2.8)
▷	10. 柱底均しモルタル	(1) 無収縮モルタルとする場合の材料、調合等 ＊ 標準仕様書7.2.9(2)による　○	(7.2.9)
▷	11. 材料試験等	(1) 板厚方向に引張り力を受ける鋼板の試験 ○ 適用する　○ 適用しない	(7.2.10)
▷	12. 工作図	(1) ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ＊ 図示　○ (2) 仮組の実施　＊ 行わない　○ 行う	(7.3.2) (7.3.10)
▷	13. 高力ボルト接合	(1) すべり試験の実施　＊ 行わない　○ 行う 試験の方法等　＊ 図示　○ (2) ナット回転法の場合で、ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合のナット回転量 ＊ 図示　○	(7.4.2) (7.4.7)
▷	14. 溶接接合	(1) 溶接作業を行う技能資格者 ｱ. 溶接作業者の技量付加試験 ＊ 行わない　○ 行う ｲ. 試験要領　＊ 図示　○ (2) 開先の形状　＊ 図示　○ (3) 溶接施工 ｱ. 鋼製ｴﾝﾄﾞﾀﾌﾞを切断する箇所及び切断範囲 ＊ 図示　○ ｲ. 切断面の仕上げ ＊ グラインダーにより、粗さ1000μmRz程度以下及びノッチ深さ1㎜程度以下 ○ ｳ. 低応力高サイクル疲労を浮ける部位 ＊ 図示　○ ｴ. スカラップの形状　＊ 図示　○ (4) 溶接部の試験 ｱ. 溶接部の外観試験 ○ 平成12年建設省告示第1464号第二号に関する試験 試験の方法等　＊ 図示 ○ ○ JASS 6 付則 6 の付表 3「溶接」に関する試験 試験の方法等　＊ 図示 ○ ｲ. 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ＊ 適用する　○ 適用しない 工場溶接の場合 AOQL（平均出検品質限界）　＊ 4.0%　○ 2.5% 検査水準　＊ 第6水準　○ 第＿＿水準 (5) デッキプレートと鉄骨部材の溶接 ＊ 図示　○	(7.6.3) (7.6.4) (7.6.7) (7.6.12) (7.7.8)
▷	15. 錆止め塗装	(1) 塗装の範囲 ｱ. 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ＊ 図示　○ ｲ. 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ＊ 標準仕様書7.8.2(1)による ○ (2) 塗料種別 ｱ. 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め塗料の種別 ＊ 標準仕様書 表18.3.1 As種　○	(7.8.2) (7.8.4)

イ. 耐火被覆材が接着する面の塗料の種別

＊ 図示 ○

▷ 16. 耐火被覆

(1) 耐火被覆の種類等 (7.9.2)(7.9.3)

種類	材料・工法	耐火性能	適用箇所
＊ 耐火材吹付け			
○ 耐火板張り			
○ 耐火材巻付け			
○ ラス張りモルタル塗り			
○ 耐火塗料等			

(2) 種類・材料・工法等

(3) 耐火性能 ○ 30分耐火 ○ 1時間耐火 ○ _____ (7.9.3)

▷ 17. アンカーボルトの設置等

(1) 構造用アンカーボルト (7.10.3)

ア. 構造用アンカーボルトの形状及び寸法

＊ 図示 ○

イ. 構造用アンカーボルトの保持及び埋込み工法

＊ 適切な鋼製アンカーフレーム等を設置して固定する方法

○

(2) 建方用ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄの保持及び埋込み工法

○ A種 ○ B種 (表7.10.1)

(3) 柱底均しモルタル

ア. 柱底均しモルタルの厚さ ○ mm

イ. 工法の種別 ＊ A種 ○ B種 (表7.10.2)

▷ 18. 軽量形鋼

(1) ボルトの接合方法 (7.11.2)

＊ 普通ボルト接合 ○

▷ 19. 溶融亜鉛めっき工法

(1) 溶融亜鉛めっき高力ﾎﾞﾙﾄ接合 (7.12.5)

摩擦面のすべり係数値が0.4以上確保できる処理方法

○ ブラスト処理 ○ りん酸塩処理 ○

● 第 8 章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

項 目 / 特 記 事 項

▷ 1. 補強コンクリートブロック造

(1) 材料 (8.2.2)

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	モジュール呼び寸法(mm) 長さ	モジュール呼び寸法(mm) 高さ	化粧の有無	適用箇所
○ 空洞ブロックC(16)				○ 無 ○ 有	
○				○ 無 ○ 有	

(2) モルタルの調合(容積比) (8.2.3)

＊ ブロックの区分がA(08)、B(12)、C(16)の場合で、目地幅が10mm程度の場合

＊ 標準仕様書 表8.2.1による

○ セメント( ) モルタル( )

(3) 各部の配筋 (8.2.5)

＊ 図示 ○

(4) 目地仕上げ (8.2.7)

○ 押し目地仕上げ ○ 化粧目地仕上げ

(5) まぐさを受ける開口部両側のブロックにおいて、モルタル又はコンクリートで充填するブロックの範囲 (8.2.8)

＊ 図示 ○

▶ 2. コンクリートブロック帳壁及び塀

(1) 材料 (8.3.2)

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	モジュール呼び寸法(mm) 長さ	モジュール呼び寸法(mm) 高さ	化粧の有無	適用箇所
○ 空洞ブロックC(16)				○ 無 ○ 有	＊ 表8.3.1
○ 型枠状ブロック20				○ 無 ○ 有	
● 普通レンガ4種	60	210	100	● 無 ○ 有	

(2) モルタルの調合(容積比) (8.3.3)

＊ ブロックの区分がA(08)、B(12)、C(16)の場合で、目地幅が10㎜程度の場合

＊ 標準仕様書 表8.2.1による

○ セメント(　　)　モルタル(　　)

(3) 鉄筋の加工及び組立 (8.3.4)

ｱ. 鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状

＊ 図示　○

ｲ. 各部の配筋

＊ 図示　○

▷ 3. ALCパネル

(1) 材料、構法 (8.4.2～8.4.5)(表8.4.2～表8.4.4)

パネルの区分			単位荷重	厚さ	耐火性能	構法の
用途	形状	表面加工	(N/㎡)	(㎜)	(時間)	種別
○ 外壁用	○ 一般 ○ ｺｰﾅｰ	○ 平 ○ 意匠			＊ 有(1) ○	○ A種 ○ B種
○ 間仕切壁用	○ 一般 ○ ｺｰﾅｰ	○ 平 ○ 意匠			○ 有(1) ○ 無 ○	○ C種 ○ D種 ○ E種
○ 屋根用	―	―			＊ 有(0.5)	＊ F種
○ 床用	―	―			＊ 有(　) ○ 無	

幅及び長さ(㎜)

＊ 図示　○ 幅　㎜、長さ　㎜

(2) パネル相互の接合部に挿入する耐火目地材 (8.4.2)

＊ 図示　○ ＿＿＿＿＿

(3) 外壁パネル構法、屋根及び床パネル工法 (8.4.3)(8.4.5)

耐風圧性能　(　　)

耐震性能　(　　)

(4) 間仕切壁パネル構法 (8.4.4)

耐震性能　(　　)

(5) パネル幅の最小限度を300㎜未満とする場合 (8.4.3)(8.4.4)(8.4.5)

＊ 図示　○ ＿＿＿㎜

(6) 目地幅(㎜) (8.4.3)(8.4.4)

(パネル短辺小口相互の接合部、出隅及び入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取り合い部)

＊ 10～20㎜　○ ＿＿＿㎜　○ 図示

(7) 伸縮目地への耐火目地材の充填 (8.4.3)(8.4.4)

○ 適用する　○ 適用しない

▷ 4. 押出成形セメント板(ECP)

(1) 材料・構法 (8.5.2～8.5.4)(表8.5.1)(表8.5.2)

パネルの種類	形状	厚さ(㎜)	幅(㎜)	工法の種別
○ 外装パネル	○ F(フラットパネル)	○ 50　○ 60	600	○ A種 ○ B種
	○ D(デザインパネル)	○ 50　○ 60		
	○ T(タイルベースパネル)	○ 60　○		
○ 間仕切壁パネル	○ F(フラットパネル)	○ 50　○ 60	600	○ B種 ○ C種
	○ D(デザインパネル)	○ 50　○ 60		
	○ T(タイルベースパネル)	○ 60　○		

(2) 外壁パネル構法 (8.5.3)

耐風圧性能　(　　)

耐震性能　(　　)

(3) 間仕切壁パネル構法 (8.5.4)

耐震性能　(　　)

(4) 耐火構造以外の目地及び隙間の処理 (8.5.3)(8.5.4)

＊ パネルの製造所の仕様　○ ＿＿＿＿＿＿

(5) パネル幅の最小限度を300㎜未満とする場合 (8.5.3)(8.5.4)

＊ 図示　○ ＿＿＿㎜

(6) パネル相互の目地幅(㎜) (8.5.3)(8.5.4)

長辺の目地幅　＊ 10以上　○ ＿＿＿㎜　○ 図示

短辺の目地幅　＊ 15以上　○ ＿＿＿㎜　○ 図示

(7) 出隅及び入隅のパネル接合部の伸縮目地の目地幅(㎜) (8.5.3)(8.5.4)

	＊ 15程度(シーリング材を充填)　　○ ＿＿＿＿ mm　　○ 図示 (8) 溝掘及び開口部の措置　(8.5.5) やむを得ず設備開口等を設ける場合のパネルの開口寸法等の限度 ＊ 図示　　○

● 第９章　防 水 工 事

項　目	特　記　事　項
▶ 1. アスファルト防水	(1) 屋根保護防水　(9.2.2)(9.2.3)(表9.2.3～表9.2.6)

ｱ. 防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート
● A-1	屋根		ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm
○ A-2			＊ 以上又はフラットヤーンクロス
○ A-3			70g/㎡程度
○ B-1			
○ B-2			○
○ AI-1		厚さ(mm)	＊ フラットヤーンクロス70g/㎡程度
○ AI-2		○	
○ AI-3			
○ BI-1			○
○ BI-2			

ｲ. 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ　(9.2.2)

＊ 標準仕様書 表9.2.3及び表9.2.4による

○ JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ

(ｱ) 用途による区分　○

(ｲ) 材料構成による区分　○ R種　○ N種

(ｳ) 厚さ　○　mm以上

ｳ. 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ　(9.2.2)

＊ 標準仕様書 表9.2.5及び表9.2.6による

○ JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ

(ｱ) 用途による区分　○

(ｲ) 材料構成による区分　○ R種　○ N種

(ｳ) 厚さ　○　mm以上

ｴ. 押え金物の材質及び形状寸法　(9.2.2)

＊ アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度

○

ｵ. 立上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置　(表9.2.4)(表9.2.6)

○ 適用する　● 適用しない

ｶ. 平場の保護コンクリートの厚さ　(9.2.5)

(ｱ) こて仕上げ　＊ 80mm以上　○

(ｲ) 床タイル張り　＊ 60mm以上　○

ｷ. 立上り部の保護工法　(9.2.2)(9.2.5)(表9.2.3～9.2.6)

● 乾式保護材

乾式保護材の材料　＊ 窯業系パネルI類　厚さ15mm　幅303mm

○

○ れんが押え

れんがの材料　＊ JIS R 1250

○

○ コンクリート押え

○ モルタル押え(屋内等)

(2) 屋根露出防水　(9.2.2)(9.2.3)(表9.2.3～表9.2.6)

ｱ. 防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	仕上塗材	
			種類	使用量
○ D-1			＊ 製造所の仕様による	＊ 製造所の仕様による
○ D-2				
○ DI-1		種類 ○	○	○
○ DI-2		厚さ(mm) ○		

ｲ. 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ　(9.2.2)

＊ 標準仕様書 表9.2.5及び表9.2.6による

○ JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ
(ｱ) 用途による区分 ○
(ｲ) 材料構成による区分 ○ R種 ○ N種
(ｳ) 厚さ ○ ㎜以上

ｳ. 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (9.2.2)
＊ 標準仕様書 表9.2.5及び表9.2.6による
○ JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ
(ｱ) 用途による区分 ○
(ｲ) 材料構成による区分 ○ R種 ○ N種
(ｳ) 厚さ ○ ㎜以上

ｴ. 押え金物の材質及び形状寸法 (9.2.2)
＊ アルミニウム製L-30×15×2.0㎜程度
○

ｵ. 絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び装置数量 (9.2.3)
(ｱ) 種類 ＊ アスファルトルーフィング類の製造所の指定
○
(ｲ) 設置数量 ＊ アスファルトルーフィング類の製造所の指定
○ 個

ｶ. ルーフドレン周り及び立ち上がり部周辺の断熱材の張りじまい位置 (9.2.4)
＊ 図示 ○

(3) 屋内防水 (9.2.2)(9.2.3)(表9.2.9)
ｱ. 防水層の種別

種別	施工箇所	種別	施工箇所
○ E-1		○ E-2	

ｲ. 保護層 (9.2.3)
○ 設ける ＊ 図示 ○
○ 設けない

ｳ. E-1の工程3を行う場合の部位 (表9.2.9)
＊ 貯水槽、浴槽等の常時水に接する部位
○

(4) 施工 (9.2.4)
ｱ. 防水層の下地のモルタル塗り
○ 適用する (施工範囲 ＊ 図示 ○)
○ 適用しない
ｲ. 防水層の下地、立上りコンクリート打放し仕上げ
＊ 標準仕様書表6.2.4のB種
○

(5) 屋上排水溝の設置 (9.2.5)
○ 設ける(図示) ○ 設けない

▷ 2. 改質アスファルトシート防水

(1) 防水層の種別 (9.3.2)(9.3.3)(表9.3.1～表9.3.3)

種別	施工箇所	断熱材	防湿用シート	仕上塗材	
				種類	使用量
○ AS-T1				＊ 製造所の仕様による	＊ 製造所の仕様による
○ AS-T2					
○ AS-T3					
○ AS-T4					
○ AS-J1				○	○
○ ASI-T1		種類 ○	○ 設ける ○ 設けない		
○ ASI-J1		厚さ(㎜) ○			

(2) 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (9.3.2)
＊ 標準仕様書表9.3.1から表9.3.3による
○ JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ
ｱ. 用途による区分 ○
ｲ. 材料構成による区分 ○ R種 ○ N種
ｳ. 厚さ ○ ㎜以上

(3) 粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (9.3.2)

＊ 標準仕様書表9.3.2から表9.3.3による
○ JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ
ｱ. 用途による区分 ○
ｲ. 材料構成による区分 ○ R種 ○ N種
ｳ. 厚さ ○ ㎜以上

(4) 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (9.3.2)
＊ 標準仕様書表9.3.2から表9.3.3による
○ JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ
ｱ. 用途による区分 ○
ｲ. 材料構成による区分 ○ R種 ○ N種
ｳ. 厚さ ○ ㎜以上

(5) 押え金物の材質及び形状寸法 (9.3.2)
＊ アルミニウム製L-30×15×2.0㎜程度
○

(6) 絶縁工法、絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び装置数量 (9.3.3)
ｱ. 種類 ＊ アスファルトルーフィング類の製造所の指定
○
ｲ. 設置数量 ＊ アスファルトルーフィング類の製造所の指定
○ 個

▷ 3. 合成高分子系ルーフィングシート防水

(1) 防水層の種別 (9.4.2～9.4.4)(表9.4.1)(表9.4.2)

種別	施工箇所	断熱材	歩行の仕様	仕上げ塗装	
				種類	使用量
○ S-F1			＊ 非歩行用 ○ 軽歩行用	＊ 製造所の仕様による ○	＊ 製造所の仕様による ○
○ S-F2			○ 非歩行用 ○ 軽歩行用		
○ S-M1			＊ 非歩行用 ○ 軽歩行用	＊ 製造所の仕様による ○	＊ 製造所の仕様による ○
○ S-M2			○ 非歩行用 ○ 軽歩行用		
○ SI-F1		種類 ○ 厚さ(㎜) ○		＊ 製造所の仕様による ○	＊ 製造所の仕様による ○
○ SI-F2					
○ SI-M1		種類 ○ 厚さ(㎜) ○		＊ 製造所の仕様による ○	＊ 製造所の仕様による ○
○ SI-M2					

(2) 可塑剤移行防止シートの材質
＊ 発泡ポリエチレンシート
○

(3) SI-M1及びSI-M2における防湿用フィルムの設置 (表9.4.2)
○ 設置する ○ 設置しない

(4) 屋内防水層の種別 (9.4.2～9.4.4)(表9.4.3)

種別	施工箇所	保護層		
		平場のモルタル塗り		立上り部の保護モルタル塗り厚さ
		塗厚(㎜)	工法	
○ S-C1		○	○ 床塗り	＊ 7㎜以下

			○ 下地モルタル塗り	○	

(5) 合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ (9.4.2)

＊ 標準仕様書表9.4.1から表9.4.3による

○ JIS A 6008 に基づく種類及び厚さ

ｱ. 種類 ○

ｲ. 厚さ ○ ㎜以上

(6) 固定金具の材質及び形状 (9.4.2)

＊ 厚さ0.4㎜以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面又は両面に樹脂を積層加工したもの

○

(7) 接着工法の場合の脱気装置の種類及び装置数量 (9.4.3)

ｱ. 種類 ＊ ルーフィングシートの製造所の仕様

○

ｲ. 設置数量 ＊ ルーフィングシートの製造所の仕様

○ 個

(8) 接着工法の場合のPCコンクリート部材防水下地の目地処理 (9.4.4)

○ 行う (＊ 図示 ○)

○ 行わない

(9) PCコンクリート下地の入隅部の増張り(S-F1、SI-F1の場合) (9.4.4)

○ 行う (＊ 図示 ○)

○ 行わない

(10) 機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け (9.4.4)

建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法

＊ 図示 ○

▷ 4. 塗膜防水

(1) 防水層の種別 (9.5.3)(表9.5.1)(表9.5.2)

種別	施工箇所	仕上塗材		保護層
		種類	使用量	
○ X-1		＊ 製造所の仕様による ○	＊ 製造所の仕様による ○	
○ X-2		＊ 製造所の仕様による ○	＊ 製造所の仕様による ○	
○ Y-1	＊ 地下街壁防水 ○			
○ Y-2	＊ 屋内防水 ○			○

(2) ウレタンゴム系塗膜防水X-1の脱気装置の種類及び装置数量 (9.5.3)

ｱ. 種類 ＊ 主材料の製造所の仕様

○

ｲ. 設置数量 ＊ 主材料の製造所の仕様

○ 個

▷ 5. ケイ酸質系塗布防水

(1) 防水層の下地(壁及び天井) (9.6.4)

＊ コンクリート打放し仕上げ(標準仕様書 表6.2.4のB種)

○

(2) 下地処理 (9.6.4)

ｱ. コンクリートの打継箇所の処理

＊ 標準仕様書 9.6.4(2)(ｱ)による

○

ｲ. 標準仕様書 9.6.4(2)(ｲ)及び(ｳ)以外の下地処理

＊ 図示 ○

▷ 6. シーリング

(1) 材料 (9.7.2)

ｱ. 種類及び施工箇所

＊ 下表以外は、標準仕様書 表9.7.1による
ただし、外壁タイル接着剤張り目地の場合のシーリングは11章に、
カーテンウォール目地の場合のシーリングは17章による

施工箇所	シーリング材の種類(記号)

ｲ. 仕上げを行わない施工箇所　　（　　）

(2) シーリング材の目地寸法　(9.7.3)

＊ 標準仕様書 9.7.3(1)による

○

(3) 接着性試験　(9.7.5)

＊ 簡易接着性試験　○ 引張接着性試験　○

▷ 7. 保証　(1) 防水工事の保証期間　＊ 10年　○ ＿＿＿年

▷ 8. 環境配慮　(1) 環境対応低煙低臭型防水工事用ｱｽﾌｧﾙﾄや改良型無煙がま等の標準仕様書に規定されていない防水材料及び設備を用いる場合は、工事監督員と協議すること。

○ 第10章 石 工 事

項　目	特　記　事　項
▷ 1. 施工	(1) 石材の割付け　(10.1.3) ＊ 図示　○
▷ 2. 石材等	(1) 天然石　(10.2.1)(表10.2.1)(表10.2.2)

施工箇所	岩石の種類	形状及び寸法	表面仕上げの種類	バフ仕上げの有無
	○	○ 図示		

(2) テラゾブロック　(10.2.1)(表10.2.1)(表10.2.2)

施工箇所	種石の種類	種石の大きさ(mm)	形状による区分	仕上げ面による区分	寸法(mm)	表面仕上げの種類
	＊ 大理石 ○ 花こう岩	＊ 1.5～12 ○	○ 平もの ○ 役もの	○ 片面 ○ 両面		

(3) テラゾタイル　(10.2.1)(表10.2.1)(表10.2.2)

施工箇所	種石の種類	種石の大きさ(mm)	寸法による区分(mm)	表面仕上げの種類
	＊ 大理石 ○ 花こう岩	＊ 1.5～12 ○	○ 300×300 ○ 400×400	

(4) 取り付用モルタル、既調合の目地用モルタル、浸透性吸水防止剤、石裏面処理材、裏打ち処理材、金物の固定に使用する充填材料　(10.2.3)

＊ 専門工事業者の指定する製品

○

▷ 3. 外壁湿式工法　(1) 取付け金物　(10.2.2)

ｱ. 受金物

(ｱ) 材質　＊ ｽﾃﾝﾚｽ製(SUS304)　○

(ｲ) 形状及び寸法　＊ L−75×75×6(mm) 長さ100mm又は150mm　○

ｲ. アンカーの材質及び寸法

(ｱ) 材質　＊ SS400　○

(ｲ) 寸法　○

ｳ. あと施工アンカーの種類、材質及び寸法

(ｱ) 種類　○

(ｲ) 材質　○

(ｳ) 寸法　○

ｴ. 上記以外の金物の材質、形状及び寸法

＊ 図示　○

(2) ドレンパイプの材質　(10.2.3)

○ 樹脂ネット製パイプ クロスメッシュ巻き 25～35φ

○

		(3) 材料	(10.3.2)
		ｱ. 石材の厚さ(mm) ○	
		ｲ. 石裏面処理 ○ 適用する ○ 適用しない	
		ｳ. 裏打ち処理 ○ 適用する ○ 適用しない	
		(4) 下地ごしらえ ＊ あと施工アンカー・横筋流し工法	(10.3.3)
		○ 流し筋工法	
		○ あと施工アンカー工法	
		(5) 目地	(10.3.3)
		ｱ. 一般目地	
		(ｱ) 目地幅(mm) ○	
		(ｲ) シーリング材 ○ 適用する ○ 適用しない	
		ｲ. 伸縮調整目地	
		(ｱ) 位置 ＊ 標準仕様書 表11.1.1による	
		○ 図示	
		(ｲ) シーリング材の目地寸法	(9.7.3)(10.3.3)
		＊ 幅・深さとも10mm以上	
		○ 図示	
▷	4. 内壁空積工法	(1) 取付け金物	(10.2.2)
		ｱ. 受金物	
		(ｱ) 材質 ＊ ｽﾃﾝﾚｽ製(SUS304)	
		○	
		(ｲ) 形状及び寸法 ＊ L−75×75×6(mm) 長さ100mm又は150mm)	
		○	
		ｲ. アンカーの材質及び寸法	
		(ｱ) 材質 ＊ SS400 ○	
		(ｲ) 寸法 ○	
		ｳ. あと施工アンカーの種類、材質及び寸法	
		(ｱ) 種類 ○	
		(ｲ) 材質 ○	
		(ｳ) 寸法 ○	
		ｴ. 上記以外の金物の材質、形状及び寸法	
		＊ 図示 ○	
		(2) 材料	(10.4.2)
		ｱ. 石材の厚さ(mm) ○	
		ｲ. 石裏面処理 ○ 適用する ○ 適用しない	
		ｳ. 裏打ち処理 ○ 適用する ○ 適用しない	
		(3) 下地ごしらえ ＊ あと施工アンカー・横筋流し工法	(10.4.3)
		○ あと施工アンカー工法	
		(4) 目地	(10.4.3)
		ｱ. 一般目地	
		(ｱ) 目地幅(mm) ○	
		(ｲ) シーリング材 ○ 適用する ○ 適用しない	
		ｲ. 伸縮調整目地	
		(ｱ) 位置 ＊ 6m程度ごと	
		○ 図示	
		(ｲ) シーリング材の目地寸法	(9.7.3)(10.4.3)
		＊ 幅・深さとも10mm以上	
		○ 図示	
▷	5. 外壁乾式工法	(1) 取付け金物	(10.2.2)
		ｱ. 外壁乾式工法の方式による金物の種類、形状、寸法等	
		＊ 標準仕様書 表10.2.4	
		（方式: ○ スライド方式 ○ ロッキング方式 ）	
		○ 図示	
		ｲ. アンカーの材質及び寸法	(10.2.2)
		(ｱ) 材質 ＊ SS400 ○	
		(ｲ) 寸法 ○	
		ｳ. あと施工アンカーの種類、材質及び寸法	
		(ｱ) 種類 ○	

	（イ） 材質	○		
	（ウ） 寸法	○		
	エ. 上記以外の金物の材質、形状及び寸法			
	＊ 図示	○		
(2)	材料			(10.5.2)
	ア. 石材の厚さ(㎜)	○	㎜	

		ｲ. だぼ用の穴の位置　＊ 標準仕様書 10.5.2(2)(ｱ) ○ 図示	
		ｳ. 裏打ち処理　○ 適用する　○ 適用しない	
		(3) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ＊ 図示	(10.5.3)
		(4) 目地	(10.5.3)
		ｱ. 目地幅(mm)　○	
		ｲ. シーリング材　○ 適用する(　＊ 標準仕様書 9.7による　○ 図示) ○ 適用しない	
▷	6. 床及び階段の石張り	(1) 石材の厚さ(mm) ｱ. 床　○ ｲ. 階段　○	(10.6.2)(10.6.3)
		(2) 床石張り	(10.6.2)
		ｱ. 浸透性吸水防止剤　○ 適用する　○ 適用しない	
		ｲ. 石裏面処理　○ 適用する　○ 適用しない	
		ｳ. 裏打ち処理　○ 適用する　○ 適用しない	
		(3) 階段張り	(10.6.3)
		ｱ. 石裏面処理　○ 適用する　○ 適用しない	
		(4) 目地	(10.6.2)(10.6.3)
		ｱ. 一般目地	
		(ｱ) 目地幅(mm)　○	
		(ｲ) シーリング材　○ 適用する　○ 適用しない	
		ｲ. 伸縮調整目地	
		(ｱ) 位置　＊ 床面積30㎡程度ごと、細長い通路の場合 6m程度ごと及び他部材との取り合い部 ○ 図示	
		(ｲ) シーリング材の目地寸法 ＊ 幅・深さとも10mm以上 ○ 図示	(9.7.3)(10.6.2)
▷	7. 笠木、甲板等の石張り	(1) 取付工法　○ 湿式工法　○ 乾式工法	(10.2.2)(10.7.2)
		(2) 特殊部位用金物	(10.2.2)
		ｱ. 引金物、だぼ及びかすがい	
		(ｱ) 材質　＊ SUS304　○	
		(ｲ) 寸法　＊ 標準仕様書表10.2.3による ○	
		ｲ. ファスナー ＊ 標準仕様書 表10.2.4 （方式: ○ スライド方式　○ ロッキング方式　） ○ 図示	
		ｳ. アンカーの材質及び寸法	
		(ｱ) 湿式工法	
		a. 材質　＊ SS400　○	
		b. 寸法　○	
		(ｲ) 乾式工法	
		a. 材質　＊ SUS304　○	
		b. 寸法　○	
		ｴ. あと施工アンカーの種類、材質及び寸法	
		(ｱ) 種類　○	
		(ｲ) 材質　○	
		(ｳ) 寸法　○	
		ｵ. 上記以外の金物の材質、形状及び寸法	
		＊ 図示　○	
		(3) 石材の厚さ(mm)　○	(10.7.2)
		(4) 石裏面処理　○ 適用する　○ 適用しない	
		(5) 湿式工法の場合	(10.3.3)(10.7.2)
		ｱ. 目地	
		(ｱ) 一般目地	
		a. 目地幅(mm)　○	

b. シーリング材　○ 適用する(　＊ 標準仕様書 9.7による　○ 図示)
○ 適用しない

(イ) 伸縮調整目地

a. 位置　＊ 標準仕様書 表11.1.1による
○ 図示

b. シーリング材の目地寸法
＊ 幅・深さとも10㎜以上
○ 図示

(6) 乾式工法の場合　(10.5.3)(10.7.2)

ア. 取付け代
＊ 標準仕様書 10.5.3(2)　○ 図示

イ. 石材の取付　＊ 図示　○

ウ. 石裏の補強用モルタル　○ 適用する　○ 適用しない

エ. 目地

(ア) 目地幅(㎜)　○

(イ) シーリング材　○ 適用する(　＊ 標準仕様書 9.7による　○ 図示)
○ 適用しない

▷ 8. 隔て板　(1) 石材の厚さ(㎜)　＊ 40　○　(10.7.3)

○ 第11章 タイル工事

項目	特記事項
▷ 1. 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地	(1) 位置　＊ 標準仕様書 表11.1.1による　(11.1.3) ○ 図示
▷ 2. 見本焼、試験施工	(1) 見本焼き　○ 行う　○ 行わない　(11.1.4) (2) 試験張り　○ 行う　○ 行わない
▷ 3. セメントモルタルによるタイル張り	(1) タイルの形状、寸法等　(11.2.2)

施行箇所	種類	形状寸法(㎜)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無	
		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(2) 既調合モルタル　(11.2.3)
○ 既調合モルタルの製造所の仕様による
○

(3) 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理方法　(11.2.6)
○ 目荒し方法(標準仕様書15.3.4(4)による)
○ MCR工法(標準仕様書6.8による)
○

(4) 壁タイル張りの方法　(表11.2.3)

ア. 内外装タイル　○ 密着張り
○ 改良圧着張り

イ. 内装タイル以外のユニットタイル　○ マスク張り
○ モザイクタイル張り

▷ 4. 有機系接着剤によるタイル張り　(1) タイルの形状、寸法等　(11.3.2)

施行箇所	種類	形状寸法(㎜)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無	
		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(2) 接着剤のホルムアルデヒド放散量　(11.3.3)
＊ F☆☆☆☆　○

(3) 外装タイルにおける目地詰め (11.3.3)(11.3.5)

○ 行う ○ 行わない

(4) 目地のシーリング材 (11.3.4)

打継目地

＊ ポリウレタン系シーリング材 ○

ひび割れ誘発目地

＊ ポリウレタン系シーリング材 ○

伸縮調整目地

＊ 変成シリコン系シーリング材 ○

その他の目地

＊ 変成シリコン系シーリング材 ○

(5) 下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面の下地処理方法 (11.3.5)

○ 目荒し方法（標準仕様書15.3.4(4)による）

○ MCR工法（標準仕様書6.8による）

○

● 第12章 木 工 事

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 表面仕上げ	(1) 見え掛り面の仕上げの程度（施工箇所は図示による） (12.1.4) ＊ プレーナー加工仕上げ ○ 超自動機械かんな掛け仕上げ ○ サンダー掛け仕上げ ○
▶ 2. 材料	(1) ホルムアルデヒド放散量等 (12.2.1) ＊ F☆☆☆☆又は標準仕様書12.2.1(1)(ウ)(b)による ○

(2) 製材 (12.2.1)(12.3.2)(表12.2.2)

ア. JAS 1083-5による下地用製材

施工箇所	等級	寸法(mm)	保存処理	含水率
	＊ 2級 ○		○ 防腐 ○ 防虫 ○ 防ぎ ○	＊ A種 ○ B種
	＊ 2級 ○		○ 防腐 ○ 防虫 ○ 防ぎ ○	＊ A種 ○ B種
	＊ 2級 ○		○ 防腐 ○ 防虫 ○ 防ぎ ○	＊ A種 ○ B種

イ. JAS 1083-2による造作用製材

施工箇所	等級	寸法(mm)	保存処理	含水率
見え掛り面	＊ 上小節 ○		● 防腐 ○ 防虫 ○ 防ぎ ○	＊ A種 ○ B種
見え掛り面以外	○ 上小節 ＊ 小節		● 防腐 ○ 防虫 ○ 防ぎ ○	＊ A種 ○ B種
			○ 防腐 ○ 防虫 ○ 防ぎ ○	＊ A種 ○ B種

ウ. JAS 1083-6による広葉樹製材

施工箇所	等級	寸法(mm)	保存処理	含水率
	＊ 1等 ○		○ 防腐 ○ 防虫 ○ 防ぎ ○	＊ 10%以下 ○
	＊ 1等 ○		○ 防腐 ○ 防虫 ○ 防ぎ ○	＊ 10%以下 ○
	＊ 1等 ○		○ 防腐 ○ 防虫 ○ 防ぎ ○	＊ 10%以下 ○

エ. JAS 1083（製材）以外の製材

施工箇所	寸法(mm)	材面の品質	防虫処理	含水率
		＊ A種 ○ B種	○ 適用する ○ 適用しない	＊ A種 ○ B種
		＊ A種	○ 適用する	＊ A種

		○ B種	○ 適用しない	○ B種
		＊ A種 ○ B種	○ 適用する ○ 適用しない	＊ A種 ○ B種

代用樹種を使用できない箇所:

オ. JAS乾燥認定工場から出荷された木材は、出荷証明書を、その他の工場から出荷された木材は、北海道林産物検査会が発行する検査証明書を提出すること。

カ. カラマツの使用範囲は、原則として束・母屋・土台・大引きとする。

(3) 造作用集成材等 (12.2.1)

ア.「集成材の日本農林規格」による造作用集成材等

施工箇所	品名	樹種名	見付け材面	寸法(mm)	見付け材面の品質
			面		＊ 1等 ○ 2等
			面		＊ 1等 ○ 2等

イ.「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	厚さ(mm)	見付け材面	寸法(mm)	見付け材面の品質
		化粧薄板: 芯材:		面 面		＊ 1等 ○ 2等 ＊ 1等 ○ 2等
		化粧薄板: 芯材:		面 面		＊ 1等 ○ 2等 ＊ 1等 ○ 2等

ウ.「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材等

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率
			＊ 1等 ○ 2等	＊ 15%以下 ○
			＊ 1等 ○ 2等	＊ 15%以下 ○

エ.「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率
	化粧薄板: 芯材:			＊ 1等 ○ 2等 ＊ 1等 ○ 2等	＊ 15%以下 ○
	化粧薄板: 芯材:			＊ 1等 ○ 2等 ＊ 1等 ○ 2等	＊ 15%以下 ○

(4) 造作用単板積層材 (12.2.1)(12.3.2)

ア. JAS 0701による造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の品質(化粧加工)	防虫処理
			○ 有り [加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工] ○ 無し (等級:)	○ 適用する ○ 適用しない
			○ 有り [加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工] ○ 無し (等級:)	○ 適用する ○ 適用しない

イ. JAS 0701以外の造作用単板積層材 (12.2.1)(12.3.2)

施工箇所	寸法(mm)	表面の品質(化粧加工)	含水率	防虫処理
		○ 有り [加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工] ○ 無し (等級:)	＊ 14%以下 ○	○ 適用する ○ 適用しない
		○ 有り [加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工] ○ 無し (等級:)	＊ 14%以下 ○	○ 適用する ○ 適用しない

(5) 直交集成板(JAS 3079) (12.2.1)

施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	強度等級	種別	接着性能
	○ 異等級構成 ○ 同一等級構			○ 目視1等 ○ 目視2等	○ A種 ○ B種	○ A ○ B

	○ 成					○ C
	○ 異等級構成 ○ 同一等級構成			○ 目視1等 ○ 目視2等	○ A種 ○ B種	○ A ○ B ○ C

(6) 合板等 (12.2.1)(12.3.2)

ｱ.「合板の日本農林規格」の普通合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理
		＊ 5.5 ○		＊ 1類 ○ 2類	広葉樹 ＊ 2等 ○ 1等 針葉樹 ＊ C-D ○	○ 適用する ○ 適用しない
		＊ 5.5 ○		＊ 1類 ○ 2類	広葉樹 ＊ 2等 ○ 1等 針葉樹 ＊ C-D ○	○ 適用する ○ 適用しない

ｲ.「合板の日本農林規格」の構造用合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	等級	板面の品質	単板の樹種名	保存処理	防虫処理	強度等級
		＊ 12.0 ○	＊ 2級 ○ 1級	＊ C-D ○			○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ( ) ○ 適用しない
		＊ 12.0 ○	＊ 2級 ○ 1級	＊ C-D ○			○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ( ) ○ 適用しない

接着の程度　常時湿潤状態となる場所での使用　＊ 特類　○
その他の場合　＊ 1類以上　○

ｳ.「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	防虫処理
				○ 適用する ○ 適用しない
				○ 適用する ○ 適用しない

接着の程度　常時湿潤状態となる場所での使用　＊ 特類　○

ｴ.「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
			○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない
			○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない

ｵ.「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板

施工箇所	品名	単板の樹種名	化粧加工の方法	表面性能	厚さ(mm)	接着の程度	防虫処理
			○ オーバーレイ ○ プリント ○ 塗装等 ○				○ 適用する ○ 適用しない
			○ オーバーレイ ○ プリント ○ 塗装等 ○				○ 適用する ○ 適用しない

ｶ. JIS A 5908によるパーティクルボード

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	厚さ(mm)
		＊ 13タイプ ○	○ 耐水性1(Mタイプ) ○ 耐水性2(Pタイプ)	＊ 15 ○

		＊ 13タイプ ○	○ 耐水性1(Mタイプ) ○ 耐水性2(Pタイプ)	＊ 15 ○

キ. JAS 0360による構造用パネル

施工箇所	品名	厚さ(mm)

ク. JIS A 5905によるミディアムデンシティーファイバーボード(MDF)

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ(㎜)

▷ 3. 接合具等

(1) 造作材の化粧面の釘打ち (12.2.2)

＊ 隠し釘打ち ○ 釘頭埋め木 ○ つぶし頭釘打ち ○ 釘頭現し

(2) 諸金物の形状、寸法及び材質 (12.2.2)(表12.2.3～表12.2.5)

＊ かすがい、座金、箱金物、短冊金物

（標準仕様書表12.2.3～12.2.5に示す程度の市販品 表14.2.2のF種程度）

○

（ 形状: 寸法: 材質: ）

(3) 接合具等の接着剤のホルムアルデヒド放散量 (12.2.2)

＊ F☆☆☆☆ ○

(4) 木れんがの接着工法に使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量 (12.2.3)

＊ F☆☆☆☆ ○

▶ 4. 防腐・防蟻・防虫処理

(1) 防腐・防蟻処理 (12.3.1)

ア. 防腐・防蟻処理を省略できる機種による製材

適用部位 （ 支柱 ）

イ. 薬剤の加圧注入処理等による防腐・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分
支柱	● K2 ○ K3 ○ K4
	○ K2 ○ K3 ○ K4

ウ. 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	薬剤の種類	処理の方法
	○ JIS K 1571に適合する表面処理用木材保存剤又は同等品	＊ 薬剤の製造所の仕様による ○
	○ JIS K 1571付属書Aに基づく表面処理用木材保存剤 種類:（ ）	＊ 薬剤の製造所の仕様による ○
	○	＊ 薬剤の製造所の仕様による ○

エ. 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理

適用部材 （ ）

オ. 合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部材 （ ）

保存処理の性能区分 ＊ K3 ○ ＿＿

(2) 不燃処理木材等 (12.3.3)

○ 不燃材料 ○ 準不燃材料 ○ 難燃材料

▷ 5. 鉄筋コンクリート造等の内部間仕切り軸組及び床組

(1) 間仕切り軸組に用いる木材 (12.4.1)

＊ 杉又は松 ○

(2) 床組に用いる木材

＊ 杉又は松 ○

▷ 6. 窓、出入り口その他

(1) 窓、出入り口その他に用いる木材 (12.5.1)

ア. 吊元枠、水掛りの下枠及び敷居 ＊ ひのき ○

イ. その他 ＊ 杉又は松 ○

▷ 7. 床板張り

(1) 縁甲板及び上がりがまちに用いる木材 ＊ ひのき ○ (12.6.1)

▷ 8. 壁及び天井下地

(1) 木材 ＊ 杉又は松 ○ (12.7.1)

● 第13章 屋根工事及びとい工事

項目	特記事項
▶ 1. 長尺金属板葺	(1) 材料 (13.2.2)(13.2.3)(表13.2.1)

施行箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性の種類、めっき付着量等	厚さ(㎜)	葺板の寸法・厚さ	下地	留め付け方法

屋根	＊ JIS G 3322の屋根用コイル ○	塗装溶融55% ｱﾙﾐﾆｳﾑ-亜鉛合金 ﾒｯｷ	＊ 0.4 ○	0.4	合板	吊子

(2) 屋根葺形式

○ 心木なし瓦棒葺　○ 立平葺　○ 蟻掛葺　○ 横葺　● 縦葺

(3) 下葺材料

○ アスファルトルーフィング940

● 改質アスファルトルーフィング下葺材

(● 一般タイプ　○ 複層基材タイプ　○ 粘着層付タイプ)

(4) 工法 (13.2.3)

ｱ. 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法

● 図示　○

ｲ. 横葺の場合のけらば納め

○ つかみ込み納め　○ けらば包み納め

ｳ. 雪止め　○ 設置する (形状及び施工箇所: ＊ 図示)

● 設置しない

▷ 2. 折板葺

(1) 材料 (13.2.2)(13.3.2)(表13.2.1)

施行箇所	形式	山高･山ピッチによる区分		耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先面戸板
		山高	山ピッチ				
屋根	○ 重ね形 ○ はぜ締め形 ○ かん合形 ○			種	＊ 鋼板製 ○ アルミニウム合金板製 ○		○ 有 ○ 無

(2) 材質の種類　(ガルバリウム鋼板　)

(3) 塗膜の耐久性の種類、めっき付着量等( )

(4) 断熱材張り

○ 行う (種別: ＿＿　厚さ(mm): ＿＿　防火性能: ＿＿時間)

○ 行わない

(5) 工法 (13.3.3)

ｱ. 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法

○ 図示　○

ｲ. 耐雪性能に応じた工法

○ 適用する(＊ 図示)　○ 適用しない

ｳ. 折板のけらば納め

＊ けらば包みによる方法　○

▷ 3. とい

(1) といその他の材種 (13.5.2)(表13.5.1)

○ 配管用鋼管

○ 硬質ポリ塩化ビニル管

○

○ 表面処理鋼板 [○ 表面及び裏面の塗膜の種類 ( ) / ○ 耐酸被膜鋼板]

(2) といの受金物 (13.5.2)(表13.5.2～表13.5.3)

ｱ. といの受金物の材類、形状、取付け間隔

＊ 標準仕様書 表13.5.2による(溶融亜鉛めっきを行ったもの)

○

ｲ. 足金物の材類、形状、取付け間隔

＊ 標準仕様書 表13.5.2による(溶融亜鉛めっきを行ったもの)

○

ｳ. 多雪地域

○ 適用する　○ 適用しない

ｴ. 防露材のホルムアルデヒド放散量

＊ F☆☆☆☆　○

(3) 鋼管製といの場合の防露巻きの工法 (13.5.3)

＊ 標準仕様書 13.5.4による　○

▷ 4. ルーフドレイン

(1) JCW 301 によるルーフドレインの種類及び呼び (13.5.2)

種類	呼び	施行箇所

○ ろく屋根用たて形Ⅰ型	＊ ねじ込み式	○	
○ ろく屋根用横形Ⅰ型	＊ ねじ込み式	○	
○ バルコニー中継用	○ ねじ込み式 ○ 差し込み式	○	
○ バルコニー用	○ ねじ込み式 ○ 差し込み式	○	
○		○	

● 第14章 金 属 工 事

項 目	特 記 事 項
▷ 1. アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	(1) 表面処理 (14.2.1)(表14.2.1)

種別	施行箇所(成型板、笠木、建具以外)	色合い等
○ AB-1種		
○ AB-2種		
○ AC-1種		
○ AC-2種		
○ BA-1種		
○ BA-2種		
○ BB-1種		
○ BB-2種		
○ BC-1種		
○ BC-2種		
○ C種		

○ 常温乾燥形の塗装の場合 ( )

(2) 陽極酸化皮膜による着色方法

＊ 二次電解着色 ○ 三次電解着色

▷ 2. 鉄鋼の亜鉛めっき

(1) 鉄鋼の亜鉛めっき (14.2.2)(表14.2.2)

表面処理方法	種別	施行箇所(手すり、タラップ以外)
溶融亜鉛めっき	● A種	構造用金物
	○ B種	
	○ C種	
電気亜鉛めっき	○ D種	
	○ E種	
	○ F種	

▶ 3. 軽量鉄骨天井下地

(1) 野縁等の種類 (14.4.2)(表14.4.1)

ｱ. 屋外 ＊ 25型 ○ 19型

ｲ. 屋内 ＊ 19型 ○ 25型

(2) 屋外の場合の形式及び寸法 (14.4.3)

ｱ. 野縁受、つりボルト、インサートの間隔及び

○ 図示 ○

ｲ. 周辺部端からの距離

○ 図示 ○

ｳ. 野縁の間隔

○ 図示 ○

(3) 工法 (14.4.4)

ｱ. つりボルトの間隔が900㎜を超える場合の補強方法

○ 図示 ○

ｲ. 天井のふところが3.0mを超える場合の補強方法

○ 図示 ○

ｳ. 天井下地材における耐震性を考慮した補強方法及び補強箇所

○ 図示 ○

ｴ. 屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強方法及び補強箇所

○ 図示 ○

▷ 4. 軽量鉄骨壁下地

(1) スタッド、ランナ等の種類 (14.5.3)(表14.5.1)

＊ 標準仕様書 表14.5.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類

○

		(2) スタッドの高さが5.0mを超える場合 ○ 図示 ○
		(3) 出入口及びこれらに準ずる開口部の補強 (14.5.4) ＊ 標準仕様書 14.5.4(5)による ○
▷	5. 金属成形板張り	(1) 種別 ○ 図示 ○ (14.6.2) (2) 表面処理 ○ 図示 ○ (3) 取付け用下地 ＊ 標準仕様書 14.4による ○ 図示 (4) 伸縮調整継手 (14.6.3) ○ 設ける(施行箇所 ○ 図示 ○) ○ 設けない
▷	6. アルミニウム製笠木	(1) 部材の種類 (14.7.2)(表14.7.1) ○ 250形 ○ 300形 ○ 350形 ○ (2) 表面処理 (14.7.2)(表14.2.1) ア. 種別 ( ) 種 イ. 色合等 ○ 標準色 ( ) ○ 特注色 ( ) (3) 笠木の固定金具の工法等 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ○ 図示 ○

● 第15章 左 官 工 事

項 目		特 記 事 項
▷	1. ラス系下地	(1) 下地の種類 (15.2.4) ○ 通気構法 (○ 二層下地 ○ 単層下地) ○ 直張り工法 (○ ラスモルタル下地 ○ ラスシートモルタル下地) (2) 外張断熱工法で断熱材の外側に胴縁を施工する形式の通気構法 (15.2.4) ○ 図示 (3) ラス材及ぶ補強用平ラス (15.2.4) ア. 材料記号 (＊ K ○) イ. 種類及び単位面積当たりの質量 ○ 二層下地通気構法 ○ 波形ラス(W700) ○ こぶラス(K800) ○ 力骨付きラス(BP700) ○ 単層下地通気構法 ＊ リブラスC(RC800)に裏打ち材と一体化したラス ○ (4) ラスシートの山高、山ピッチ、質量及び溶接ピッチによる区分 (15.2.4) ＊ LS4(耐力壁の場合) ○ (5) ステープルの形状及び寸法 (15.2.4) ア. リブラス ＊ L925TS以上(リブラスC(RC800)の場合) ○ イ. 波形ラス ＊ L1019JS以上(波形ラス(W700)の場合) ○ (6) 二層下地通気構法の換気口部の措置 (15.2.4) ＊ 講ずる ○ 講じない (7) 直張り工法(ラスシートモルタル下地の場合) ア. 建築基準法に基づく耐力壁として使用する場合のラスシートの施工 ○ 図示
▷	2. せっこうボード、その他のボード下地	(1) せっこうボード、せっこうラスボード及び木質系セメント板の種類及び厚さ (15.2.5) ア. せっこうボード 種類 (○ GB-R ○) 厚さ (mm) イ. せっこうラスボード 種類 (○ GB-L ○) 厚さ (mm) ウ. 木質系セメント板 種類 (○) 厚さ (mm)
▷	3. こまい下地	(1) 建築基準法に基づく耐力壁の指定 ○ なし ○ あり (15.2.6)

▷ 4. 木ずり下地

(1) 木ずり用小幅板の材種　＊ 杉(心去り材)　○　(15.2.7)

▶ 5. モルタル塗り

(1) 材料　(15.3.2)

○ 現場調合材料　● 既調合材料

(2) 既製目地材　(15.3.2)

○ 設ける

ア. 施行箇所 (　　)

イ. 形状 (＊ 図示　○　　)

● 設けない

(3) 床の目地　(15.3.5)

○ 設ける (種類 ＊ 押し目地　○　　)

＊ 目地割2㎡程度、最大目地間隔3m程度

○

● 設けない

(4) 外装タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験　(15.3.5)

○ 行う　● 行わない

▷ 6. セルフレベリング材塗り

(1) セルフレベリング材の種類及び塗厚　(15.5.2)(表15.5.1)(15.5.3)

施工箇所	種類	塗厚
＊ 図示 ○	○ せっこう系 ○ セメント系	○ 10㎜ ○
＊ 図示 ○	○ せっこう系 ○ セメント系	○ 10㎜ ○

▷ 7. 仕上塗材仕上げ

(1) 内装仕上げに用いる塗料のホルムアルデヒド放散量　(15.6.2)

＊ F☆☆☆☆　○

(2) 仕上塗材　(15.6.2)

○ 薄付け仕上塗材　(表15.6.1)(その1)

呼び名	仕上げの形状	工法	吸放湿性	防火材料
○ 外装薄塗材Si	○ 砂壁状 ○ ゆず肌状 ○ さざ波状	○ 吹付け ○ ローラー塗り		○ 適用する ○ 適用しない
○ 可とう形外装薄塗材Si	○ 砂壁状 ○ ゆず肌状 ○ さざ波状	○ 吹付け ○ ローラー塗り		○ 適用する ○ 適用しない
○ 外装薄塗材E	○ 砂壁状 ○ ゆず肌状 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ さざ波状 ○ 着色骨材砂壁状	○ 吹付け ○ こて塗り ○ ローラー塗り		○ 適用する ○ 適用しない
○ 可とう形外装薄塗材E	○ 砂壁状 ○ ゆず肌状 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ さざ波状	○ 吹付け ○ こて塗り ○ ローラー塗り		○ 適用する ○ 適用しない
○ 防水形外装薄塗材E	○ ゆず肌状 ○ さざ波状 ○ 凹凸状	○ 吹付け ○ ローラー塗り		○ 適用する ○ 適用しない
○ 外装薄塗材S	○ 砂壁状	○ 吹付け		○ 適用する ○ 適用しない
○ 内装薄塗材C ○ 内装薄塗材L	○ 凹凸状 ○ 平たん状 ○ ゆず肌状 ○ さざ波状	○ 吹付け ○ こて塗り ○ ローラー塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ○ 適用しない
○ 内装薄塗材Si ○ 内装薄塗材E	○ 砂壁状じゅらく ○ ゆず肌状 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ さざ波状	○ 吹付け ○ こて塗り ○ ローラー塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ○ 適用しない

○ 内装薄塗材W	○ 京壁状じゅらく ○ ゆず肌状 ○ 平たん状 ○ 凹凸状	○ 吹付け ○ こて塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ○ 適用しない

○ 厚付け仕上塗材 (表15.6.1)(その2)

呼び名	仕上げの形状	工法	吸放湿性	防火材料
○ 外装厚塗材C	○ 吹放し ○ 凸部処理 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし ○ かき落とし	○ 吹付け ○ こて塗り		○ 適用する ○ 適用しない
○ 外装厚塗材Si ○ 外装厚塗材E	○ 吹放し ○ 凸部処理 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし	○ 吹付け ○ こて塗り ○ ローラー塗り		○ 適用する ○ 適用しない
○ 内装厚塗材C	○ 吹放し ○ 凸部処理 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし ○ かき落とし	○ 吹付け ○ こて塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ○ 適用しない
○ 内装厚塗材L	○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし ○ かき落とし	○ こて塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ○ 適用しない
○ 内装厚塗材G	○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし ○ かき落とし	○ こて塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ○ 適用しない
○ 内装厚塗材Si ○ 内装厚塗材E	○ 吹放し ○ 凸部処理 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし	○ 吹付け ○ こて塗り ○ ローラー塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ○ 適用しない

外装厚塗材Cにおける上塗材がセメントスタッコ以外の場合

○

外装厚塗材Si、外装厚塗材Eにおける上塗材の適用

○ 適用する　　○ 適用しない

○ 複層仕上塗材 (表15.6.1)(その3)

○ 軽量骨材仕上塗材

呼び名	仕上げの形状	工法	耐候性	防火材料
○ 複層塗材CE ○ 複層塗材RE ○ 複層塗材Si ○ 複層塗材E	○ 凸部処理 ○ 凹凸状 ○ ゆず肌状	○ 吹付け ○ ローラー塗り	○ 3種 ○	○ 適用する ○ 適用しない
○ 可とう形複層塗材CE	○ 凸部処理 ○ 凹凸状 ○ ゆず肌状	○ 吹付け ○ ローラー塗り	○ 3種 ○	○ 適用する ○ 適用しない
○ 防水形複層塗材CE ○ 防水形複層塗材RE ○ 防水形複層塗材E	○ 凸部処理 ○ 凹凸状 ○ ゆず肌状	○ 吹付け ○ ローラー塗り	○ 3種 ○	○ 適用する ○ 適用しない
○ 吹付用軽量塗材	○ 砂壁状	○ 吹付け		○ 適用する ○ 適用しない
○ こて塗用軽量塗材	○ 平たん状	○ こて塗り		○ 適用する ○ 適用しない

複層仕上げ塗材の上塗材 (15.6.2)(表15.6.2)

		樹脂　○ アクリル系　○ シリカ系　○ ポリウレタン系 ○ アクリルシリコン系　○ ふっ素系 外観　○ つやあり　○ つやなし　○ メタリック 溶媒　○ 溶剤系　○ 弱溶剤系　○ 水系	
▷	8. しっくい塗り	(1) 下地 ○ せっこうボード　○ せっこうラスボード　○ モルタル塗り	(15.10.1)

		○ 木ずり　○ こまい土壁塗り ○ 下塗りをせっこうプラスターとし上塗りに使用する場合 ○
		(2) 材料 (15.10.2) ○ 既調合しっくい 色しっくい（　○ 適用する　○ 適用しない　） ○ 現場調合しっくい
		(3) 調合及び塗厚 (15.10.3)(表15.10.1～表15.10.4) ｱ. 既調合しっくい　＊ 標準仕様書15.10.3(1)による ○ ＿＿＿＿ ｲ. 現場調合しっくい　＊ 標準仕様書15.10.3(2)による ○ ＿＿＿＿
		(4) 既調合しっくいの上塗り仕上げ工法 (15.10.4)(表15.10.5) ○ なで切り仕上げ　○ パターン仕上げ
▷	9. こまい壁塗り	(1) 材料 (15.11.2) ｱ. 土壁用ののりの種類　＊ つのまた　○ ふのり ○ ぎんなんそう　○ 粉末海藻 ｲ. 砂壁用ののりの種類　＊ ふのり　○ つのまた ○ こんにゃくのり　○ にかわ ○ 合成高分子系混和剤 ｳ. 色土の種類　○ 土物仕上げ　（　） ○ 大津仕上げ　（　） ｴ. 色砂の種類　○ 天然砂と岩石の砕砂 ○ 人工的に着色・製造したもの (2) 下塗りの調合　＊ 標準仕様書表15.11.2による (15.11.3) ○ ＿＿＿＿ (3) 塗厚　＊ 標準仕様書表15.11.8による (15.11.4) ○ 建築基準法に基づく耐力壁の指定がある場合（　＊ 図示 ） ○ (4) こまい壁の工程　＊ A種　○ B種 (15.11.5)(表15.11.9) (5) 土物仕上げの工法 (15.11.7) ○ 土物仕上げの工法 ○ 水こね土物1工法　○ 水こね土物2工法 ○ のりさし土物工法　○ のりごね土物工法 ○ 砂壁仕上げ工法 ○ 切返し仕上げ工法 (6) 大津仕上げの工法 (15.11.8) ○ 普通大津仕上げ工法　○ 大津みがき工法 (7) ちりじゃくり　＊ 図示　○ (15.11.7)(15.11.8)
▷	10. ロックウール吹付け	(1) ロックウールのホルムアルデヒド放散量 (15.12.2) ＊ F☆☆☆☆　○ (2) 接着剤のホルムアルデヒド放散量 ＊ F☆☆☆☆　○ (3) 仕上げ吹付け厚さ(㎜) (15.12.3) ＊ 図示　○

○ 第16章 建 具 工 事

項　目		特　記　事　項
▷	1. 防火戸	(1) 防火戸の適用 (16.1.3) ○ 適用する（適用箇所:　＊ 建具表による　○　） ○ 適用しない (2) ヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動 (16.1.3) ＊ 建具表による　○
▷	2. 見本の製作等	(1) 建具見本の製作　＊ 行わない (16.1.4) ○ 行う(建具表により指定する。) (2) 特殊な建具の仮組　＊ 行わない (16.1.4)

○ 行う(建具表により指定する。)

▷ 3. 防犯建物部品

(1) 防犯建物部品　＊ 適用する　(16.1.6)
○ 適用しない

▷ 4. アルミニウム製建具

(1) 外部に面する建具の性能等級等　(16.2.1～5)

ｱ. コンクリート系下地及び鉄骨下地　(表16.2.1)

種　別	＊ A種	○ B種	○ C種
枠の見込み寸法(mm)	＊ 70 ○ 100	＊ 70 ○ 100	＊ 100 ○
耐 風 圧 性	S-4	S-5	S-6
気　密　性	A-3		A-4
水　密　性	W-4		W-5

ｲ. 木下地　(表16.2.2)

種　別	＊ D種	○ E種
枠の見込み寸法(mm)	＊ 70 ○ 100	＊ 70 ○ 100
耐 風 圧 性	S-2	S-3
気　密　性	A-3	
水　密　性	W-3	

(2) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級　＊ 図示

(3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級　＊ 図示

(4) アルミニウムの表面処理　(16.2.4)

ｱ. 外部に面する建具　(表14.2.1)

(ｱ) 種別　○ BB-1種　○ BB-2種

(ｲ) 着色　○ 標準色　○ 特注色

(　○ ブラウン系　○ ブラック　○ ステンカラー　○　)

ｲ. 屋内の建具　(表14.2.1)

(ｱ) 種別　○ BC-1種　○ BC-2種

(ｲ) 着色　○ 標準色　○ 特注色

(　○ ブラウン系　○ ブラック　○ ステンカラー　○　)

(5) ステンレス鋼板の種類　(16.2.3)(16.6.3)

＊ SUS304,SUS430JIL,SUS443J1　○

(6) ステンレス製くつづりの仕上げ　＊ HL　○　(16.2.4)

(7) 結露水の処理方法　＊ 図示　○　(16.2.4)

(8) 水切り板、ぜん板等　＊ 図示　○　(16.2.5)

(9) 木下地の内付け建具　(16.2.5)

＊ 適用する(建具の製造所の仕様)　○ 適用しない

▷ 5. 網戸

(1) 防虫網の材料　(16.2.3)

材質	線径	網目
＊ 合成樹脂製	＊ 0.25mm以上	＊ 16～18メッシュ
○ ガラス繊維入り合成樹脂製	○	○
○ ステンレス製(SUS316)		

▷ 6. 樹脂製建具

(1) 外部に面する建具の性能等級等　(16.3.2)

ｱ. コンクリート系下地及び鉄骨下地　(表16.3.1)

種　別	○ A種	○ B種	○ C種
枠の見込み寸法(mm)	○	○	○
耐 風 圧 性	S-4	S-5	S-6
気　密　性	A-4		
水　密　性	W-4	W-5	

ｲ. 木下地　(表16.3.2)

種　別	○ D種	○ E種
枠の見込み寸法(mm)	○	○
耐 風 圧 性	S-2	S-3
気　密　性	A-4	
水　密　性	W-3	

(2) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級　(16.3.2)

○ T-1　○ T-2

(3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級

＊ 外部に面する建具の断熱性の等級　(表16.3.3)

		○ 適用する	
		（ ○ H-4 ○ H-5 ○ H-6 ○ H-7 ○ H-8 ）	
		○ 適用しない	
		○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	
		(4) ガラス ＊ 複層ガラス ○ 単板ガラス ○ 三重ガラス	(16.3.3)
		(5) 表面色 ○ 標準色（白） ○ 特注色	(16.3.4)
		(6) ステンレス製のくつずりの仕上げ ＊ HL ○	(16.3.4)(16.2.4)
		(7) 水切り板、ぜん板等 ＊ 図示 ○	(16.3.5)(16.2.5)
		(8) 木下地の内付け建具	(16.3.5)(16.2.5)
		○ 適用する（建具の製造所の仕様） ○ 適用しない	
		(9) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級	(16.3.2)
		○ N-1 ○ N-2 ○ N-3	
▷	7. 鋼製建具	(1) 簡易気密型ドアセットの気密性等級、水密性等級	(16.4.2)
		○ 標準仕様書表16.4.1による ○ 建具表による	
		(2) 外部に面する建具の耐風圧性の等級	(表16.2.1)
		○ S-4 ○ S-5 ○ S-6	
		(3) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級	(16.2.2)
		＊ 図示 ○	
		(4) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級	(16.2.2)
		＊ 図示 ○	
		(5) 耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級	(16.4.2)
		＊ 図示 ○	
		(6) ステンレス鋼板の種類	(16.4.3)(16.6.3)
		＊ SUS304,SUS430JIL,SUS443J1 ○	
		(7) 点検口の類のくつづりの材料 ○	(16.4.3)
		(8) 鋼板類の厚さ(mm) ＊ 標準仕様書表16.4.2による	(16.4.4)
		○ 図示	
		(9) ステンレス製のくつづりの仕上げ	(16.4.4)(16.2.4)
		＊ HL ○	
		(10) 標準型鋼製建具の有効内法寸法	(16.4.6)
		＊ 建具表による ○	
▷	8. 鋼製軽量建具	(1) 簡易気密型ドアセットの気密性の等級	(16.5.2)
		○ A-3 ○ 建具表による	
		(2) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級	(16.2.2)
		＊ 図示 ○	
		(3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級	(16.2.2)
		＊ 図示 ○	
		(4) 耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級	(16.5.2)
		＊ 図示 ○	
		(5) 鋼板類	(16.5.3)
		○ 亜鉛めっき鋼板 ○ ビニル被覆鋼板	
		○ カラー鋼板 ○ ステンレス鋼板	
		(6) ステンレス鋼板の種類	(16.5.3)
		＊ SUS304,SUS430JIL,SUS443J1 ○	
		(7) 召合わせ、縦小口包み板等の材質	(16.5.3)
		○ ステンレス鋼板 ＊ 鋼板 ○ アルミニウム合金押出形材	
		(8) 戸の心材	(16.5.3)
		防音性能を求める場合の充填材	
		○ グラスウール ○ ロックウール	
		(9) 鋼板類の厚さ(mm) ＊ 標準仕様書表16.5.1による	(16.5.4)
		○ 図示	
		(10) ステンレス製のくつづりの仕上げ	(16.5.4)(16.4.4)
		＊ HL ○	
		(11) 標準型鋼製建具の有効内法寸法	(16.5.6)
		＊ 建具表による ○	
▷	9. ステンレス製建具	(1) 簡易気密型ドアセットの気密性、水密性の等級	(16.6.2)
		○ 標準仕様書 表16.4.1による ○ 建具表による	
		(2) 外部に面する建具の耐風圧性の等級	(表16.2.1)

○ S-4　○ S-5　○ S-6

(3) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級

＊ 図示　○

(4) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級

＊ 図示　○

(5) 耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級　(16.4.2)

＊ 図示　○

(6) ステンレス鋼板の種類　(16.6.3)

＊ SUS304,SUS430JIL,SUS443J1　○

(7) 表面仕上げ　＊ HL　○　(16.6.4)

(8) ステンレス製くつづりの仕上げ　(16.6.4)(16.2.4)

＊ HL　○

(9) ステンレス鋼板の曲げ加工　(16.6.5)

＊ 普通曲げ　○ 角出し曲げ

▷ 10. 木製建具

(1) 建具材の加工、組立時の含水率　(16.7.2)(表16.7.1)

＊ A種　○ B種

(2) 接着剤のホルムアルデヒド放散量　(16.7.2)

＊ F☆☆☆☆　○

(3) 枠及びくつずりの材料　(16.7.2)

○ 建具表による　○

(4) フラッシュ戸　(16.7.2)(表16.7.2)

ア. 表面材の合板の種類

合板の種類	表面材の品質等
○ 普通合板	接着の程度 ＊ 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○ 板面の品質　＊ 広葉樹1等　○
○ 天然木化粧合板	接着の程度 ＊ 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○
○ 特殊加工化粧合板	接着の程度 ＊ 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○
○ ミディアムデンシティファイバーボード(MDF)	表裏面の状態による区分　(　　) 曲げ強さによる区分　(　　) 耐水性による区分　(　　) 難燃性による区分　(　　)

イ. 表面材の材料のホルムアルデヒド放散量

＊ 標準仕様書16.7.2(2)(イ)(a)による　○

ウ. 表面板の厚さ　(16.7.3)

＊ 標準仕様書表16.7.6による　○

エ. 引戸の定規縁　(16.7.4)

○ 召し合せかまちをいんろう付きとする　○

(5) かまち戸　(16.7.2)(16.7.3)(表16.7.7)

ア. かまち樹種　(　　)

イ. 鏡板樹種　(　　)

ウ. 見込み寸法　＊ 36mm　○ 建具表による　○

(6) ふすま　(16.7.2)(表16.7.3)(16.7.3)(表16.7.7)(16.7.4)(表16.7.10)

ア. 種別　○ Ⅰ型　○ Ⅱ型

イ. 上張りの種類(押入等の裏側以外)

○ 鳥の子　○ 新鳥の子又はビニル紙程度

ウ. 縁仕上　○ 塗り縁　○ 生地縁(素地)

○ 生地縁(ウレタンクリヤー塗装)

エ. 見込み寸法　＊ 19.5mm　○ 建具表による　○

(7) 戸ふすま　(16.7.2)(16.7.3)(表16.7.7)(16.7.4)

表面材の種類、品質等　(　　)

見込み寸法　＊ 30mm　○ 建具表による　○

(8) 紙張り障子　(16.7.3)(表16.7.7)

		見込み寸法　＊ 30㎜　○ 建具表による　○	
▷	11. 建具用金物	(1) 取付け施工	(16.8.3)
		取っ手類の取付け高さは、床仕上げ面からの高さとし、図示による	
		その他指示のない場合は、建具製造所の仕様による	
		(2) 金物の種類・見え掛り部の材質等	(16.8.2)
		＊ 標準仕様書 表16.8.1及び適用(備考欄の特記事項も含め)は、建具表による	
		○	
		(3) 金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ	
		＊ 標準仕様書 表16.8.2による　○	
		(4) 樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ	
		＊ 標準仕様書 表16.8.3による　○	
		(5) 木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ	
		＊ 標準仕様書 表16.8.4による　○	
		(6) 木製建具に使用する戸車及びレール	
		＊ 標準仕様書 表16.8.5による　○	
		(7) マスターキー　○ 製作する　＊ 製作しない	(16.8.4)
		○ 既存のマスターキーに合わせる	
		(8) 鍵　＊ 3本1組(室名札付)　○	(16.8.4)
		(9) 鍵箱(仕様は工事監督員と協議)　○ 無し　○ 有り	(16.8.4)
▷	12. 自動ドア開閉装置	(1) 戸の開閉方式　＊ 図示　○	(16.9.2)
		(2) 引き戸用駆動装置の性能	(16.9.2)(表16.9.1)
		○ SSLD-1　○ SSLD-2　○ DSLD-1　○ DSLD-2	
		防錆の適用　○ 適用する　○ 適用しない	
		(3) 車椅子使用者用便房出入口に設置される引き戸用駆動装置の性能	(16.9.2)
		＊ 標準仕様書 表16.9.2による　○	
		防錆の適用　○ 適用する　○ 適用しない	
		(4) 検出装置の性能	(16.9.2)
		＊ 引き戸用検出装置の性能は、標準仕様書 表16.9.3による	
		○	
		防錆の適用　○ 適用する　○ 適用しない	
		(5) 引き戸用検出装置の種類	(表16.9.4)
		○ 光線(反射)センサー　○ 熱線センサー　○ 音波センサー	
		○ 光電センサー　○ 電波センサー	
		○ タッチスイッチ	
		（ ○ 無線式タッチスイッチ　○ 光電式タッチスイッチ　）	
		○ 押しボタンスイッチ	
		○ 車椅子使用者便房スイッチ	
		（ ○ 大形(開・閉)押しボタンスイッチ　○ 非接触スイッチ　）	
		(6) 凍結防止措置	(16.9.2)
		○ 適用する　○ 適用しない	
▷	13. 自閉式上吊り引戸装置	(1) 性能等	(16.10.3)
		＊ 標準仕様書 表16.10.1による。	
		○	
▷	14. 重量シャッター	(1) シャッターの種類	(16.11.2)
		○ 管理用シャッター　○ 外壁用防火シャッター	
		○ 屋内用防火シャッター　○ 防煙シャッター	
		(2) 外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度	(16.11.2)
		(　　) pa	
		(3) 開閉方式　＊ 電動式(手動併用)　○ 手動式	(16.11.2)(表16.11.1)
		(4) 急降下制動装置又は急降下停止装置、障害物感知装置、	(16.11.2)
		危険防止機構の設置個所	
		＊ 図示　○	
		(5) 管理用シャッターのシャッターケース	(16.11.2)
		○ 設ける　○ 設けない	
		(6) 注意喚起装置	
		○ 音声発生装置　○ 注意灯の設置	
		○ シャッターへの危険表示　○ シャッターの下降位置の表示	
		(7) 吹雪止め 吹き込み防止用サイドシール(3方)を設置	

(8) 鋼板の種類及びめっきの付着量 (16.11.3)

ア. 種類 ○ JIS G 3302 ○ JIS G 3312

イ. 付着量 ＊ Z12又はF12 ○ _____

(9) ステンレス鋼板 (16.11.3)(16.6.3)

＊ SUS304,SUS430J1L,SUS443J1 ○ _____

▷ 15. 軽量シャッター

(1) 開閉形式　＊ 手動式　○ 電動式(手動併用)　(16.12.2)(表16.12.1)
(2) 耐風圧強度　(　　) pa　(16.12.2)
(3) 電動式の場合の安全装置　(16.12.2)
ｱ. 急降下停止装置　○ 設置する(設置箇所:　○ 図示　○ ＿＿＿＿)
○ 設置しない
ｲ. 障害物感知装置の設置個所　○ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿
(4) スラットの材質　(16.12.3)
○ JIS G 3312(めっき付着量:　＊ Z06又はF06　○ ＿＿＿＿)
○ JIS G 3322(めっき付着量:　＊ AZ90　○ ＿＿＿＿)
(5) スラットの種類　○ インターロッキング形
○ オーバーラッピング形

▷ 16. オーバーヘッドドア

(1) 形式及び機構　(16.13.2)

セクション材料による区分	耐風圧区分	開閉方式による区分	収納形式による区分
＊ スチールタイプ	○ 50	＊ バランス式	○ スタンダード形
○ アルミニウムタイプ	○ 75	○ チェーン式	○ ローヘッド形
○ ファイバーグラスタイプ	○ 100	○ 電動式	○ ハイリフト形
	○ 125		○ バーチカル形

電動式の場合の障害物感知装置の設置箇所　＊ 図示　(16.11.2)
ガイドレールに使用する材料　(16.6.3)
＊ 溶融亜鉛めっき鋼板
○ ステンレス鋼板　(　＊ SUS304,SUS430J1L,SUS443J1　○　)

▷ 17. ガラス

(1) 板ガラス　(16.14.2)
ｱ. 標準仕様書の規定による品質・規格を満たす材料とする。
ｲ. ガラスの種類及び厚さは建具表による。
(2) ガラス留め材(防火戸以外)　(16.14.2)(16.14.3)(図16.14.1)

建具の種類	ガラス留め材の種別	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製建具	＊ シーリング材 ○	＊ 建具の製造所の仕様による ○
鋼製建具	＊ シーリング材 ○	＊ 建具の製造所の仕様による ○
ステンレス製建具	＊ シーリング材 ○	＊ 建具の製造所の仕様による ○
鋼製軽量建具	＊ シーリング材 ○	＊ 建具の製造所の仕様による ○
木製建具	＊ 押縁 ○	＊ 建具の製造所の仕様による ○
樹脂製建具	＊ 建築用ガスケット ○	＊ 建具の製造所の仕様による ○

(3) ガラス端部で枠にのみ込まない部分の小口加工　＊ 図示　(16.14.4)
(4) ガラス用フィルム(JIS A 5759)の性能　＊ 図示

▷ 18. ガラスブロック積み

(1) 表面形状、呼び寸法及び厚さ　＊ 図示　(16.14.5)
(2) 壁用金属枠、補強材　＊ 図示　(16.14.5)
(3) 力骨の材質、寸法、形状　(16.14.5)
ｱ. 材質　＊ ステンレス鋼(SUS304)　○
ｲ. 寸法　＊ 径5.5mm　○
ｳ. 形状　＊ はしご形状複筋及び単筋　○
(4) 化粧目地モルタル　色 ＿＿＿＿＿＿　(16.14.5)
(5) シーリングの種類　＊ 図示　(16.14.5)
(6) 金属製化粧カバーの材質、寸法、形状　(16.14.5)
ｱ. 材質　○ ステンレス製　○ アルミニウム製
ｲ. 寸法　○ 図示　○
ｳ. 形状　○ 図示　○
(7) 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法　(16.14.5)
＊ 図示　○
(8) 木下地の場合の壁用金属枠のアンカー等の留付け間隔　(16.14.5)
＿＿＿＿mm(450mm以下)
(9) ガラスブロックの目地幅の寸法　(16.14.5)

ｱ. 平積み　＊ 8㎜以上15㎜以下　○

ｲ. 曲面積み

＊ 曲率半径をガラスブロックの幅寸法の10倍以上とし、外側15㎜以下、内側6㎜以上

○

(10) 伸縮調整目地の位置　(16.14.5)

＊ 幅6m以下ごとに10～25㎜　○ 図示

(11) 目地部の横力骨の納まり　(16.14.5)

＊ ガラスブロック製作所の仕様による　○ 図示

○ 第17章 カーテンウォール

項目	特記事項
▷ 1. カーテンウォールの性能	(1) 性能　(17.1.3)

耐風圧性	耐震性 水平方向(kH)	耐震性 鉛直方向(kV)	水密性	気密性	耐火性(時間)	耐温度差性(℃)	遮音性	断熱性
○ S-4	○ 1.0	○ 0.5	○ W-4	○ A-3	○ 0.5	○ 60		
○ S-5	○	○	○ W-5	○ A-4	○ 1	○ 70		
○ S-6						○ 80		

(2) 性能の確認方法及び判定方法　(17.1.3)

＊ 監督職員の承諾による　○

▷ 2. メタルカーテンウォール

(1) 材料　(17.2.2)

ｱ. 金属材料の種類　(　○ アルミニウム製　○ 鋼製　○ ステンレス製　)

ｲ. シーリング材の種類　＊ 図示

ｳ. 構造ガスケットの材質及び形状等　＊ 図示

ｴ. 断熱材　＊ 図示

(2) 形状及び仕上げ　(17.2.3)

ｱ. 製品の寸法許容差(アルミニウム合金鋳物を除く)

＊ 標準仕様書 表17.2.1による

○

ｲ. 製品の見え掛かり部分の仕上げ　＊ 図示

ｳ. ガラス溝の寸法、形状等　＊ カーテンウォール製造所の仕様による

○

(3) 取付け　(17.2.5)

ｱ. 躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差

＊ 標準仕様書 表17.2.2による　○ 図示

ｲ. カーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差

＊ 標準仕様書 表17.2.3による　○ 図示

(4) ガラスの取付方法　＊ 図示　(17.2.6)

▷ 3. PCカーテンウォール

(1) 材料　(17.3.2)

ｱ. コンクリート

(ｱ) 種類　○ 普通コンクリート　○ 軽量コンクリート1種

(ｲ) 設計基準強度(Fc)　＊ 30N/㎟　○

(ｳ) スランプ　＊ 12㎝　○

(ｴ) 気乾単位容積質量　＊ 普通コンクリートの場合、2.1t/㎥を超え2.5t/㎥以下

＊ 軽量コンクリートの場合、1.8t/㎥～2.1t/㎥

○

(ｵ) 単位水量の最大値　○ 185kg/㎥　○

ｲ. 鉄筋の種類　＊ SD295　○

ｳ. 補強鉄線の径及び網目寸法　＊ 図示

ｴ. シーリング材の種類、耐火目地材、断熱材　＊ 図示

ｵ. 先付け材料の仕上げ材(タイル等)、建具枠、ゴンドラ用ガイドレール等　＊ 図示

(2) 形状及び仕上げ　(17.3.3)

ｱ. 見え掛かり部の寸法許容差　＊ 標準仕様書 表17.3.1による

○

ｲ. PCカーテンウォールの仕上げ　○

ｳ. 構造ガスケットのアンカー溝の寸法及び寸法許容差

＊ 図示　　○

(3) 配筋　　＊ 監督職員の承諾による　　○　　(17.3.4)

(4) 取付け　　(17.3.5)

ｱ. 躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差

＊ 標準仕様書 表17.2.2による　　○ 図示

ｲ. カーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差

＊ 標準仕様書 表17.3.2による　　○ 図示

(5) ガラスの取付方法　　＊ 図示　　(17.3.6)

○ 第18章 塗 装 工 事

▷ 1. 材料

(1) 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　　(18.1.3)

＊ F☆☆☆☆　　○

(2) 防火材料:　　(18.1.3)

＊ 防火材料の指定は図面による

○

▷ 2. 素地ごしらえ

種別　　(18.2.2～18.2.7)(表18.2.1～表18.2.7)

下地の種類	種別
木部	不透明塗料塗りの場合　＊ A種　○ B種 透明塗料塗りの場合　○ A種　＊ B種
鉄鋼面	○ A種　○ B種　＊ C種
鉄鋼面(DP)	○ A種　＊ B種　○ C種
亜鉛めっき鋼面	○ A種　○ B種
モルタル面及びせっこうプラスター面	○ A種　＊ B種
コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント板面	○ A種　＊ B種
コンクリート面(DP)	○ A種　○ B種
押出成形セメント板面(DP)	○ A種　○ B種
せっこうボード面及びその他ボード面	○ A種　＊ B種

▷ 3. 錆止め塗装塗り

種別　　(18.3.2)(18.3.3)(表18.3.1～表18.3.4)

素地面	塗り仕様	錆止め塗料種別	工程の種別
鉄鋼面	SOP	＊ As種	見え掛り部分　＊ A種　○ B種 見え隠れ部分　○ A種　＊ B種
	DP	○ Cs種 ○ Ds種	＊ 標準仕様書 表18.3.4
	EP-G	○ As種 ＊ Bs種	見え掛り部分　＊ A種　○ B種 見え隠れ部分　○ A種　＊ B種
亜鉛めっき鋼面	SOP	○ Az種 ＊ Bz種	○ A種　＊ B種
	SOP (鋼製建具等)	＊ Az種 ○ Bz種	＊ A種　○ B種
	DP	＊ Bz種	＊ 標準仕様書 表18.3.6
	EP-G	＊ Cz種	○ A種　＊ B種
	EP-G (鋼製建具等)	＊ Cz種	＊ A種　○ B種

▷ 4. 塗料

種別　　(18.4.1～18.12.2)(表18.4.1～表18.12.1)

種類	塗装面	工程の種別
合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	木部 屋外	＊ A種　○ B種
	木部 屋内	○ A種　＊ B種
	鉄鋼面	○ A種　＊ B種
	亜鉛めっき鋼面	＊ 標準仕様書 表18.4.3による
クリヤラッカー(CL)	－	○ A種　＊ B種 A種の場合の工程2の適用 ○ 適用する　(○ 溶剤形ステイン　○ オイルステイン)

		○ 適用しない
アクリル樹脂系非水分散形塗料(NAD)	—	○ A種　＊ B種
耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面	＊ 標準仕様書 表18.7.1 上塗り塗料の等級 (　　)
	亜鉛めっき鋼面	＊ 標準仕様書 表18.7.2 上塗り塗料の等級 (　　)
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	○ A種　○ B種　○ C種
つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)	コンクリート面、押出成形セメント板面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面	○ A種　＊ B種
	木部 屋内	＊ 標準仕様書 表18.8.2
	鉄鋼面 屋内	○ A種　＊ B種
	亜鉛めっき鋼面 屋内	＊ 標準仕様書 表18.8.4
合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)	—	○ A種　＊ B種
ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)	木部 屋内	○ A種　＊ B種 工程1の着色の適用 ○ 適用する (○ 油性顔料着色剤 ○ 溶剤形顔料着色剤) ○ 適用しない
ピグメントステイン	木部 屋内	＊ 標準仕様書 表18.11.1
木材保護塗料塗り(WP)	木部 屋外	○ A種　＊ B種

○ 第19章 内 装 工 事

項　目

▷ 1. ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

特　記　事　項

(1) 材料　(19.2.2)(19.2.3)(表19.2.1)(表19.2.2)

ｱ. ビニル床シート(JIS A 5705)

施工箇所	種類の記号	色柄	厚さ(mm)	工　法
	＊ FS ○	○ マーブル ○ プレーン	＊ 2.0 ○	○ 突付け ＊ 熱溶接
	＊ FS ○	○ マーブル ○ プレーン	＊ 2.0 ○	○ 突付け ＊ 熱溶接

ｲ. ビニル床タイル(JIS A 5705)

施工箇所	種類の記号	色柄	厚さ(mm)	寸法(mm)
	＊ KT ○	○ マーブル ○ プレーン	＊ 2.0 ○	
	＊ KT ○	○ マーブル ○ プレーン	＊ 2.0 ○	

ｳ. 特殊機能床材

(ｱ) 帯電防止床シート

施工箇所	種類	性能	厚さ(mm)

(ｲ) 帯電防止床タイル

施工箇所	種類	性能	厚さ(mm)	寸法(mm)

(ｳ) 視覚障害者用床タイル

区分	施工箇所	種類	形状
屋外		○ 塩化ビニル系 ○ レジンコンクリート系	○ 300×300 ○

		○ 磁器質タイル	
屋内		○ 塩化ビニル系 ○ 磁器質タイル	○ 300×300 ○

※　色は周囲の床材と識別しやすいものとする。

(ｴ) 耐動荷重性床シート

施工箇所	種類	厚さ(mm)

(ｵ) 防滑性床シート

施工箇所	種類	厚さ(mm)

(ｶ) 防滑性床タイル

施工箇所	種類	厚さ(mm)	寸法(mm)

ｴ. ビニル幅木

施工箇所	材質の種類	厚さ(mm)	高さ(mm)
	＊ 軟質 ○ 硬質	＊ 1.5以上 ○	＊ 60 ○
	＊ 軟質 ○ 硬質	＊ 1.5以上 ○	＊ 60 ○

ｵ. ゴム床タイル

施工箇所	種類	厚さ(mm)	寸法	色柄
	○ 単層品 ○ 積層品			
	○ 単層品 ○ 積層品			

ｶ. ビニル床シート及びビニル床タイル用接着剤

(ｱ) ホルムアルデヒド放散量　＊ F☆☆☆☆　○ 規制対象外

(ｲ) 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合

種別　○ ＿＿＿＿＿＿

施工箇所　○ ＿＿＿＿＿＿

ｷ. ゴム床タイル用接着剤

(ｱ) ホルムアルデヒド放散量　＊ F☆☆☆☆　○ 規制対象外

(ｲ) 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合

種別　○ ＿＿＿＿＿＿

施工箇所　○ ＿＿＿＿＿＿

(2)　標準仕様書19.2.3(1)(ｱ)から(ｳ)以外の下地の工法　(19.2.3)

○ 図示　○

▷　2. カーペット敷き

(1)　材料　(19.3.2)(19.3.3)(表19.3.1)(表19.3.2)

ｱ. 織じゅうたん(JIS L 4404)

種別	織り方	パイルの形状	色柄	パイル糸の種類	帯電性
○ A種 ○ B種 ○ C種	○ ウィルトン ○ フェイストゥフェイス ○ アキスミンスター	○ ループ ○ カット ○ 併用	＊ 模様のない無地 ○	A種の場合 そ毛糸 B種、C種の場合 紡毛糸	○ 適用する ○ 適用しない

ｲ. タフテッドカーペット(JIS L 4405)

パイルの形状	パイル長(mm)	工法	帯電性
○ ループ ○ カット ○ 併用		○ 全面接着工法 ○ グリッパー工法	○ 適用する ○ 適用しない

ｳ. タイルカーペット

種類	パイルの形状	寸法	総厚さ
＊ 第一種 ○ 第二種	＊ ループ ○ カット ○ 併用	＊ 500mm角 ○	＊ 6.5mm ○

エ. 下敷き材　＊ 第2種2号　○ ＿＿＿＿

＊ 呼び厚さ8㎜　○ ＿＿＿＿

オ. 見切り、押さえ金物の材質、種類、形状　＊ 図示

カ. 接着剤のホルムアルデヒド放散量

＊ F☆☆☆☆　○ ＿＿＿＿

(2) 工法　(19.3.3)

ア. 織りじゅうたんの接合方法

＊ ヒートボンド工法　○ ＿＿＿＿

イ. タイルカーペットの敷き方

平場　＊ 市松敷き　○ 模様流し　○ ＿＿＿＿

階段部分　＊ 模様流し　○ 市松敷き　○ ＿＿＿＿

▷ 3. 合成樹脂塗床

(1) 弾性ウレタン樹脂系塗床材　(19.4.3)(表19.4.4)

施 工 部 位	仕上げの種類	厚さ(㎜)
	＊ 平滑 ○ 防滑 ○ つや消し	
	＊ 平滑 ○ 防滑 ○ つや消し	

(2) エポキシ樹脂系塗床材　(19.4.3)(表19.4.5～7)

施 工 部 位	工法	仕上げの種類	厚さ(㎜)
	○ 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ○ 樹脂モルタル	○ 平滑 ○ 防滑	
	○ 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ○ 樹脂モルタル	○ 平滑 ○ 防滑	

(3) 塗床材のホルムアルデヒド放散量　(19.4.2)

＊ F☆☆☆☆　○

▷ 4. フローリング張り

(1) フローリングのホルムアルデヒド放散量　(19.5.2)

＊ 標準仕様書19.5.2(2)による　○

(2) 単層フローリング　(19.5.3～5)(表19.5.1)(表19.5.3)(表19.5.5)

種類	樹種	工法	厚さ、幅及び長さ	仕上げ塗装
○ フローリングボード1等	○ なら ○	○ 釘留め（根太張り）	＊ 標準仕様書表19.5.1による ○	○ 塗装品 ○ 無塗装品
	＊ なら ○	○ 釘留め（直張り）	＊ 標準仕様書表19.5.3による ○	○ 塗装品 ○ 無塗装品
	○ なら ○	○ 接着	＊ 標準仕様書表19.5.5による ○	○ 塗装品 ○ 無塗装品
○ フローリングブロック1等		○ 接着		○ 塗装品 ○ 無塗装品

(3) 複合フローリング　(19.5.3～5)(表19.5.2)(表19.5.4)(表19.5.6)

品名	樹種	工法	厚さ、幅及び長さ	仕上げ塗装
○ 複合フローリング（天然木化粧）	○ なら ○ さくら ○ ひのき、まつ	○ 釘留め（根太張り）	＊ 標準仕様書表19.5.2による ○ A種 ○ B種 ○ C種	○ 塗装品 ○ 無塗装品
	＊ なら ○ さくら ○ ひのき、まつ	○ 釘留め（直張り）	＊ 標準仕様書表19.5.4による ○ A種 ○ B種 ○ C種	○ 塗装品 ○ 無塗装品
	○ なら ○ さくら ○ ひのき、まつ	○ 接着	＊ 標準仕様書表19.5.6による ○ A種 ○ B種 ○ C種	○ 塗装品 ○ 無塗装品

(4) 特殊フローリング

品　　名	表面材の材種	仕上げ塗装
○ 屋内体育館ｱﾘｰﾅ床(JIS A 6519)	＊ なら　○	

○ 柔剣道場の床(JIS A 6519)	＊ なら　　○	

※ 塗装の凡例

素地 : 素地のまま　　W: 生地のまま、ワックス塗り

OSW: オイルステインワックス塗り(オイルステイン2回、ワックス1回)

UCB: ウレタン樹脂ワニス塗りB種(2回塗り)

(5) 接着剤のホルムアルデヒド放散量　　(19.5.4)(19.5.5)

＊ F☆☆☆☆　　○

(6) 接着工法におけるフローリング裏面の緩衝材　(19.5.5)

＊ 合成樹脂発泡シート　○

▷ 5. 畳敷き

(1) 普通畳の種別　(19.6.2)(表19.6.1)

○ A種　○ B種　○ C種　＊ D種

A種の場合の畳表　○ JS　○ J1

C種の場合の畳床　○ PS-C20　○ PS-C25　○ PS-C30

D種の場合の畳床　○ KT-Ⅰ　○ KT-Ⅱ　＊ KT-Ⅲ

○ KT-K　○ KT-N

(2) 衝撃緩和型畳　畳表　○ C1　○ C2　(19.6.2)

(3) 柔道畳

畳床は、JIS A 5901(畳床)の2級品とし、畳表は、柔道用レザー表地(裏地ビニロン使用)とする。

▷ 6. せっこうボード及びその他のボード及び合板張り

(1) せっこうボード及びその他のボードの種類、厚さ等　(19.7.2)(表19.7.1)

＊ 図示

(2) パーティクルボード、MDF及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　(19.7.2)

＊ F☆☆☆☆　○

(3) ボード表面への化粧張り仕上げ　(表19.7.1)

○ 行う (種類: ＿＿＿＿＿＿＿＿) ○ 行わない

(4) 天井のボード類(ロックウール吸音板を除く)の重ね張りを行う場合　(19.7.3)

＊ 図示　○

(5) せっこうボードの目地工法の種類　(19.7.3)

＊ 突付け工法　(○ ベベルエッジ　○ スクェアエッジ)

○ 継目処理工法　(○ テーパエッジ　○ ベベルエッジ)

○ 目透し工法　(○ ベベルエッジ　○ スクェアエッジ)

(6) 合板　(19.7.2)(19.7.3)

ア. 普通合板

品名	厚さ(mm)	板面の品質	単板の樹種名	防虫処理
	＊ 5.5	広葉樹 (＊ 2等 ○ 1等)		○ 適用する
	○	針葉樹 (＊ C-D ○)		○ 適用しない

イ. 天然木化粧合板

厚さ(mm)	化粧板の単板の樹種名	防虫処理
		○ 適用する ○ 適用しない

ウ. 特殊加工化粧合板

品目	厚さ(mm)	接着の程度	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理
		○ 1類 ○ 2類		○ オーバーレイ ○ プリント ○ 塗装 ○	○ 適用する ○ 適用しない

エ. 合板のホルムアルデヒド放散量

＊ 標準仕様書19.7.2(2)(イ)による　○

オ. 合板の張付け　○ A種　○ B種

▷ 7. 壁紙張り

(1) 壁紙の種類及び防火性能　(19.8.2)

施工箇所	壁紙の種類		防火性能
	○ 紙 ○ 繊維 ○ 塩化ビニル	○ プラスチック ○ 無機質 ○	○ 不燃 ○ 準不燃 ○ 難燃
	○ 紙 ○ 繊維 ○ 塩化ビニル	○ プラスチック ○ 無機質 ○	○ 不燃 ○ 準不燃 ○ 難燃

(2) 壁紙及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　(19.8.2)

＊ F☆☆☆☆　○

(3) 素地ごしらえの種別　(19.8.3)

ア. モルタル・せっこうプラスター面　＊ B種　○ A種

イ. コンクリート面　＊ B種　○ A種

ウ. せっこうボード・けい酸カルシウム板面　＊ B種　○ A種

▷ 8. 断熱・防露

(1) 断熱材打ち込み工法

ｱ. 断熱材の種類

断熱材	種類		施工箇所
＊ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材		＊ 1号 ○ 2号 ○ 3号 ○ 4号	＊ 図示
○ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材（スキンなし）	○ 1種b ○ 2種b ○ 3種a ○ 3種b	○ A ○ B ○ C ○ D	
○ 硬質ウレタンフォーム断熱材	○ 1種 ○ 2種	○ 1号 ○ 2号 ○ 3号 ○ 4号	
○ ポリエチレンフォーム断熱材	○ 1種 ○ 2種 ○ 3種	○ 1号 ○ 2号	
○ フェノールフォーム断熱材	○ 1種1号 ○ 1種2号 ○ 1種3号 ○ 2種1号 ○ 2種2号 ○ 2種3号 ○ 3種1号	○ AⅠ ○ AⅡ ○ BⅠ ○ BⅡ ○ CⅠ ○ CⅡ ○ DⅠ ○ DⅡ ○ EⅠ ○ EⅡ	
○			

ｲ. フェノールフォーム断熱材及び開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量

＊ F☆☆☆☆ ○ _____

ｳ. 厚さについては図面による。図面特記がない場合の各部位の厚さは、押出法ポリスチレンフォーム保温板2種bで下表の数値以上とし、他のものは、これと同等以上の断熱効果（熱伝導率0.034以下）を有する厚さとする。

施工箇所	厚さ(mm) 道南・道央	厚さ(mm) 道北・道東	施工範囲
外気に接する床	＊ 50 ○	＊ 50 ○	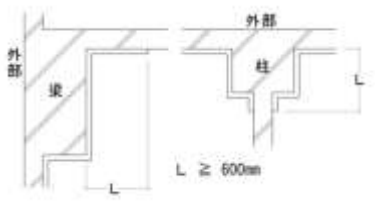
外気に接しない床	＊ 30 ○	＊ 30 ○	
外壁面	＊ 30 ○	＊ 40 ○	
最上階スラブ下端	＊ 40 ○	＊ 50 ○	

(2) 断熱材現場発泡工法

ｱ. 断熱材の種類 ○ A種1 ○ A種1H

ｲ. 吹付厚さ(mm) ○ _____

ｳ. 外壁面の開口周辺部には、開口部枠材と外壁面保温板の隙間にウレタンフォームを吹付け、その厚さは、外壁面保温板と同等以上の断熱性能を有するものとする。

ｴ. 外壁面のフォームタイの露出部分には、結露防止のためウレタンフォームを吹付ける。

ｵ. 板状断熱材を打込んだ場合で、断熱材の継目にコンクリート「のろ」が流出したり、隙間が生じた場合は、Vカットのうえ発泡ウレタン処理をする。

(3) グラスウール断熱材は、JIS A 9521（建築用断熱材）の規格品とする。

密度 ＊ 高性能16Kg/㎥ ○ _____ Kg/㎥

(4) ロックウール保温材は、JIS A 9504（ロックウール保温材）またはJIS A9521(建築用断熱材)の規格品とし、密度は、保温板80Kg/㎥フエルト及びマット 40Kg/㎥とする。

(5) ブローイング工法は、JIS A 9523（吹込み用グラスウール断熱材）JIS A 9524(吹込み用ロックウール断熱材）又は JIS A 9525（吹込み用セルロースファイバー断熱材）による。

○ 第20章 ユニット及びその他工事

項目	特記事項
▷ 1. フリーアクセスフロア	(1) 材料等 (20.2.2)

施工箇所	構造	寸法(mm)	高さ(mm)	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材
	○ 支柱調整式 ○ 置敷式			○ 1.0G ○ 0.6G	○ 3,000N ○ 5,000N	○ 帯電防止床タイル ○ タイルカー

						○ ペット

(2) 帯電防止性能

○ U値(ｸﾗｽ1)　　○ U値(ｸﾗｽ2)

(3) 漏えい抵抗

○ R≧1.0×10⁶Ω　　○

(4) 耐荷重性能、耐衝撃性能、ローリングロード性能及び耐燃焼性能の試験方法　(20.2.2)

＊ 標準仕様書20.2.2(2)(ｲ)による　　○ 図示

(5) 寸法精度　(20.2.2)

＊ 標準仕様書20.2.2(2)(ｵ)による　　○ 図示

▷ 2. 可動間仕切

(1) 材料等　(20.2.3)

構造形式	構成基材の種類		パネル表面仕上げ	遮音性能 (dB/500Hz)	防火性能
	スタッド	パネル			
○ スタッド式(内蔵) ○ スタッド式(露出) ○ パネル式 ○ スタッドパネル式			○ メラミン樹脂塗料又はアクリル樹脂塗料焼付 ○	○ 0 ○ 12 ○ 20 ○ 28 ○ 36	○ 不燃 ○

(2) パネルの材料のホルムアルデヒド放散量　(20.2.3)

＊ F☆☆☆☆　　○

(3) パネル内に取り付ける建具　(20.2.3)

○ あり(図示)　　○ なし

▷ 3. 移動間仕切

(1) 材料等　(20.2.4)

走行方向	操作方法による種類	圧接装置の操作方法	パネル表面材		遮音性能 (dB/500Hz)
			材質	仕上げ	
○ 平行方向 ○ 二方向	○ 手動式 ○ 電動式 ○ 部分電動式	○ プッシュ式 ○ ハンドル式		○ 焼付塗装 ○ 壁紙張り	○ 36未満 ○ 36以上

(2) ハンガーレールの取付け下地　(20.2.4)

＊ 取付け全重量の5倍以上の荷重に対して、耐力及び変形量が使用上支障のないもの

○ _____

(3) ハンガーレール及びランナー　(20.2.4)

＊ パネル重量の5倍の荷重を、パネル1枚に使用するランナー数で除した値に対して、耐力及び変形量が使用上支障のないもの

○ _____

(4) パネルをランナーに取り付ける部品　(20.2.4)

＊ ランナーに加わる重量の5倍以上の荷重に耐えられるもの

○ _____

(5) あと施工アンカー類を使用する場合の材質、寸法等　(20.2.4)

＊ 図示

▷ 4. トイレブース

(1) 材料　(20.2.5)

表面材の材料	脚部の種類	ドアエッジの材質
○ メラミン樹脂系化粧板 ○ ポリエステル樹脂系化粧板	＊ 幅木タイプ ○	＊ 製造所の仕様による ○ アルミニウム製 ○ ステンレス製 ○ 表面材と同材

(2) パネル材料のホルムアルデヒド放散量　(20.2.5)

＊ F☆☆☆☆　　○

▷ 5. 手すり

(1) 材料の種類　○ ステンレス　○ アルミニウム合金　○ 鋼　(20.2.6)

(2) 仕上げ　○ _____

▷ 6. 階段滑り止め

(1) 材料等　(20.2.7)

材種	形状	寸法(巾)	取付工法
○ ステンレス製 ○ 黄銅製押出し形状 ○ アルミニウム製押出し形状	○ タイヤ型 ○ タイヤレス型	○ 30 ○ 35 ○ 40	＊ 接着型 ○ 埋込み型

(2) 内部で使用するステンレス製及び黄銅製のものはビニールタイヤ入りとする。

▷ 7. 黒板及びﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ

(1) 黒板　(20.2.9)

施工箇所	区分	種類	色	形式
	＊ 焼付け	○ 鋼製黒板	＊ 緑	○ 平面

	○	○ ほうろう黒板	○	○ 曲面
	＊ 焼付け ○	○ 鋼製黒板 ○ ほうろう黒板	＊ 緑 ○	○ 平面 ○ 曲面

※標準仕様書20.2.9によるほか、優良道産品認定品も可とする。

(2) ホワイトボード (20.2.9)

＊ 図示 ○

※標準仕様書20.2.9によるほか、優良道産品認定品も可とする。

▷ 8. 鏡

(1) 施工箇所 ＊ 図示 ○ (20.2.10)

(2) 厚さ ＊ 5㎜ ○ (20.2.10)

▷ 9. 表示

(1) 衝突防止表示 (20.2.11)

ｱ. 形状及び寸法 ＊ 図示 ○

ｲ. 材質 ＊ 図示 ○

(2) 非常用進入口等の表示

＊ 消防法に適合する市販品 ○

(3) 室名札、ピクトグラム、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等（案内用図記号はJIS Z 8210による）

＊ 図示 ○

▷ 10. タラップ

(1) 材料の種類及び仕上げ (20.2.12)

＊ ステンレス製SUS304 (＊ 研磨等不要 ○ 研磨等)

○ アルミニウム合金製 (○ 研磨等不要 ○ 研磨等)

○ 鋼製 (○ 研磨等不要 ○ 研磨等)

▷ 11. 煙突ライニング

(1) 煙突用成形ライニング材 (20.2.13)

ｱ. 適用安全使用温度 ( ) ℃

ｲ. 工法 ( )

▷ 12. ブラインド

(1) 材料等 (20.2.14)

○ 横形ブラインド

ｱ. 種類 ＊ ギヤ式 ○ コード式 ○ 操作棒式

ｲ. 幅、高さ及び取付箇所 ＊ 図示 ○

ｳ. スラットの幅 ＊ 25㎜ ○

ｴ. スラットの材種 ＊ アルミニウム合金製 ○

ｵ. ヘッドボックスの材種 ＊ 鋼製 ○

ｶ. ボトムレールの材種 ＊ 鋼製 ○

○ 縦形ブラインド

ｱ. 幅、高さ及び取付箇所 ＊ 図示 ○

ｲ. 開閉方式 ○ 片開き ○ 両開き

ｳ. 操作方法 ＊ 2本操作コード方式 ○ 1本操作コード方式

ｴ. スラットの材質 ○ 焼付け塗装仕上げのアルミスラット

○ 消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工クロススラット

ｵ. スラットの幅 ＊ ＿＿㎜

▷ 13. ロールスクリーン

(1) 仕様 (20.2.15)

操作方法	幅、高さ及び取付箇所	材種	品質
○ スプリング式 ○ コード式（チェーン式） ○ 電動式	＊ 図示	○ ガラス繊維製 ○ 合成・天然繊維製 ○ 木製	

(2) 巻取りパイプ、ウェイトバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料

＊ 製造所の仕様による ○

▷ 14. カーテン及びカーテンレール

(1) カーテン (20.2.16)

形式		開閉操作	ひだの種類	生地の種別、品質、特殊加工等	取付箇所
○ シングル ○ ダブル	○ 片引き ○ 引分け	○ 手引き ○ ひも引き ○ 電動	○ つまみひだ ○ 箱ひだ、片ひだ ○ プレーンひだ		＊ 図示

(2) カーテンレール及びその付属金物 (20.2.16)

強さによる区分	材料による区分	仕上げ	形状	フック（ひるかん）
＊ 10-90	＊ アルミニウム及びアルミニウム	＊ アルマイト	＊ 角形	＊ 鋼製

○	〒 合金の押出し成型物 ○ ステンレス製	○	○	○ 樹脂製

(3) 暗幕用カーテンの両端、上部及び召合わせ重なり (20.2.16)

＊ 300㎜以上 ○

▷ 15. 肢体不自由者用手すり(既製)

(1) 材種 ＊ ステンレス製 ○
(2) 表面仕上 ＊ 塩化ビニル樹脂又はナイロン樹脂 ○ HL仕上

▷ 16. 点検口

(1) 仕様

施工部位	材種	寸法	鍵
天井	○ アルミニウム製 ○ ステンレス製 ○	○ 450角 ○ 600角 ○	○ あり ○ なし
床下	○ アルミニウム製 ○ ステンレス製 ○	○ 450角 ○ 600角 ○	○ あり ○ なし
	○	○ 450角 ○ 600角 ○	○ あり ○ なし

※ 床下点検口は裏面ウレタン発泡とする。

▷ 17. 棟番号

＊ 図示

▷ 18. 換気口

(1) 室内 ＊ 図示
(2) 床下 ＊ 図示

▷ 19. 連絡板

(1) BL規格品 ○ 6戸用 ○ ＿＿戸用

○ 第21章 その他

項目	特記事項
▷ 1. 軒下縁石及び建物周囲砂利敷き	(1) 軒下縁石の種類、形状及び寸法 ＊ 図示 (21.3.1) (2) 砂利敷きの種別 (22.9.2)(表22.9.1) ア. 通路 ＊ A種 ○ B種 ○ 図示 イ. 建築物の周囲その他 ○ A種 ＊ B種 ○ 図示
▷ 2. 屋上緑化	(1) 植栽基盤 (23.5.2) ○ 屋上緑化システム ○ 屋上緑化軽量システム (2) その他必要な事項は、図面による。図面に指示が無い場合は、システム製作所の仕様による。
▷ 3. 家屋段階調査	次のそれぞれの工事終了後、家屋の調査を行うこと。 ○ 杭工事 ○ 土工事 ○ 躯体工事 ○ ＿＿＿＿＿ 調査は「補償コンサルタント登録規定(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)」による事業損失部門に登録している業者に調査させること。 調査箇所は、当該敷地に隣接する敷地の家屋とする。 調査戸数 ＿＿戸 調査内容は、工事監督員と協議すること。
▶ 4. 概数等発注	(1) 次に示した項目の工事数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。 なお、設計に対して過大な出来高数量に変更するものではないことに留意すること。 ・ 根切り工事【手間のみ】 ・ ・埋戻し ・ 残土等処分積込費取卸し費現場積込費 ・ 残土等処分積込費取卸し費現場取卸し費 ・ レンガタイル張工 ・ 普通れんが4種 ・ ボルトランドセメント ・ 洗い砂 ・ タイル下地モルタル塗り ・ (2) この工事においては、設計変更図書の作成(設計変更図面の作成及び工事数量の算出)を受注者に行わせることがある。 (3) 概数として取り扱っている事項の施工に当たっては、施工前に工事監督員と協議すること。 なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。 (4) 概数として示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として取り扱うことがある。

	(5)　概数として示した数量に対する確定数量に係る根拠資料は工期末30日前までに工事監督員に提出することを原則とする。 なお、これによりがたい場合は速やかに工事監督員と協議すること。

● 工 事 概 要

項　　目	特　　記　　事　　項
▶ 1. 電気工作物の種類	● 一般用電気工作物　○ 事業用電気工作物(自家用電気工作物)
▶ 2. 工事種目	

【一般建物】

名　　称	新　営	改　修	施工の範囲	備　考
電灯設備	○ 一式	● 一式	○ 配管　○ 配線　● 器具付	
動力設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
電熱設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
雷保護設備	○ 一式	○ 一式		
受変電設備	○ 一式	○ 一式		
電力貯蔵設備	○ 一式	○ 一式		
発電設備	○ 一式	○ 一式		
構内情報通信網設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
構内交換設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
情報表示設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
映像音響設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
拡声設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
誘導支援設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
テレビ共同受信設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
監視カメラ設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
火災報知設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
中央監視制御設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
防犯入退室管理設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
構内配電線路設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
構内通信線路設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	

【道営住宅】

名　　称	新　営	改　修	施工の範囲	備　考
電灯・ｺﾝｾﾝﾄ設備（住戸内）	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
動力設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
幹線設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
雷保護設備	○ 一式	○ 一式		
受変電設備	○ 一式	○ 一式		
共用電灯設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
電話配管配線設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
呼出設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
テレビ共同受信設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
火災報知設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
誘導支援設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
構内配電線路設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	

構内通信線路設備	○　一式	○　一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
緊急通報設備	○　一式	○　一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	
電波障害防除設備	○　一式	○　一式	○ 配管　○ 配線　○ 器具付	

▶ 3. 設備概要

本工事対象建築物の設備概要は下記のとおりとする。

なお、改修工事にあっては改修工事後の設備概要を示し、本工事の対象となっていない設備については記載していない。

引込（電力）　● 架空　○ 地中

引込（通信）　○ 架空　○ 地中

受電方式　○ 低圧受電（● 電灯　○ 動力）

○ 高圧受電　＿＿＿ＫＶ

受電設備　○ 非常電源専用受電設備

○ 屋内　○ 屋外

○ キュービクル式　○ 高圧スイッチギア

変圧器　単相　計　＿＿＿ＫＶＡ

三相　計　＿＿＿ＫＶＡ

自家発電装置　種別　○ ディーゼル機関

○ ガス機関

○ ガスタービン機関

発電機出力　＿＿＿ＫＶＡ

燃料　○ 軽油　○ Ａ重油

○ 灯油　○ ガス

その他発電装置　○ 燃料電池発電装置

○ 太陽光発電装置

○ 風力発電装置

直流電源装置　○ 鉛蓄電池　○ ＣＳ形

○ ＰＳ形

○ ＭＳＥ形

○ 長寿命ＭＳＥ形

○ ＨＳＥ形

○ アルカリ蓄電池　○ ポケット式

○ 焼結式

○ 焼結式シール形

直流電源装置の用途　○ 受変電機器制御電源　○ 非常用照明

ＵＰＳ装置　○ 常時インバータ給電方式簡易形

○ 常時インバータ給電方式

○ ラインインタラクティブ方式

○ 常時商用給電方式

ＵＰＳ装置の用途 （　　）

照明制御装置　○ 人感センサ
○ 明るさセンサ　○ タイマ
○ その他 （　　）

幹線設備　電灯　● 単相３線式２００／１００Ｖ　５０Ｈｚ
動力　○ 三相３線式２００Ｖ　５０Ｈｚ

電熱設備　ロードヒーティング　○ 単相１００Ｖ
○ 単相２００Ｖ
○ 三相２００Ｖ
フロアヒーティング　○ 単相１００Ｖ
○ 単相２００Ｖ
○ 三相２００Ｖ

雷保護設備　受雷部　○ 突針
○ 水平導体又はメッシュ導体
引き下げ導線システム
○ 引下げ導線
○ 構造体利用引下げ導線

構内情報通信網設備
インタフェース　○ 100BASE-TX　○ 1000BASE-T
○ その他 （　　）
機器　○ Ｌ２スイッチ　○ Ｌ３スイッチ
○ ルーター　○ メディアコンバーター
○ その他 （　　）

構内交換設備
回線種別　○ アナログ　○ ＩＮＳ
○ 専用線　○ 光
交換装置　○ ＰＢＸ　○ ＩＰ－ＰＢＸ
○ ＶｏＩＰサーバー　○ クラウド
実装数／容量数　局線数　／
内線数　／
電話機　○ 一般形　○ 多機能形
○ 停電用　○ ＩＰ電話機
○ ＩＰ電話機(PoE給電)

情報表示設備　○ マルチサイン装置
○ 出退表示装置
○ 時計表示装置　出力回線数　　回線

映像音響設備　○ 有り　○ 無し

拡声設備　○ Ｈｉ形増幅器　増幅器容量　　Ｗ
○ 一般放送用　○ 非常放送用
○ 遠隔操作器　　箇所

誘導支援設備　○ 音声誘導装置　○ インターホン

その他機器
- ○ テレビインターホン
- ○ 外部受付用インターホン
- ○ トイレ等呼出装置
- ○ 受付呼出装置

テレビ共同受信設備　アンテナ
- ○ ＵＨＦ
- ○ ＢＳ・１１０°ＣＳ
- ○ ＣＳ

火災報知設備

(1) 自動火災報知設備

受信機 ＿＿形 ＿＿級 ＿＿回線
- ○ 単独盤　○ 複合盤
- ○ 壁掛形　○ 自立形

副受信機 ＿＿＿＿台 ＿＿＿＿回線
- ○ 自動試験機能　○ 遠隔試験機能
- ○ ＧＰ型３級受信機（住戸内）

発信機 ＿＿形 ＿＿級　○ 組込形　○ 露出形

警報ベル　○ 露出形　○ 組込形

総合盤　○ 単独（ ○ 露出　○ 埋込）
- ○ 消火栓箱組込形　（消火栓箱は別途工事）

(2) 自動閉鎖設備

自動閉鎖装置連動制御器　○ 単独盤　○ 複合盤

(3) 非常警報設備
- ○ 一体型　○ 複合型
- ○ その他（ ○ 非常ベル　○ 表示灯　○ 起動装置）

(4) ガス漏れ警報設備
- ○ 電気設備工事で設置　○ 機械設備工事で設置

施工の範囲
- ○ 配管　○ 配線
- ○ 基台（警報機は別途）
- ○ 器具付け

基台は警報出力接点付き、アダプター付きとする。

ガス種別　○ ＬＰＧ　○ 都市ガス

中央監視装置
- ○ 警報盤
- ○ 簡易型監視制御装置
- ○ 監視制御装置

防犯入退室管理設備
- ○ センサ
  - ○ マグネットスイッチ
  - ○ バイブレーションスイッチ
  - ○ パッシブセンサ
- ○ 制御部
  - ○ キースイッチ
  - ○ 暗証番号入力装置
  - ○ 磁気カード
  - ○ ＩＣカード
- ○ 機器類は施設管理者リース品である。

外灯設備　○ 架空　○ 地中

ポール種別

	○ 鋼製塗装　○ アルミ　○ 溶融亜鉛メッキ塗装 ○ 埋込式　○ ベースプレート式 ランプ　○ ＬＥＤ ○ その他（　　） 点滅方式 ○ 自動式　（　○ 自動点滅器　○ タイマ　） ○ 手動式 電波障害防除設備 施工方法　○ 架空配線式　○ 地中配線式 ○ アンテナ対策　○ ＣＡＴＶ 受信点　○ 当該施設のテレビアンテナより分岐 ○ 新設 ○ 既設電波障害防除施設より分岐 【道営住宅】 緊急通報設備 ○ 主監視盤　　窓　○ 副監視盤　　窓 電話回線使用　○ 有り　○ 無し 外部通報　○ 有り　○ 無し

● 電気設備共通事項

項　目	特　記　事　項
▶ 1. 電気保安技術者	電気工作物に係る工事においては、工事監督員の承諾を受け電気工作物の保安業務を行う電気保安技術者をおくこと。
▶ 2. 諸手続	本工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、受注者が代行し速やかに行い、費用は全て受注者の負担とする。
▷ 3. 試運転調整	この工事に必要な試運転調整の費用は全て受注者の負担とする。
▷ 4. 指定仮設	＊ なし　○ 本工事（仮設計画図による）
▷ 5. 足場及び橋類	別契約の関係受注者の定置する足場、桟橋の類は、無償で使用できる。
▷ 6. 交通誘導警備員	建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を確保すること。 なお、配置位置及び交通誘導警備員の区分は、次による。 配置位置：図面による。 警備員詰所：（ ○ 設ける　○ 設けない） 表　工事現場の位置と交通誘導警備員区分の考え方

工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分
市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A
北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	
上記以外の路線	交通誘導警備員B

市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ご

	とに交通誘導警備員Aを１人以上配置する。 交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は工事監督員と協議すること。
▷ 7. 工事用動力水等	
1) 工事用水	構内既存の施設　○ 利用できる（　＊ 有償　○ 無償　） ＊ 利用できない
2) 工事用電力	構内既存の施設　○ 利用できる（　＊ 有償　○ 無償　） ＊ 利用できない
▷ 8. 使用機材等	使用する機材は「北海道建設部建築局建築整備課　　版設備機材等指定名簿」による。
▷ 9. 製品の検査	次の機器は原則、工事監督員立会のもとに工場検査を行うこと。 （　　）
▷ 10. 参考図	図中参考図の寸法は概略寸法とする。
▷ 11. 発生材の処理	共通事項特記仕様書による。
▷ 12. 小型２次電池の処理	ＪＢＲＣの回収システムを利用すること。
▷ 13. イオン化式感知器の処理	共通事項特記仕様書 第１章 16による。
▷ 14. PCBを含む機器類	発生材にPCBを含む機器類がある場合は、PCBが飛散、流失、地下への浸透等がないよう適切な容器に収め、適切な場所に保管する。 保管場所・容器については、監督員の指示による。
▷ 15. 概数等発注	(1)　次に示した項目の工事数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。 なお、設計に対して過大な出来高数量に変更するものではないことに留意すること ｱ. 工事数量総括表細目別内訳又は別紙明細の備考欄に「概数」又は「概」と表示された項目 ｲ. 次の項目 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (2)　この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることができる。 (3)　概数として取り扱っている事項の施工に当たっては施工前に工事監督員と協議すること。 なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。

(4)　概数として示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として取り扱うことがある。

▷ 16. 耐震措置

(1)　「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版」（日本建築センター発行）及び「道有施設（建築物）の総合耐震計画及び同解説」に基づき、耐震施工を行う。（１００ｋｇを超える機器については、計算書を提出すること）

○ 一般の施設　○ 特定の施設　○ 甲類　○ 乙類

①局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度（Ks）

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
１階及び 地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

(注)(　) 内の数値は防振支持機器の場合に適用する

②局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度（Ks）

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要水槽	一般水槽	重要水槽	一般水槽
上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
１階及び 地下階	1.5	1.0	1.0	0.6

重要機器は、次のいずれかに該当するものをいう。また、一般機器とは重要機器以外をいう

イ. 災害応急対策活動に必要な施設等において、施設目的に応じた活動を行うために必要な設備機器

ロ. 危険物を貯蔵又は使用する施設において、危険物による被害を防止するための設備機器

ハ. 避難、消火等の防災機能を果たす設備機器

ニ. 火災、水害、避難の障害等の二次災害を引き起こす恐れのある設備機器

ホ. その他これらに類する機器

重要水槽とは重要機器として扱う水槽類、一般水槽とは一般機器として扱う水槽類を示す

また、水槽類にはオイルタンク等を含む

(2)　あと施工アンカーの場合は、監督員と事前協議の上使用することとし、施工後の確認試験は次による。

	①施工されたアンカーの固着状況を確認する試験（現場非破壊検査）とする。 ②試験箇所、試験荷重等を記載した試験計画書を、試験前に工事監督員に提出する。 ③引抜試験装置は、油圧式加力装置、レンチ式加力装置等とする。
▷ 17. 防災電源（非常電源）	次の設備は防災電源（非常電源）として関係法令等に適合したものであること。 ○ キュービクル等　○ 蓄電池　○ 発電装置
▷ 18. 配分電盤・端子盤類	図中に特記がある場合、及び住戸内を除き「電気設備工事（配・分電盤等）標準仕様書 北海道建設部建築局建築整備課令和６年版」を適用する。
▷ 19. 塗装工事	金属管の塗装箇所　＊ 無し ○ 有り（　　）
▷ 20. 電線及びケーブル	1）環境配慮形を使用すること原則とする。 2）アルミケーブルを使用する際は監督員と協議すること。
▷ 21. 直線接続材(低圧)	標準仕様書に記載のあるほか下記による。 ＊ ＪＣＡＡ Ａ１０２　＊ ＪＣＡＡ Ｋ１１０１
▷ 22. 直線接続材(高圧)	標準仕様書に記載のあるほか下記による。 ＊ ＪＣＡＡ Ａ３０５
▷ 23. 端末処理材(低圧)	標準仕様書に記載のあるほか下記による。 ＊ ＪＣＡＡ Ｋ１１０１
▷ 24. 端末処理材(高圧)	標準仕様書に記載のあるほか下記による。 ＊ ＪＣＡＡ Ｋ１３０１
▷ 25. 位置ボックス	図面に特記がある場合を除き標準仕様書の使用区分による。 ○ 気密処理を行う。
▷ 26. 配線器具用プレート	図中に特記がない場合は下記による。 住戸内　○ 合成樹脂製 その他　○ アルミ合金製　○ 合成樹脂製 ○ ステンレス製　○ ネジ止め
▷ 27. フロアプレート	床ボックスに取付のもの（二重床を除く）は水平高低調整形プレートを用いる。
▷ 28. つりボルト	床下ピット等の湿気のある場所に使用するつりボルトは亜鉛メッキ又はステンレス製とする。
▶ 29. ボルト・ナット等	屋外又はそれに類する場所で使用するボルト、ナット等は亜鉛メッキ又はステンレス製とする。
▷ 30. プルボックス	天井内隠蔽部分及び高所取付のプルボックスの蓋に用いるビスは脱落防止ビスとする。
▷ 31. 結露防止	(1)　断熱材は可能な限り欠損させないこと。ただしこれによりがたい場合は、同等以上の処理を行う。 (2)　断熱処理箇所に使用するインサートは断熱インサートとする。
▷ 32. 呼び線	長さ１ｍ以上の通線を行わない配管には、導入線（樹脂被覆鉄線等）を

	挿入する。
▷ 33. はつり工事	はつり作業を行う場合は、事前調査を入念に行い、埋込配管及び主鉄筋への損傷、じんあい処置等について注意して行うこと。 作業実施日時を施設管理者と共有し、施工場所の設備機能は、原則として停止すること。 電動器具を用いて、はつり工事を行う場合は、金属センサードラム等から電源を供給すること。 イ．埋設物の探査方法 ＊ 電磁波検査など ○ 放射線透過検査 対象ヶ所、躯体厚さ、フィルムサイズは図示による。 ロ．設備機能の停止に伴う代替措置 影響範囲　（　　） 代替措置　（　　） 放射線透過検査を行う場合は、労働安全衛生法等に定めるところによるほか、次による。 撮影ヶ所数、躯体厚さ、フィルムサイズについては、図示による。 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入り禁止措置を講ずる。 露出時間は、コンクリート厚さ等により、適宜調整する。 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 躯体の墨出しは、表裏でズレがないよう措置を講ずる。

○ 電力設備工事

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. フロアコンセント	床：　○ アップ形　　○ プラグ収納形 ○ 上下可動形　　○ ハイテンションアウトレット 床（ＯＡフロア）：　○ アップ形　　○ プラグ収納形 ○ ハーネス式 材質：　○ アルミ合金　　○ 銅合金　　○ 樹脂 床（ステージ）：　○ プラグ収納形（アルミ合金鋳物プレート製）
▷ 2. タンブラスイッチ	○ 大角形連用 （　○ 住戸内　　○ 共用部　　○　　） ○ ワイドハンドル形 （　○ 住戸内　　○ 共用部　　○　　） 道営住宅階段用は位置表示灯付きとする。
▷ 3. コンセント	特殊コンセントは表示及びプラグ付きとする。 ○ 大角形連用 （　○ 住戸内　　○ 共用部　　○　　）

	○ ワイド形 （ ○ 住戸内　　○　　） ○ 単一形 （ ○ 住戸内　○ 共用部　○　　）
▷ 4. 住戸内分電盤 【道営住宅】	住戸内の分電盤は、樹脂製でリミッタースペース付きとし、主幹ブレーカーは中性線欠相保護機能付漏電遮断器とする。
▷ 5. インバータ装置の規約効率	三相可変速電動機用インバーター装置の規約効率は、原則として下表の数値以上とする。

	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5
ｲﾝﾊﾞｰﾀ効率(%)	86.0	88.5	92	93	94.0	94	94.5

電動機出力(kW)	11	15	18.5	22	30	37	45
ｲﾝﾊﾞｰﾀ効率(%)	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

※１） 電動機の供給電圧は２００Ｖ又は４００Ｖ

※２） 規約効率は、JEM-TR 245「汎用インバータの規約効率の算出方法」により計算した損失を用い算出した効率とする。ただし、リアクトルを設けた場合にあっても、上記規約効率を満たすものとする。

※３） 規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、IP4X、6 極、50Hzの電動機を 駆動したときの値とする。

▷ 6. 雷保護設備適用規格	○ ＪＩＳ Ａ ４２０１：２００３ 保護レベル　○ Ⅰ　○ Ⅱ　○ Ⅲ　○ Ⅳ ○ ＪＩＳ Ａ ４２０１：１９９２
▷ 7. 幹線　【道営住宅】	○ プレハブケーブル　○ ＥＭ－ＣＥＴケーブル　○ ＩＥ
▷ 8. 接地極	Ａ種・Ｂ種・Ｃ種接地は銅板（９００×９００×１．５ｔ）とし、それ以外の接地は銅又は銅覆鋼製接地棒とする。 (2) 接地極上端の埋設深さは、凍結深度以上とする。ただし、凍結深度０．７５ｍ未満の場合は、埋設深さを０．７５ｍとする。
▷ 9. 接地極埋設標	形状は、１４０Ｈ×９０Ｗ×１．０ｔとし、文字は刻記、腐食加工とし、設置者名は「北海道」とする。 材質はステンレス製とする。
▷ 10. 分電盤等の予備配管	予備の配線用遮断器が４個以下の場合は、（ＰＦ２２）相当を１本以上、５個以上の場合は、（ＰＦ２２）相当を２本以上を二重天井内まで立ち上げるものとする。ただし、シャフト内は適用しない。
▷ 11. 電動機等への接続	別途工事の電動機等への配線接続は本工事とする。
▷ 12. 住戸内の屋内配管及びボックス	○ 内装プレハブ　（該当箇所の配管及びボックスについて、専門業者と協議すること。） ○ 内装在来工法
▷ 13. 一般照明の照度測定	JIS C 7612「照度測定方法」に準拠し、照度測定を行うこととし、測定箇所については、監督員と協議の上決定すること。

○ 発電設備工事

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. 主燃料槽	「危険物規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」によるほか所轄消防署が承認したものとする。
▷ 2. 防油提	○ 本工事　　○ 別途工事
▷ 3. 系統連携	＊ なし　　○ あり

○ 通信・情報設備工事

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. 情報用アウトレット	壁：　○ モジュラジャック 床：　○ アップ形　　○ プラグ収納形　　○ その他 床（ＯＡフロア）：　○ アップ形　　○ プラグ収納形 材質：○ アルミ合金　　○ 銅合金　　○ 樹脂
▷ 2. 電話用アウトレット	壁：　○ モジュラジャック　　○ ６極２芯コンデンサー付き ○ ６極４芯コンデンサー付き ○ ノズルプレート 床：　○ アップ形　　○ プラグ収納形 ○ ローテーションアウトレット(亀甲形) 床（ＯＡフロア）：　○ アップ形　　○ プラグ収納形 材質：○ アルミ合金　　○ 銅合金　　○ 樹脂
▷ 3. 電波障害防除設備工事の留意事項等	(1)　必要な官庁関係手続きは全て実施する。 (2)　施工にあたっては第３者災害に注意し、作業範囲の安全対策を実施する。 (3)　対策前後のテレビ受信状況写真を提出する。 (4)　工事期間中の電気料金及び電柱借用料金その他は、本工事にて負担する。

○ 映像・音響設備工事

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. 映像信号伝送用ケーブル	○ ＨＤＭＩケーブル　　○ HDbaseTアライアンス推奨ケーブル

○ 構内配電線路設備
構内通信線路設備

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. 標識シート	(1)　シートは、繊維補強付樹脂シートとし、２倍以上重ね合わせ、おおむね２ｍの間隔で用途又は電圧種別（通信線路は用途）を表示する。 (2)　埋設シートを設ける範囲は次による。 ○ 高圧又は特別高圧　○ 低圧　○ 通信線路
▷ 2. ケーブル標識	高圧用・低圧用 ；　コンクリート製（８０角×３００）の頂部に矢印（赤）を刻印したもの。 通信用 ；　コンクリート製（８０角×３００）の頂部に矢印（黄）を刻印したもの。 鉄製（舗装面用）；25φ
▷ 3. 高圧柱上機器仕様	＿＿＿ＫＶ　＿＿＿Ａ ○ 重耐塩形　○ 過電流ロック付 ○ 地絡保護装置付　○ 密閉形
▷ 4. 高圧ケーブルの屋外端末処理仕様	○ 耐塩形
▷ 5. 端末処理者銘板	屋内外とも、高圧ケーブルの端末処理者銘板を取り付けること。
▷ 6. ハンドホール	ハンドホールにケーブル支持金物（亜鉛メッキ軽量形鋼同等品）を２本以上取り付け、接地する。（低圧を除く）
▷ 7. ケーブル保護管	内外面溶融亜鉛めっき厚鋼電線管とする。（土中は防食テープ巻き）
▷ 8. 外灯遮断方式	外灯ポール内には配線用遮断器（防水仕様）を設置する。
▷ 9. 外灯金属部の接地	ポールごとに接地極を設置する。
▷ 10. 土工	発生土等の処理 ○ 構外搬出（約 ＿＿＿＿ ｋｍ） 捨て場所（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） ○ 捨て土ならし有り　○ 捨て土ならし無し ○ 構内敷ならし　○ 構内指示場所に堆積 埋め戻し ○ 掘削土の良質土　○ （＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） 管周囲の保護 ○ 掘削土の良質土　○ 山砂

○ 環境配慮改修工事

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. 石綿含有建材の除去工事	(1) 事前調査　(9.1.1) 調査範囲 ○ 全ての材料について、設計図書等の書面調査及び現地での目視調査 ○ 調査結果報告書で確認 ○ 対象建築物の新築工事の着工日が平成18年9月1日以降であることを設計図書等で確認 既存の設計図書　＊ 貸与　○ 無 石綿含有建材の調査報告書　＊ 貸与　○ 無

分析結果　○ 石綿含有　○ 石綿非含有

分析調査　○ 適用する　○ 適用しない

適用する場合の調査範囲　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

建材中の石綿含有率の分析方法について（基発0821002号、最終改正令和3年12月22日基発1222第17号）による。

なお、分析調査は厚生労働大臣が定めた必要な知識及び技能を有する者が行うものとする。

事前調査の結果、設計図書等と異なる場合は、工事監督員と協議する。

調査結果を工事監督員に説明するとともに関係法令等に基づき官公署へ報告を行うこと。

(2) 石綿含有建材除去後の仕上げ　○ 図示

(3) 石綿粉じん濃度測定　＊ 行う　○ 行わない

測定方法　＊ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

測定時期　＊ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

測定場所　＊ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

測定箇所数　＊ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

(4) 石綿含有吹付け材の除去　(9.1.3)

ア 除去方法

＊ 石綿含有吹付け材を粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に除去する。

○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

イ 除去した石綿含有吹付材等の梱包

飛散防止措置　＊ 湿潤化　○ 固形化

ウ 除去した石綿含有吹付け材等の処分方法

処理区分	＊ 最終処分（管理型）
	○ 中間処理 （ ○ 無害化　○ 溶融）
場所	第1章　発生材の処理等による

(5) 石綿含有保温材等の除去　(9.1.4)

ア 除去方法　○ 切断又は破砕　○ 手ばらし

イ 除去工法（煙突用断熱材は除く）　＊ 湿潤化後手ばらし

○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

ウ 煙突用断熱材の除去　＊ 図示

エ 除去した石綿含有保温材等の処分方法

処理区分	＊ 最終処分　○ 中間処理
	○
場所	第1章　発生材の処理等による

(6) 石綿含有成形板等の除去　(9.1.5)

ア 石綿含有成形板の種類　＊ 図示

イ 石綿粉じん飛散防止の養生　＊ 行う　○ 行わない

ウ 除去した石綿含有成形板等の処分方法

処理区分	＊ 最終処分（ ＊ 安定型　○ 管理型 ）
	○ 中間処理 （ ○ 無害化　○ 溶融 ）
場所	第1章　発生材の処理等による

(7) 石綿含有仕上塗材の除去　(9.1.6)

ア 除去工法　＊ 図示

イ 除去した石綿含有成形板等の処分方法

処理区分	＊ 最終処分（ ＊ 安定型　○ 管理型 ）
	○ 中間処理 （ ○ 無害化　○ 溶融 ）
場所	第1章　発生材の処理等による

● 機器取り付け高さ

項　目	特　記　事　項

▶ 1. 機器の取付高さは図示のほか下記を標準とする。

【一般建物】

	名　称	測　定	取付高（mm）
共電通力	取引用計器	地上～窓中心	1，８００～２，０００
	引込開閉器	床上～中心	1，８００
電灯	分電盤	〃	1，５００（上端1，９００以下）
	スイッチ	〃	1，１５０
	コンセント（一般）	〃	５００
	〃　（和室）	〃	２００
	〃　（台上）	台上～中心	１５０
	〃　（土間）	床上～中心	８００～1，３００
	ブラケット（一般）	〃	2，１００～2，５００
	〃　（踊場）	〃	2，５００
	〃　（鏡上）	鏡上端～中心	１５０
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1，５００（上端1，９００以下）
	開閉器箱	〃	1，５００
	操作スイッチ	〃	1，３００
電話	端子盤	床上～下端	５００
	保安器箱	床上～中心	2，０００
	壁付位置ボックス	〃	５００
	〃　（和室）	〃	２００
	壁付インターホン	〃	1，１５０
	壁付位置ボックス	〃	1，１５０
	〃　（和室）	〃	２００
時計拡声	壁掛形親時計	〃	1，５００（上端1，９００以下）
	子時計	〃	2，３００
	壁掛形スピーカ	〃	2，３００
	アッテネーター	〃	1，１５０
表示	表示盤	〃	2，３００
	壁付発信器	〃	1，１５０
	ベル･ブザー･チャイム	〃	2，３００
	壁付ボタン	〃	1，１５０
	多目的便所呼出ボタン	〃	1，０００
共同受信レビ	分配器箱	床上～上端	1，９００
	テレビアウトレット	床上～中心	５００
	〃　（和室）	〃	２００

テ	収容箱	床上～上端	１，９００
火災報知	受信機・副受信機	床上～中心	１，５００
	総合盤	〃	１，３００
	発信機	〃	１，３００
	電鈴	〃	２，３００

【道営住宅】

	名　　称	測　　定	取 付 高 （mm）
電灯	分電盤(共用等)	床上～中心	１，５００～２，１００
	分電盤(住戸用一般)	〃	１，６５０
	分電盤(住戸用 車いす対応)	〃	１，２００
	スイッチ	〃	１，０００
	コンセント（一般）	〃	４００
	〃　（和室）	〃	３００
	〃　（台上）	台上～中心	１５０
	〃　（冷蔵庫用）	床上～中心	１，８００
	〃　（給湯器･洗面台用）	〃	１，３００
	ブラケット（一般）	〃	２，１００～２，５００
	〃　（踊場）	〃	２，５００
電話	壁付位置ボックス	床上～中心	４００
	〃　（和室）	〃	３００
表示	壁付発信器	〃	１，０００
	ベル･ブザー･チャイム	〃	１，９００～２，３００
	多目的便所呼出ボタン	〃	１，０００
インターホン	壁付インターホン	〃	１，０００
	壁付位置ボックス	〃	１，０００
共同受信テレビ	テレビアウトレット	〃	４００
	〃　（和室）	〃	３００
火災報知	受信機	床上～操作部	８００～１，５００

● 工 事 概 要

項　　目	特　　記　　事　　項

▶ 1. 工事種目

名　　称	新 設	改 修	摘　　要
空気調和設備工事	○ 一式	○ 一式	
暖 房 設 備 工 事	○ 一式	○ 一式	
冷 房 設 備 工 事	○ 一式	○ 一式	
換 気 設 備 工 事	○ 一式	○ 一式	
排 煙 設 備 工 事	○ 一式	○ 一式	
給 油 設 備 工 事	○ 一式	○ 一式	
自動制御設備工事	○ 一式	○ 一式	
屋外給水設備工事	○ 一式	● 一式	
屋内給水設備工事	○ 一式	○ 一式	
屋外排水設備工事	○ 一式	○ 一式	
屋内排水設備工事	○ 一式	○ 一式	
屋内給湯設備工事	○ 一式	○ 一式	
衛生器具設備工事	○ 一式	○ 一式	
消 火 設 備 工 事	○ 一式	○ 一式	
屋外ガス設備工事	○ 一式	○ 一式	
屋内ガス設備工事	○ 一式	○ 一式	
	○ 一式	○ 一式	
	○ 一式	○ 一式	
	○ 一式	○ 一式	

※ 種目は●印を付したものを適用する
※ 空気調和設備工事とは、空調機等を設置し暖冷房を行う工事をいう
※ 暖房設備工事とは、直暖や個別暖房のみの工事をいう
※ 冷房設備工事とは、個別冷房のみの工事をいう

● 機械設備共通事項

項　　目	特　　記　　事　　項
▶ 1. 配管 1) 配管材料	

管　種		施工区分																				
		冷温水	冷却水	蒸気	温水	給油		冷媒	給水		給湯	排水		通気	消火		ガス		雨水
○	配管用炭素鋼鋼管(白)																		
○	〃　(黒)																		
○	圧力配管用炭素鋼鋼管(黒)																		
○	塩ビライニング鋼管(ＶＡ)																		
○	〃　(ＶＢ)																		
○	排水用塩ビライニング鋼管																		
○	耐熱性塩ビライニング鋼管																		
○	外面被覆鋼管																		
○	ナイロンコーティング鋼管																		
●	ステンレス鋼管								●										
○	銅管(M)																		
○	冷媒用断熱材被覆銅管																		
○	被覆銅管																		
○	ビニル管(ＶＰ)																		
○	〃　(ＶＵ)																		
○	樹脂管																		
○	耐火二層管																		
○	ポリエチレン管																		
○	合成樹脂製可とう電線管																		
○	鉛管																		
○	コンクリート管																		
○	鋳鉄管																		
○																			
○																			
○																			
○																			
○																			
○																			

※ 該当項目に●印をつける。

２列書きになっている部分は左側屋外配管、右側屋内配管とする

2) 弁類

水道直圧及び高置タンクまでは1Mpaとし、他は各種配管の水圧検査圧力値を超える最高許容圧力を有するバルブとする

3) 試験

配管途中若しくは隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装又は被覆施工前に行う

圧力値、保持時間は、標準仕様書第２編 2.9.2から2.9.5による

試験終了後、報告書を工事監督員に提出すること

○ 改修工事の試験範囲

○ 新設配管　　○ 既設配管　（　　）

○ システム全体

4) ねじ加工

○ 転造ねじ加工 （ ）

5) ステンレス鋼管継手の種類

種類		冷温水	冷却水	温水	給水	給湯	消火	備考
●	プレス				●			ダブルプレス
○	拡管式							
○	溶接							
○	ハウジング継手							

6) 埋設配管

防食処理 ○ 土中
○ ペトロラタム系防食テープ （ ）
○ ブチルゴム系絶縁テープ （ ）
○ コンクリート内
○ プラスチックテープ （ ）

地中埋設標・埋設表示テープ・屋外配管埋設深さ

管種	地中埋設標		埋設表示ﾃｰﾌﾟ		屋外配管埋設深さ m以上		
					車両道路	道路以外	凍結深度
給水	○	要	○	要	GL－	GL－	GL－
ガス	○	要	○	要	GL－	GL－	GL－
油	○	要	○	要	GL－	GL－	GL－

要の場合、地中埋設標は図示する箇所、埋設表示テープは屋外埋設配管部分に適用する

7) 溶接部の検査

○ 目視検査 ○ 非破壊検査 （溶接部の種類 : ）
（検査の種類 : ）
（配管種別 : ）
（使用圧力 : ）
（抜き取り率 : ）

詳細は標準仕様書の当該事項による

8) 配管洗浄

○ 冷温水管 ● 給水管 （ ○ 1次側 ● 2次側 ）
○ 冷却水管 ○ 給湯管 ○ 受水タンク ○ 高置タンク
○ 貯湯タンク ○ 給湯用膨張タンク

高周波洗浄もしくは同等以上の方法による
飲料水管の場合は、端末において遊離残留塩素が0.2mg/L以上検出されるまで消毒を行う

9) 配管施工

塩ビ管の接着接合については、接着後、はみ出した接着剤をふきとり、換気等により、配管内や施工場所の溶媒蒸気を除去する

10) 既存部分の養生

既存部分の養生範囲については、図示による。
また、図示がなく工事後の使用される建築物、備品等で、工事中の汚損等が、工事前の状態と異なるおそれがある箇所は、養生を行うものとし、養生範囲は監督員と協議する。
なお、養生方法について、改修標準仕様書第１編3.1.1から3.2.1による

▷ 2. 保温

標準仕様書第２編3.1.4及び5のうち保温材及び外装材は次による
断熱材は、特定フロン、代替フロン等、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと

1) 配管	保温材　○ グラスウール　（　）
	○ ロックウール　（　）
	○ ポリスチレンフォーム　（　）
	外装材 ｲ) 屋内露出
	○ 合成樹脂製カバー　（　）
	○ アルミガラスクロス　（　）
	○ その他（　）（　）
	ﾛ) 機械室・書庫・倉庫
	○ アルミガラスクロス　（　）
	○ その他（　）（　）
	ﾊ) 天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中
	○ アルミガラスクロス　（　）
	○ その他（　）（　）
	ﾆ) 床下・暗渠内
	○ 着色アルミガラスクロス　（　）
	○ アルマット　（　）
	○ 保温なし（　）
	○ その他（　）
	ﾎ) その他
	○ その他（　）（　）
	○ その他（　）（　）
	○ その他（　）（　）
	○ その他（　）（　）
2) バルブ等	保温材　○ グラスウール　（　）
	○ ロックウール　（　）
	○ ポリスチレンフォーム　（　）
	外装材　○ ステンレス鋼板　（　）
	○ 溶融アルミニウム亜鉛鉄板（　）
	○ 塗装亜鉛系めっき鋼板　（　）
	○ その他（　）（　）
3) ダクト	外気取入用ダクト及び排気用ダクトは保温を行う
	保温材　○ グラスウール　（　）
	○ ロックウール　（　）
	○ ポリスチレンフォーム　（　）
	○ その他　（　）
	外装材 ｲ) 屋内露出
	○ 合成樹脂製カバー　○ 塗装亜鉛系めっき鋼板
	○ 溶融アルミニウム—亜鉛鉄板　○ ステンレス鋼板
	○ アルミガラスクロス　○ その他（　）
	ﾛ) 機械室・書庫・倉庫
	○ アルミガラスクロス　○ 塗装亜鉛系めっき鋼板
	○ 溶融アルミニウム—亜鉛鉄板　○ ステンレス鋼板
	○ 合成樹脂製カバー　○ その他（　）
	ﾊ) 天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中
	○ アルミガラスクロス
	○ その他（　）
	ﾆ) 外気取入用ダクト及び排気用ダクト
	○ アルミガラスクロス
	○ その他（　）
	範囲　ｲ) 外気取入用ダクト　・　全て

ﾛ) 排気用ダクト　○ 全て
○ その他（　外壁より1.5m以内　）

ﾊ) その他
○ その他（　　）（　　）
○ その他（　　）（　　）
○ その他（　　）（　　）
○ その他（　　）（　　）

3) 機器類
○ 冷温水ヘッダー　○ 冷水ヘッダー　○ 冷温水タンク
○ 冷水タンク　○ 温水タンク　○ 蒸気ヘッダー
○ 温水ヘッダー　○ 熱交換器　○ 還水タンク
○ 膨張タンク
保温材　○ グラスウール　○ ロックウール
○ その他（　　）
外装材　○ 塗装亜鉛系めっき鋼板　○ 溶融アルミニウム—亜鉛鉄板
○ ステンレス鋼板　○ その他（　　）

4) 冷媒用断熱材被覆銅管

	液管	ガス管	結露の可能性箇所
被覆厚（mm）			

5) 煙道
排気筒
保温材　○ ロックウール　○ その他（　　）
外装材　○ 塗装亜鉛系めっき鋼板　○ 溶融アルミニウム—亜鉛鉄板
○ ステンレス鋼板　○ その他（　　）

6) 消音内貼り
施工方法は標準仕様書の当該事項による
施工個所は図示したダクト及びチャンバー類とする
使用材料　○ グラスウール　○ その他（　　）
厚さ　○ 25mm　○ 50mm
消音内貼チャンバーの寸法は外法寸法とする
ラス押え　○ 有（　　）　○ 無

▷ 3. 塗装
イ. 屋内露出は、室内環境対応･配慮形塗料又は水性系塗料の合成樹脂調合ペイントとする。
但し煙道、煙突は耐熱塗装とする。

ロ. 裸管　○ 合成樹脂調合ペイント　○ アルミニウムペイント
・蒸気管　機械室内は、アルミニウムペイント
居室及び隠ぺいは、さび止めペイント

ハ. 支持金物及び架台類
○ 合成樹脂調合ペイント　○ アルミニウムペイント

ニ. ダクト　＊ 合成樹脂調合ペイント

ホ. その他　○ アルミニウムペイント　○ 調合ペイント

▷ 4. ﾀﾞｸﾄ及びﾀﾞｸﾄ付属品

1) ダクト
方式　○ 低圧　○ 高圧１　○ 高圧２
○ その他（　　）
工法　○ アングルフランジ　（　　）
○ コーナーボルト　（　　）
（ ○ 共板フランジ　○ スライドオンフランジ ）
種別　○ 鉄板　（　　）
○ スパイラルダクト　（　　）
○ 硬質塩化ビニル管（ＶＵ）　（　　）
○ 矩形（アングルダクト工法）　（　　）
○ その他　（　　）

2) チャンバー等
イ. 外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバー、ホッパーには排水を設ける

ロ. シーリングディフューザーには下記の接続ボックスを設ける
ｲ) ネック径200φ以下　：400×400×250H

	ﾛ)　〃　200φをこえるもの：500×500×300H
	ハ. 線状吹出口には、下記の接続ボックスボックスを設ける
	ｲ) BL-S、BL-D　：２００×（長さ＋１００）×３００H
	ﾛ) BL-T、BL-K　：２５０×（長さ＋１００）×３００H
	ニ. 天井付制気口には、特記なき場合(制気口寸法＋１００)×２５０Hの接続ボックスを設ける
3) 防雪フード	イ. 材質　ステンレス鋼板製　○ SUS430 ○ SUS304 ○ その他（　　）
	ロ. 板厚　（　　）mm
4) 排気フード	イ. 幕板　○ 本工事　ステンレス鋼板製　○ SUS430 ○ SUS304 ○ 別途工事　○ （　　）mm
5) セルフード	○ 丸形フード　○ 防風形フード　○ その他（　　） 材質　○ ステンレス製 ○ アルミニウム製 ○ その他（　　）
6) 風量測定口	取付箇所　１．特記した風量調整ダンパーの上流又は下流 ２．送排風機、空調機に近接した風道の部分 ３．外気取入風道の部分 ４．その他指定部分
▷ 5. 制気口	
1) 吹出口・吸込口	材質　○ 樹脂製(　　) ○ 鋼板製 ○ アルミニウム材製 ○ その他（　　）
▷ 6. 貫通部の処理	
1) 穴埋補修	穴埋補修は無収縮モルタル又はロックウール保温材で補修する なお、ロックウール保温材の場合は脱落防止の措置を施す
2) 防火区画の処理	イ. 不燃材料の配管で貫通する場合は、その隙間をモルタル又はロックウール保温材で埋める
	ロ. 不燃材料以外の配管で貫通する場合は、建築基準法令に適合する工法とする
	ハ. スパンドレイルについてセルフードは抵触しない事
▷ 7. 吊り及び支持	イ. インサート金物は、吊りボルトに対し、適正なサイズのものを選定する
	ロ. 断熱材使用箇所におけるインサート金物は、断熱インサート金物とする
	ハ. 吊り用ボルトは、ピット内及び床下は被覆全ねじ又は丸鋼とする
▷ 8. スリーブ	イ. 標準仕様書第２編2.2.27による
	ロ. 外壁の地中部分で水密を要する部分のスリーブ ※つば付き鋼管スリーブ ○ 非加硫ブチルゴム系止水材（使用部位：　　）
▷ 9. はつり及び穴あけ（改修工事等）	既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴あけは、原則として、ダイヤモンドカッターによる
	口径は、原則として管の外径（保温されるものにあっては保温材の厚さを含む）より40mm程度大きなものとする
▷ 10. インサート及びアンカー	改修工事において、既存のインサート及びアンカーボルトは、原則として、使用しない。やむを得ず既存のインサート及びアンカーを再使用する場合は、状態及び強度を確認し、十分に清掃を行ってから使用する。 また、引張強度の確認試験については、工事監督員と協議する

機器の固定

アンカーの耐震計算を行う機器等

＊ 工事監督員と協議する

○ 無し

確認試験

イ. あと施工アンカーの性能確認試験　　○ 行う　　＊ 行わない

ロ. あと施工アンカーの施工後確認試験

＊ 行う　確認強度は工事監督員と協議する

○ 行わない

ニ. 配管、ダクト、機器等の天井吊り下げ用アンカーには、接着系アンカーを使用してはならない。

▷ 11. 耐震措置

(1)　「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版」（日本建築センター発行）及び「道有施設（建築物）の総合耐震計画基準及び同解説」に基づき、耐震施工を行う。

○ 一般の施設　　○ 特定の施設　　○ 甲類　　○ 乙類

①局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度（Ks）

	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
	2.0	1.5	1.5	1.0
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
	1.0	0.6	0.6	0.4
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)

(注)(　) 内の数値は防振支持機器の場合に適用する

②局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度（Ks）

	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要水槽	一般水槽	重要水槽	一般水槽
	2.0	1.5	1.5	1.0
	1.5	1.0	1.0	0.6
	1.5	1.0	1.0	0.6

重要機器は、次のいずれかに該当するものをいう。また、一般機器とは重要機器以外をいう

イ. 災害応急対策活動に必要な施設等において、施設目的に応じた活動を行うために必要な設備機器

ロ. 危険物を貯蔵又は使用する施設において、危険物による被害を防止するための設備機器

ハ. 避難、消火等の防災機能を果たす設備機器

ニ. 火災、水害、避難の障害等の二次災害を引き起こす恐れのある設備機器

ホ. その他これらに類する機器

重要水槽とは重要機器として扱う水槽類、一般水槽とは一般機器として扱う水槽類を示す

また、水槽類にはオイルタンク等を含む

(2)　あと施工アンカーの場合は、監督員と事前協議の上使用すること

	とし、施工後の確認試験は次による。 ①施工されたアンカーの固着状況を確認する試験（現場非破壊検査）とする。 ②試験箇所、試験荷重等を記載した試験計画書を、試験前に工事監督員に提出する。 ③引抜試験装置は、油圧式加力装置、レンチ式加力装置等とする。
▷ 12. 総合試運転調整等	○ 風量調整　○ 水量調整　○ 室内外空気の温度 ○ 室内外空気の湿度　○ 室内気流及びじんあいの測定 ○ 騒音の測定　○ 飲料水、雑用水の水質の測定 総合試運転調整に先立ち計画書を提出し、調整完了後、機器等の運転状態の記録及び系統ごとに各測定結果をまとめた測定報告書を工事監督員に提出する 測定報告書には、測定器名、測定日時及び測定者名を記入し、測定点を示した図面を添付する
▷ 13. 仮設工事	
1) 工事用水	構内既存の施設　○ 利用できる（　＊ 有償　○ 無償　） ＊ 利用できない
2) 工事用電力	構内既存の施設　○ 利用できる（　＊ 有償　○ 無償　） ＊ 利用できない
3) 足場	別契約の関係請負者の定置する足場、桟橋の類は、無償で使用できる
4) 交通誘導警備員	建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を確保すること なお、配置位置及び交通誘導警備員の区分は、次による 配置位置：図面による 警備員詰所：（ ○ 設ける　○ 設けない） 表　工事現場の位置と交通誘導警備員区分

工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分
市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A
北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	
上記以外の路線	交通誘導警備員B

	市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを１人以上配置する。 交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は、工事監督員と協議すること。
5) 指定仮設	＊ なし　○ 本工事（仮設計画図による）
▷ 14. 土工事	
1) 管周囲の保護	＊ 山砂の類　○ 良質土　○ その他
2) 埋戻し土	＊ 掘削土の良質土　○ 山砂の類
3) 建設発生土等の処理	場外搬出　（ 約　　km　捨て場所　　） （捨て場所住所：　　） （管　理　者：　　） 捨て土均し（ ○ 有り　○ 無し） ○ 構内敷均し　○ 構内指示の場所に堆積（図示による） ○ 構外敷均し ○ 処理費（　＊ 有償　○ 無償　）
4) 山留め施工	○ 有り　（ 工法：　　）　○ 無し
▷ 15. 地業工事	
1) 砂利地業	＊ 再生クラッシャラン　○ 切込砂利　○ 切込砕石 砂利地業の厚さ　＊ １００㎜以上

	○　　mm（　　）
	JIS A5001（道路用砕石）　C-40程度
▷ 16. コンクリート工事	
1） コンクリート強度	機器類基礎等のコンクリート強度、鉄筋

強　　度	○ 18N/mm2	○ 21N/mm2	○
スランプ	cm	cm	cm
施工箇所			

鉄筋種別	異形鉄筋　○ ＳＤ295Ａ　○ ＳＤ345　○ ＳＤ390
補強筋	壁開口部　○ 基準配筋による　○ 構造図面による
	床開口部　○ 基準配筋による　○ 構造図面による
	そ の 他　○ 基準配筋による　○ 構造図面による

▷ 17. はつり工事	
	はつり作業を行う場合は、埋込配管及び主鉄筋への損傷、じんあい処置等について注意して行う。 なお、埋設物の調査は下記による ○ 放射線透過検査　　○ 左記以外の電磁波検査など
▷ 18. 使用機材	使用する機材は「北海道建設部建築局建築整備課　令和●●年度版設備機材等指定名簿」及び本仕様書のメーカーリストによる ○ メーカーリスト

機　器　名	指　定　製　造　所			

○　空気調和設備

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. エネルギー源	○ 重油　○ 灯油　○ ガス　（都市ガスの場合　○ 低圧　○ 中圧） ○ 電気　○ その他（　　）
▷ 2. 空気調和方式	○ 全空気　○ 空気ー水　○ 全水　○ 冷媒式
▷ 3. 暖房方式	○ 蒸気　○ 温水　○ 温風　○ 電気　○ 遠赤外線 ○ 放射　○ その他（　　）
▷ 4. 冷房方式	○ 冷媒　○ 冷水
▷ 5. 主要熱源機器及び付属機器	図内機器表による　容量等の表示、機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は、原則として表示された数値以上とする
▷ 6. ばい煙濃度計	○ 設けない　　○ 設ける
▷ 7. 煤じん量測定口	○ 設けない ○ 設ける　（煙道直線部に100φ以上のフランジ蓋止とする　）
▷ 8. 放熱器等	種別　○ 鋳鉄製放熱器　○ パネルヒーター ○ ファンコイルユニット　○ ヒートポンプユニット ○ ファンコンベクター　○ ユニットヒーター ○ パッケージエアコン　○ ＦＦ暖房機 ○ 電気ヒーター　○ 遠赤外線暖房機 ○ コンベクター　○ ベースボードヒーター ○ 床暖房　（ ○ 温水　○ 電気　）

	○ ロードヒーティング　（ ○ 温水　○ 電気　） ○ その他（　　）

○ 暖 房 設 備

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. エネルギー源	○ 重油　○ 灯油　○ ガス　（都市ガスの場合 ○ 低圧　○ 中圧） ○ 電気　○ その他（　　）
▷ 2. 暖房方式	○ 蒸気　○ 温水　○ 温風　○ 電気　○ 遠赤外線 ○ 放射　○ その他（　　）
▷ 3. 主要熱源機器及び付属機器	図内機器表による　容量等の表示、機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は、原則として表示された数値以上とする
▷ 4. ばい煙濃度計	○ 設けない　○ 設ける
▷ 5. 煤じん量測定口	○ 設けない ○ 設ける （煙道直線部に100φ以上のフランジ蓋止とする ）
▷ 6. 放熱器等	種別　○ 鋳鉄製放熱器　○ パネルヒーター ○ ファンコイルユニット　○ ヒートポンプユニット ○ ファンコンベクター　○ ユニットヒーター ○ パッケージエアコン　○ ＦＦ暖房機 ○ 電気ヒーター　○ 遠赤外線暖房機 ○ コンベクター　○ ベースボードヒーター ○ 床暖房　（ ○ 温水　○ 電気　） ○ ロードヒーティング　（ ○ 温水　○ 電気　） ○ その他（　　）

○ 冷 房 設 備

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. エネルギー源	○ 重油　○ ガス　（都市ガスの場合 ○ 低圧　○ 中圧） ○ 電気　○ その他（　　）
▷ 2. 冷房方式	○ 冷媒　○ 冷水　○ その他（　　）
▷ 3. 主要熱源機器及び付属機器	図内機器表による　容量等の表示、機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は、原則として表示された数値以上とする
▷ 4. ばい煙濃度計	○ 設けない　○ 設ける
▷ 5. 煤じん量測定口	○ 設けない ○ 設ける （煙道直線部に100φ以上のフランジ蓋止とする ）
▷ 6. 機器等	種別　○ ファンコイルユニット ○ パッケージエアコン　○ ヒートポンプユニット ○ その他（　　）
▷ 7. 冷媒の安全対策	微燃性冷媒を使用したマルチエアコン等を設置する場合、製造メーカーや（一）日本冷凍空調工業会のガイドラインなどによる安全対策を図る。

○ 換 気 設 備

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. 換気方式	○ 中央式　○ 局所式

	○ １種　○ ２種　○ ３種
▷ 2. 主要換気設備	○ ユニット型空気調和機　○ 熱交換形換気扇 ○ ダクト式機械換気　○ 換気扇 ○ その他（　　）
▷ 3. 制御方式	イ. 熱交換換気扇 給気ファン停止　○ 無　＊ 0℃ ○ 5℃ ○ 10℃
▷ 4. 換気扇スイッチ	○ 別途工事　○ 本工事　○ 図示による

○ 排 煙 設 備

項　目	特　記　事　項
▷ 1. 排煙方式	方式　○ 機械排煙　○ その他（　　）
▷ 2. 排煙口	イ. 形状　○ スリット形　○ スイング形 ロ. 開放装置　○ 手動　○ 手動及び遠隔操作可能なもの
▷ 3. 防煙ダンパー	イ. 復帰方式　○ 遠隔式　○ 手動式 ロ. 操作方式　○ 電気　○ その他（　　）

○ 給 油 設 備

項　目	特　記　事　項
▷ 1. 給油方式	○ 個別給油方式　○ 集中給油方式 ○ その他（　　）
▷ 2. 地下オイルタンク	イ. 基礎杭　○ 要　○ 不要　○ 本工事　○ 別途工事 ロ. タンク室　○ 要 ○ 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク ハ. 山留め施工 ○ 有り　（ 工法：　　）　○ 無し 「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」によるほか所轄消防署が承認したもの 基礎　○ 本工事　○ 別途工事
▷ 3. 地上オイルタンク	○ 屋外タンク　○ 屋内タンク ○ 市販品　○ 製作（板厚　　㎜） 「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」によるほか所轄消防署が承認したもの 防油堤　○ 本工事　○ 別途工事　○ 設けない 基礎　○ 本工事　○ 別途工事
▷ 4. オイルサービスタンク	イ. 給油ポンプ　○ 設ける　○ 設けない ロ. 返油ポンプ　○ 設ける　○ 設けない
▷ 5. 遠隔式油量指示計	○ 設けない ○ 次により設ける ａ）取付方法　○ 専用蓋　○ 油槽蓋内 ○ その他（　　） ｂ）指示ユニット：製造者標準型とし図示による
▷ 6. 集中給油設備計装工事区分	＊ 集中検針盤からレベラーまでの計装配管配線は本工事 ○ その他（　　）
▷ 7. 集中給油設備計装試験調整工事区分	＊ 集中検針盤からレベラーまでの通信状況確認は本工事 ○ その他（　　）
▷ 8. 試運転	＊ 集中給油システムの試運転を行い、システム確認表を作成して工事監督員に提出する
▷ 9. その他	○ （　　）

○ 自動制御設備

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. 制御方式	○ 電気式　○ 電子式　○ デジタル式
▷ 2. 計測範囲	○ 温度　○ 湿度　○ その他（　　）
▷ 3. 計測箇所	図示による
▷ 4. 計測機器	図内機器表による
▷ 5. 低圧屋内配線	標準仕様書第４編1.1.1から2.5.1による

● 給　水　設　備

項　　目	特　　記　　事　　項
▶ 1. 給水方式	● 水道直結直圧方式
	○ 水道直結増圧方式
	○ ポンプ直送方式　（ ○ 上水　○ 井水 ）
	○ 高置タンク方式　（ ○ 上水　○ 井水 ）
▷ 2. 屋外給水引き込み管	既設配水管（ ○ 分水新設　○ 既設分水以降接続 ）
	既設敷地内給水引き込み管　（ ○ 分水新設　○ 既設分水以降接続 ）
	配水管新設（ ○ 負担金　○ 専用　○ 布設替 ）
▷ 3. 量水器	○ 借受品　○ 新品購入（水道管理者指定品）
▷ 4. 量水器桝	○ 水道管理者指定品　○ 図内規格品
▷ 5. 量水器集中検針盤	＊ 集中検針盤から量水器までの計装配管配線は本工事
計装工事区分	○ その他（　　）
▷ 6. 量水器集中検針盤	＊ 集中検針盤から量水器までの通信状況確認は本工事
試験調整工事区分	○ その他（　　）
▷ 7. 受水タンク	イ. ○ 上水用（　　）　○ 本工事　○ 別途工事
	ロ. ○ 井水用（　　）　○ 本工事　○ 別途工事
	ハ. 制御方法　フロートレススイッチ
	ボールタップ・定水位調整弁
	その他（　　）
	ニ. 警 報　○ 満水　○ 減水　○ 低水位遮断　○ 故障
▷ 8. 給水装置	イ. 給水ポンプ
	○ 揚水用ポンプ
	○ 床置型　○ 水中型
	○ 水道用直結加圧形ポンプユニット
	○ 小形給水ポンプユニット
	○ 床置型　○ 水中型
	○ 吐出し圧力一定制御　○ 末端圧力推定制御
	○ その他（　　）
	ロ. 圧力タンク
	○ 自動空気補給式
	○ 隔膜式
	○ その他（　　）
	ハ. 高置タンク　○ ＦＲＰ製（　　）
	○ そ の 他（　　）
	ニ. 制御方法　○ フロートレススイッチ
	○ 圧力スイッチ
	○ その他（　　）

	ホ. 警 報 〇 満水　〇 減水　〇 低水位遮断　〇 故障
▷ 9. その他	〇 （　　）

〇　排　水　設　備

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. 排水方式	〇 自然流下　〇 強制排水
▷ 2. 排水桝及び蓋	イ. インバート桝 〇 ｺﾝｸﾘｰﾄ桝 〇 角型　〇 丸型　〇 市販コンクリート管　〇 現場打 〇 塩ビ桝【 蓋　〇 塩ビ　〇 Ｔ8 】 〇 その他（　　市・町・村・型） ロ. ため桝 〇 ｺﾝｸﾘｰﾄ桝 〇 角型　〇 丸型　〇 市販コンクリート管　〇 現場打 〇 塩ビ桝【 蓋　〇 塩ビ　〇 Ｔ8 】 〇 その他（　　市・町・村・型） ハ. 蓋 〇 鋳鉄製（　〇 耐重　〇 重量　〇 軽量 ） 〇 コンクリート製 〇 その他（　　市・町・村・型）
▷ 3. 浄化槽設備	イ. 方式　〇 長時間ばっ気 〇 回転板接触 〇 接触ばっ気方式 〇 その他（　　） ロ. 形式　〇 現場施工型　〇 ユニット型 処理対象　〇 汚水　〇 雑排水 〇 その他（　　） 処理水量（　　㎥/日 ）　（　　）人槽 放流水水質（ ＢＯＤ　　ppm ） ハ. ブロアー設置場所　〇 機械室内　〇 浄化槽内 〇 その他（　　） その他　設置浄化槽型式決定後直ちに施工承諾申請図及び計算書を工事監督員へ提出すること
▷ 4. 清掃消毒	イ. 作業方法 ・洗浄吐出圧力７MPa、吐出量２５～７０ℓ/minで清掃 清掃後、消毒剤にて消毒洗浄する 〇 屋内雑排水管　〇 汚水管　〇 大便器　〇 小便器　〇 洗面器 〇 掃除流し　〇 事務室流し　〇 厨房流し　〇 グリ-ストラップ ・洗浄吐出圧力７MPa、吐出量４０～７０ℓ/minで清掃 清掃後、消毒剤にて消毒洗浄する 〇 屋外排水管　〇 排水桝 ・洗浄吐出圧力７MPa、吐出量４０～７０ℓ/minで清掃 〇 ルーフドレン管 ロ. 消毒剤 ・次亜塩素酸ナトリウム溶液　濃度　100mg/ℓ
▷ 5. その他	換気ドレン、水抜ドレン、バルコニードレン及び耐火二層管は保温を施さない

○ 給 湯 設 備

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. 給湯方式	○ 給湯ボイラー （ ○ 単独　　○ 暖房併設 ） ○ 熱交換器　　○ 貯湯タンク ○ ガス湯沸器 （ ○ 貯湯式　　○ 瞬間式　　○ 別途ﾘｰｽ品対応 ） ○ 電気湯沸器 （ ○ 貯湯式　　○ 瞬間式 ） ○ 潜熱回収型ガス給湯暖房機~~（リース）~~ ○ その他（　　）

○ 衛 生 器 具

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. 衛生器具及び付属機器	図内器具表による

○ 消 火 設 備

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. 用途区分	消防法施行令別表第１による区分 （ （　　） ○ イ ○ ロ ○ ハ ○ ニ ）
▷ 2. 消火方式	○ 連結送水管　　○ 屋外消火栓　　○ 屋内消火栓 ○ スプリンクラー ○ 連結散水　　○ 不活性ガス ○ 泡消火　　○ 粉末消火　　○ フード等簡易消火 ○ 消火器　　○ 共同住宅用スプリンクラー設備 ○ その他（　　）
▷ 3. 屋内消火栓箱	○ ＨＢ−１　（ ○ Ａ ○ Ｂ ○ 易操作性　○ 消火器箱併設 ） ○ ＨＢ−４　（ ○ Ａ ○ Ｂ ○ 広範囲形　○ 消火器箱併設 ） ○ その他（　　）
▷ 4. 消火ポンプユニット	○ 揚水加圧 （火災報知器と連動） ○ その他（　　）
	図内機器表によるほか日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの　制御盤には火報起動リレー組込スペースを設けること

○ ガ ス 設 備

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. 種類	○ 都市ガス　○ 液化石油ガス　（ ○ ﾎﾞﾝﾍﾞ供給 ○ ﾊﾞﾙｸ供給　）
	○ その他（　　）
▷ 2. 機器	図内機器表による
▷ 3. 施工	○ 都市ガス……ガス事業者の責任施工とする
	○ 液化石油ガス……標準仕様書第６編3による
	○ その他のガス……高圧ガス保安法の規定に基く
▷ 4. ガス漏れ警報器	○ 有　　○ 無　　○ 別途リース品対応

▷ 5. ガス漏れ警報設備 計装工事区分	都市ガスの場合 ＊ 警報器用基台(基台共) からガスメーターまでの配管配線は本工事 ○ その他 (　　) 液化石油ガスの場合 ＊ 警報器用ｺﾝｾﾝﾄ(別途)からガスメーターまでの配管配線は本工事 ○ その他 (　　)

○ 厨 房 機 器

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. 厨房機器	図内機器表による 機器表に記載のない事項は、標準仕様書第５編1.6による

○ 環境配慮改修工事

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. 石綿含有建材の除去工事	改修工事標準仕様書（建築工事編）第９章及び以下による。 施工調査　(9.1.1) 建材の石綿含有調査は、次による。 施工調査の結果を書面により監督員へ報告する。 施工調査の結果、設計図書等と異なる場合は、工事監督員と協議する。 (1) 調査範囲　(9.1.1) ○ 分析調査 ＿＿＿ ヶ所 調査部位 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ○ 分析調査済：含有建材等は図面による。 分析結果　○ 石綿含有　○ 石綿非含有 分析方法は、JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定法」とする。 ○ 既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与 ○ 貸　与　○ 無 (2) 分析方法　(9.1.1) ＊ JIS A 1481-2（建材製品中の含有率測定方法－第２部：試料採取及び石綿含有の有無を判定するための定性分析方法）とする。 ○ ＿＿＿＿＿＿＿＿ (3) 石綿含有建材除去後の仕上げ　○ 図示　(9.1.1) (4) 石綿粉じん濃度測定　＊ 行う　○ 行わない　(9.1.1) 測定方法　○ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿ 測定時期　○ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿ 測定場所　○ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿ 測定箇所数　○ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿
▷ 2. 除去工事共通事項	(1) 処理を行う吹付け材の種類及び処理方法 種類 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 処理方法　＊ 除去　○ 封じ込め　○ 囲い込み （処理を行う範囲は図示） (2) 処理を行う保温材等の種類及び処理方法

	種類 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 処理方法　＊ 除去　○ 封じ込め　○ 囲い込み （処理を行う範囲は図示）
▷ 3. 石綿含有吹付け材の除去等	(1) 石綿含有吹付け材の除去方法 (9.1.3) ＊ 改修標準仕様書9.1.3(2)(ｱ)による ○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ (2) 除去した石綿含有吹付材等の飛散防止措置及び梱包 (9.1.1 9.1.3) ① 飛散防止措置　＊ 湿潤化　○ 固形化 ② 梱包　＊ 密封処理(二重袋梱包) ○ ＿＿＿＿ (3) 除去した石綿含有吹付材等の処分方法 (9.1.3) ○ 埋め立て処分 ＊ 管理型最終処分場　場所：＿＿＿＿ ○ ＿＿＿＿　場所：＿＿＿＿ ○ 中間処理 ＊ 無害化処理施設　場所：＿＿＿＿ ○ ＿＿＿＿　場所：＿＿＿＿
▷ 4. 石綿含有保温材等の除去	(1) 石綿含有保温材等の除去方法 (9.1.4) 種類：＿＿＿＿＿＿＿＿ 除去方法　○ 切断又は破砕　○ 手ばらし　○ 切断 ○ 作業場の隔離　○ 本体搬出 種類：＿＿＿＿＿＿＿＿ 除去方法　○ 切断又は破砕　○ 手ばらし　○ 切断 ○ 作業場の隔離　○ 本体搬出 (2) 作業場の隔離　＊ 行う　○ 行わない (9.1.4)
▷ 5. 石綿含有成形板等の除去	(1) 石綿含有成形板の種類 (9.1.5) 種類 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 種類 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 種類 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ (2) 石綿含有せっこうボードの石綿含有吹付材等の処分 (9.1.5) ○ 埋め立て処分 ＊ 安定型最終処分場　場所 ＿＿＿＿ (3) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有吹付材等の処分 (9.1.5) ○ 埋め立て処分 ＊ 安定型最終処分場　場所 ＿＿＿＿ ○ ＿＿＿＿　場所 ＿＿＿＿ ○ 中間処理 ＊ 無害化処理施設　場所 ＿＿＿＿ ○ ＿＿＿＿　場所 ＿＿＿＿

● その他

項　目	特　記　事　項
▶ 1. 概数等発注	(1)　次に示した項目の工事数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。 　なお、設計に対して過大な出来高数量に変更するものではないことに留意すること ｱ. 工事数量総括表細目別内訳又は別紙明細の備考欄に「概数」又は

「概」と表示された項目

ｲ. 次の項目

・ 水道管（直管）
・ 水道管（曲管）
・ 蛇口
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・

(2) この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることができる。

(3) 概数として取り扱っている事項の施工に当たっては施工前に工事監督員と協議すること。
なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。

(4) 概数として示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として取り扱うことがある。

Ⅰ 工事概要及び範囲

1. 工事場所
2. 解体する建築物等の概要

(1) 解体建物　　※下記●は、工事対象範囲を示す。

	名 称	構造種別・階数	数量	単位	備 考
●	炊事棟	木造 1F	143.52	㎡	2棟
○					
○					
○					
○					

内訳

	名 称	構造	階数	型別	戸数	延べ面積	備 考
●	野外炊事棟	木造	1F	2DK	戸	143.52㎡	2棟、かまど施設含む
				2LDK	戸		
				3LDK	戸		
				住戸計	戸		
○				2DK	戸	㎡	
				2LDK	戸		
				3LDK	戸		
				住戸計	戸		
○				2DK	戸	㎡	
				2LDK	戸		
				3LDK	戸		
				住戸計	戸		
○				2DK	戸	㎡	
				2LDK	戸		
				3LDK	戸		
				住戸計	戸		

(2) 解体附帯施設等　※下記●は、工事対象範囲を示す。

	名 称	品種	規格	数量	単位	備 考
○						
○						
○						
○						

3. 建物の解体後に設置する工作物等　　※下記●は、工事対象範囲を示す。

	名 称	品種	規格	数量	単位	備 考
○						
○						
○						
○						

4. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無　　● 有　　○ 無
5. 指定部分工事
(1) 工事範囲
(2) 指定工期　契約日より　　令和　年　月　日まで

Ⅱ 各工事

1. 図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書　令和7年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書　令和7年版(各工事編)」(以下「改修標準仕様書」という。)、「公共建築木造工事標準仕様書　令和7年版」、「建築物解体工事共通仕様書　令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という。)及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和7年10月版)」による。
2. 特記事項の適用については次による。
(1) 章は●印を、項目は▶ 印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、●印の付いたものを適用する。
・ ●印の付かない場合は、＊印の付いたものを適用する。
・ ●印と＊印の付いた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に記載の(. .)内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
4. 本工事における工事監理業務委託予定の有無　　＊ 有　　○ 無
5. 契約書第10条に基づく履行報告にあたり、報告に用いる様式等は、営繕工事監理業務委託様式　様式2-5又は任意の様式とする。　(1.2.4)
6. 営繕工事に必要な提出書類(落札後、契約後、施工中)については北海道建設部建築局計画管理課のホームページ(営繕工事に必要な提出書類(落札後、契約後、施工中))掲載の様式を使用すること。

7. 関係法令等

(1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、工事を適切に施工すること。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別処置法（以下「PCB特別措置法」という。）
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「フロン回収破壊法」という。）
- ダイオキシン類対策特別措置法
- 労働安全衛生法
- 大気汚染防止法
- 騒音規制法
- 振動規制法
- 水質汚濁防止法
- 石綿障害予防規則
- 特定化学物質障害予防規則
- 建築基準法
- 環境基本法
- 土壌汚染対策法
- 建設副産物適正処理推進要綱

(2) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱　建築工事等編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。

8. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。 (1.3.5)

● 工事期間中は気象状況を把握し、特に風による工事資機材の飛散に留意するとともに、地震等の自然災害や各種警報が発令された場合は、現場内を点検し工事監督員に報告すること。
災害や事故等の対応は「建築局発注工事における危機対応マニュアル」によること。（HP参照）

○ 石綿含有建材の有無について、事前調査を実施し、調査結果を工事監督員に報告するとともに、原則「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び大気汚染防止法所管部局等に報告手続き（申請）を行うこと。
（労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則及び大気汚染防止法令和4年4月1日改正施行関係）

● 土工事においては、地下埋設物の損傷等の事故防止のため、地下埋設物破損事故の再発防止策」に基づき、事前調査の実施、事前協議、作業の立会・確認、完了報告等に留意して施工計画書を作成し、必要に応じ工事監督員と協議し、作業を実施すること。

● 近隣住民に対する安全対策を十分に行うこと。

● 外部足場への侵入防止対策を十分に行うこと。

○

Ⅲ 総合評価方式による必要事項

○ 標準型総合評価方式

技術提案について

1. 技術提案の保護

技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、北海道が無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りではない。

2. 責任の所在

発注者が技術提案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する落札者の責任が軽減されるものではない。

3. 技術提案に係る履行確認及びペナルティ

○ 簡易型総合評価方式（施工計画審査タイプ）

技術評価項目について

1. 責任の所在

発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

2. 技術評価項目に係る履行確認

簡易な施工計画、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。

3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認

当該工事施工中に、工事監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。

4. 技術評価項目に係るペナルティ

加点評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

ただし、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。

(1) 簡易な施工計画

ｱ. 入札時に加点評価した簡易な施工計画について、不履行が発生し、入札時の評価が下がる場合に減点する。

ｲ. 減点は、1項目当たり最大5点とする。

(2) 主任(監理)技術者

ｱ. 主任(監理)技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に減点する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

ｲ. 減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。

(3) 追加配置した技術者

追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、5点減点する。

(4) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点

ｱ. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

ｲ. 減点は、1項目当たり一律5点とする。

ｳ. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。

○ 簡易型総合評価方式(施工実績審査タイプ)

技術評価項目について

1. 責任の所在

発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

2. 技術評価項目に係る履行確認

配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。

3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認

当該工事施工中に、工事監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。

4. 技術評価項目に係るペナルティ

加点評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

ただし、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。

(1) 主任(監理)技術者

ｱ. 主任(監理)技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に減点する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

ｲ. 減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。

(2) 追加配置した技術者

追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、5点減点する。

(3) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点

ｱ. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

ｲ. 減点は、1項目当たり一律5点とする。

ｳ. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。

● 第1章 一般共通事項

記載のない限り1.1.1等の3つの数字は、建築物解体工事共通仕様書の章・節・項を示す。

項　目	特　記　事　項
▶ 1. ワンデーレスポンス実施対象工事	(1) 本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。 (2) ワンデーレスポンスとは、工事の受注者等からの質問、協議に対して発注者等が、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することとしている。 なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が可能かについても工事の受注者等と協議を行い、回答期限などを設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含んでいる。
▷ 2. 北海道インフラゼロカーボン試行工事について	(1) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。 (2) 実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。 (3) 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。
▷ 3. 建設キャリアアップシス	(1) 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の活用を促進するた

テム活用モデル工事の実施について	め、CCUSの活用に関する評価対象項目を設定し、その達成状況に応じた工事施行成績評定を実施する試行工事である。 (2) を協議した上で取り組むこと。 (3) 実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。
▷ 4. 遠隔臨場対象工事	(1) 本工事は、「遠隔臨場」の対象工事である。 (2) 実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。
▷ 5. 営繕工事情報共有システム	(1) 本工事は、営繕工事情報共有システムの対象工事である。 (2) 実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。
▶ 6. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、受注者が申出た日とし、工事工程表、総合施工計画書、工事打合せ記録簿いずれかで示すこと。 不明な点については、北海道建設部建設政策局建設管理課作成施工体制Q&A参照のこ
▶ 7. 道産材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、道産資材及び北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。(木材及び木材製品は除く。)
▶ 8. 環境への配慮	環境物品等の調達 本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。 上記における同調達方針として、資材(機材及び材料を含む)のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮したものを優先的に選択・使用するように努めること。
▶ 9. 地域材の優先使用	本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を工事監督員に報告すること。 地域材とは、道内の森林で産出され、道内で加工された木材をいう。
▶ 10. 合法木材の使用	木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。 また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月林野庁)に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。
▶ 11. 工事写真	工程写真は、営繕工事写真撮影要領 令和5年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)による。 デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)による。 完成写真は、営繕工事契約関係書類添付用写真作成の手引きによる。(北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。)
▶ 12. 技能士	(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により工事監督員に報告すること。 ただし、作業の軽微なものは、工事監督員との協議により省略することができる。 なお、施工計画書等の記載事項や添付資料(資格証明等)により、選定技能士の内容が確認できる場合も「技能者選定通知書」の提出を省略できる。 ＜職種＞ (1.6.2) 型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張り・エーエルシーパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・冷凍空気調和機器施工・配管・熱絶縁施工・枠組壁建築、厨房設備施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ウェルポイント施工、建具製作、畳製作 (2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記(1)の書面に添付すること。 (3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
▶ 13. 電気保安技術者	● 配置する * 配置しない (1.3.4)
▶ 14. 施工中の安全確保及び環境保全等	受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努めること。 (1) 労働者の安全衛生教育を徹底すること。 (2) 工事現場の安全パトロールを励行すること。 (3) 建設機械器具などの危害防止処置を徹底すること。 (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (5) 公害防止に努めること。 (6) 公道の汚染防止に努めること。 (7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、工事監督員と協議すること。
▷ 15. 交通安全管理	受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守

	すること。 (1)　工事施工中の安全管理(交通誘導員の配置日及び人数を含む)について、工事着手に先立ち作成する総合施工計画書で計画する。 なお、計画は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じること。 (2)　常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜工事監督員に報告すること。 (3)　工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面により工事監督員に報告すること。 (4)　運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努めること。 (5)　建設機械(ブルドーザー,バックホウ等)は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。
▷ 16. 工事完成時の提出図面等	工事完成時の提出図書等は、次により工事監督員に提出する。 (1) 完成図関係 ・ 完成図(A3判・製本)　3部 ＊ 特記仕様書も綴じ込んで印刷すること ＊ 道営住宅物件は表紙をラミネート加工とする ・ CADデータの貸与　　＊ 有り　　○ 無し ・ CADデータの貸与有りの場合 ＊ 完成図のCADデータ及びPDFデータ　　DVD-R等による (2)　解体後に設置する工作物や排水設備等の残存物がある場合に限り、次による。 ・ 完成図(A3判・バラ図) 1部 (位置図・配置図・設置した工作物・排水設備等の残存物図) (3) 保全に関する資料　(提出部数　＊ 1部　○＿部) (4) 建物滅失証明書　(提出部数　＊ 1部　○＿部) 添付資料 : 会社の印鑑証明書 (1部) 履歴事項全部証明書 (1部) (5) その他、必要とする書類については、工事監督員の指示による。
▷ 17. 工事特性・創意工夫・社会性等	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や社会性等及び技術力に関する事項について工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
▶ 18. 発生材の処理等	発生材の処理等は次により、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。 処分を行った場合は、処分数量確定のため、その施設の許可書等(写し)、受入伝票又はマニフェスト伝票等(写し)を工事監督員に提示すること。なお、工事完成書類としてマニフェスト伝票等(写し)の提出は求めない。 明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。 受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。 ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。 なお、下記の内容を変更する場合は、別途、工事監督員と協議をする。 (1)　発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次による。工事監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により工事監督員に報告すること。 引き渡しを要する範囲:＿＿＿＿＿＿＿＿ (2)　受注者が処分する有価物の範囲は次による。 有価物の範囲:＿＿＿＿＿＿＿＿ なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。 ① 廃棄物再生事業者登録(知事登録) ② 金属くず商許可業者(警察許可) (3)　上記以外のものの処理は、4章「建設廃棄物の処理」及び5章「特別管理産業廃棄物等の処理等」によること。 (4)　建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とすること。 当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、環境省令で定める書面を備え付けること。 産業廃棄物収集運搬車 業者名　(○ ○ ○ ○ ○) 許可番号　× × × × × (5)　「建設リサイクル法」対象工事及び「資源有効利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出時にその内容を説明するとともに、書面または映像(デジタルサイネージ)により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。

また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出し、工事監督員から請求があった時は、当該実施状況を報告すること。

資源有効利用促進法で定められた一定規模以上の工事
（次表の一つでも該当するもの）

・ 再生資源利用計画書
次のような建築資材を搬入する工事

土　　砂	500 ㎥以上
砕　　石	500 t 以上
加熱アスファルト混合物	200 t 以上

・ 再生資源利用促進計画書
次のような指定副資産物を搬出する建設工事

土　　砂	500 ㎥以上
コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材	合計 200 t 以上

(6)　発生材の処理に関し、変更が生じる場合は、別途、工事監督員と協議すること。

▶ 19. 北海道循環資源利用促進税

本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。

▶ 20. 季節労働者などの雇用

工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努めること。

▶ 21. 法定外の労災保険の付保

本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。

(1)　この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。

(2)　受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下「法定外労災保険」という。）を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。

(3)　受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。

(4)　契約書第23条に基づき本請負工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。

(5)　本請負工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

▶ 22. 現場環境改善

魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努めること。

▷ 23. 快適トイレの設置

(1)　本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。

(2)　実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。

▷ 24. 夏期の熱中症対策

次に示した項目は、必要に応じて設計変更できるものとする。

(1)　対象期間
＊ 夏期（6月1日～8月31日）

(2)　対象項目
・ 遮光ネット　　※ リース代を対象とする。

▶ 25. 建設業退職金共済制度

工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

▶ 26. 工事標識

受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。

工　事　標　識	
工 事 名	令和8年度日高山脈襟裳十勝国立公園アポイ岳野営場園地改修工事
発 注 者	北海道
工事期間	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日
受 注 者	
設　計	株式会社三共jコンサルタント
工事監理	○○○○○設計事務所（注2）
工事現場 連絡所	○○○○○現場事務所 （電話）××局××××

600

900

注1 北海道、北海道教育委員会又は北海道警察本部と記載する。
注2 設計又は工事監理を設計事務所に委託した場合、事務所名を記載する。
インハウスの場合は「北海道建設部建築局建築整備課」と記載する。

▶ 27. 公共事業労務費調査に

(1)　本工事が北海道の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者

対する協力	は、調査票等に必要事項を正確に記入し北海道に提出する等、必要な協力を行わなければならない。 また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 (2) 調査票等を提出した事業所を北海道が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。 (4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合、受注者は、当該下請負人(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
▶ 28. 工事実績情報の登録	受注者は、受注時、変更時及び完了時に(10日以内)工事実績情報システム(CORINS)に基づき、「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。 また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に、提出しなければならない。(対象工事:請負代金額500万円以上の全工事)
▶ 29. 施工体制台帳の整備	建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を工事監督員に提出しなければならない。(対象工事:工事1件の請負代金額が200万以上の工事)ただし、200万円未満の工事であっても下請契約を締結する場合は、提出すること。 また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示する。
▷ 30. 中間検査の実施	(1) 中間検査の実施 本工事において、次の段階で中間検査を実施する。 実施対象建物名称 / 実施箇所 / 実施時期 ○ ＿＿＿＿ / ○ ＿＿＿＿ / ○ ○ ＿＿＿＿ / ○ ＿＿＿＿ / ○ ○ ＿＿＿＿ / ○ ＿＿＿＿ / ○ ○ / ○ / ○ (2) 重点的な監督業務の実施 本工事が公共工事の品質確保のため重点的な監督業務を実施する対象となった場合は中間検査を実施する。実施箇所及び実施時期については別途通知する。 (3) (1)、(2)のほか、発注者が中間検査の実施を必要と認めた場合は、別途文書により通知する。 (4) 受注者は、中間検査実施可能日について、その14日前までに工事監督員に報告し、検査に際して「営繕工事中間検査実施基準」(北海道建設部建築局)に掲げる関係資料を準備する。
▶ 31. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対	(1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。 また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。 (2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を工事監督員に報告しなければならない。 (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、工事監督員と協議するものとする。
▶ 32. 重点的な監督業務の実施	公共工事の品質確保のために、重点的な監督業務の対象工事に指定された場合は、「建設部建築局営繕工事重点監督実施要領」を適用する。 なお、対象工事に指定した場合は、別途文書により通知する。
▶ 33. 週休2日工事	(1) 本工事は、週休2日工事の対象である。 (2) 工事契約後、受注者は、工事着手前に、完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組むこと。 なお、完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工を行わなければならない。 (3) 実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。
▷ 34. 施工数量調査	＊ 行う ● 行わない (1.5.2) 調査範囲: ＊ 図示 調査方法: ＊ 図示
▷ 35. AI活用試行工事につい	(1) 本工事は、「AI活用試行工事」の対象工事である。 (2) 実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。 (3) 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

○ 第2章 仮 設 工 事

項 目	特 記 事 項

▷ 1. 工事監督員事務所及び備品等	工事監督員事務所 〇 設ける　　＊ 設けない （ 〇 10㎡　〇 20㎡　〇 35㎡　〇 65㎡　〇 100㎡　）程度 備品は工事監督員との協議による。
▷ 2. 工事用便所	＊ 設ける
▷ 3. 工事用水	構内既存の施設　〇 利用できる　（ ＊ 有償　〇 無償　） ＊ 利用できない
▷ 4. 工事用電力	構内既存の施設　〇 利用できる　（ ＊ 有償　〇 無償　） ＊ 利用できない
▷ 5. 指定仮設	＊ 図示
▷ 6. 騒音・粉じん等対策	(1)　建物を解体するに当たり、騒音及び粉じん等の対策のため、次のとおり養生を行う。なお、シート類は、防炎処理（防炎2類）されたものとする。

対象	区分	設置範囲及び高さ
〇	防音パネル	＊ 図示
〇	防音シート	＊ 図示
〇	メッシュ金網	−
〇	養生シート	−

▷ 7. 足場	足場を設ける場合には、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省平成21年4月策定）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
▷ 8. 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所	＊ 図示　（1.3.5）
▷ 9. 交通誘導警備員	建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を図ること。 なお、配置位置及び交通誘導警備員の区分は、次による。 配置位置：図面 警備員詰所：　（ 〇 設ける　＊ 設けない　） 表　工事現場の位置と交通誘導警備員区分

工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分
市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A
北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	
上記以外の路線	交通誘導警備員B

	市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置すること。 交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は、工事監督員と協議すること。
▷ 10.清掃員	建設機械及び車両等の出入りの際には、適宜作業員を配置し、敷地外の道路等を泥等で汚した場合には、速やかに清掃を行うこと。
▷ 11.環境測定等	(1) 建設作業騒音レベル測定　（ 〇 行う　● 行わない　） 測定方法：JIS Z 8731の方法に準ずる　〇 ＿＿＿＿＿＿ 測定時期：＊ 工事監督員の指示による （＿＿＿日間　＿＿＿ヶ所　） 測定場所：＊ 図示 (2) 建設作業振動レベル測定　（ 〇 行う　● 行わない　） 測定方法：JIS Z 8735の方法に準ずる　〇 ＿＿＿＿＿＿ 測定時期：＊ 工事監督員の指示による （＿＿＿日間　＿＿＿ヶ所　） 測定場所：＊ 図示

● 第3章　解 体 施 工

項　目	特　記　事　項
▶ 1. 事前措置	(1)　特別管理産業廃棄物等がある場合は、5章「特別管理産業廃棄物の処理等」による処理を行う。 (2)　石綿含有建材は、6章「石綿含有建材の除去及び処理」による処理を行う。 (3)　特殊な建設副産物は7章「特殊な建設副産物の処理」による処理を行う。 (4)　各種設備機器の停止並びに給水、ガス電力及び通信の供給が停止していることを確認すること。 (5)　ガス管は、供給者と協議の上、処理すること。 (6)　給水管は、給水本管の分水部分を閉止し、水道事業者及び道路管理者と協議の上処理すること。 (7)　引き込み電気は、施設管理者と打ち合わせの上、処理すること。 (8)　電話線の処理は、施設管理者と打ち合わせの上、通信事業者に依頼すること。

(9)　建築物の解体に当たり、周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は工事監督員と協議の上、駆除する。
(10)　電気設備のコンデンサは、残留電荷を確認し、残留がある場合は放電を行う。
(11)　蓄電池は、充電状態の確認を行い、短絡による事故を防止する。
(12)　排水管・排水槽類、浄化槽・衛生陶器類は、汚物の抜取り及び次により洗浄・消毒を行うこと。
洗浄: 屋外配管及び桝は、洗浄圧力10MPa、吐出量100L/min以上で高圧洗浄を行う。
屋外配管及び桝以外は、洗浄圧力7MPa、吐出量25L/min以上で高圧洗浄を行う。
消毒: 洗浄後に行う。
(消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム溶液)濃度100mg/L以上)
消毒後、30分以上放置する。
(13)　オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油の事前回収及び洗浄
＊ 適用　　○ ＿＿＿＿＿＿
(14)　オイルタンク、オイルサービスタンク及び油管は、洗浄・中和し、洗浄水・スラッジは、廃油として処理すること。
(15)　廃油は5章「特別管理産業廃棄物の処理等」により処理することとし、異臭の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。

▶ 2. 基礎等の解体
(1)　建築物、工作物等の土中解体範囲:図面に指定がない場合は、基礎捨てコンクリート(砂利地業を除く)までとする。
(2)　建築物解体に伴う地下埋設物(排水管・桝・電線管・給水管等)の解体範囲:図面に指定がない場合は、建物周囲とする。

▷ 3. 杭の解体　(3.9.2)
(1)　杭の解体の有無
○ 有 (撤去範囲:　＊ 図面による　○ ＿＿＿＿＿＿)
○ 無
(2)　解体方法　(○ 引き抜き工法　○ 破砕)
(3)　杭の解体後は、地盤の安定性を維持するため山砂等の充填材を充填すること。

▷ 4. さく、照明設備等　(3.10.1)
さく、照明設備等の解体
○ 有 (撤去範囲:　＊ 図面による　○ ＿＿＿＿＿＿)
○ 無

▷ 5. 構内舗装、樹木等の処理　(3.11.1)
(1)　構内舗装等の撤去
○ 有 (撤去範囲:　＊ 図面による　○ ＿＿＿＿＿＿)
○ 無
(2)　樹木等の撤去
○ 伐採伐根
○ 移植　　移植場所:　＊ 図面による
○ 工事監督員の指示による

▷ 6. 地下埋設物、埋設配管等　(3.12.1)
地下埋設物、埋設配管等
○ 有 (撤去範囲:　＊ 図面による　○ ＿＿＿＿＿＿)
○ 無

▶ 7. 整地・埋戻し・盛土　(3.13.1)
(1)　埋戻し・盛土は、次の材料で行うこと。
○ 山砂　● 現場内の良質土(凍土の場合、十分に養生してから埋戻しを行うこと。
○ 建設発生土受入　　○ その他
(2)　建設発生土受入場所　(様似町土石類埋立処理場)
受入量　11.9　㎥ (概算)
(3)　埋め戻し及び敷き均しの工法は、次のとおりとする。
埋戻し方法:各層300㎜程度ごとに締固める。
ブルドーザによる押土程度:　○ 15t　○ 3t
盛土の高さ:　○ 現状GL＋ ＿＿＿ m　○ 図面による

● 第4章　建設廃棄物の処理

項　目	特　記　事　項
▶ 1. 再資源化等及び最終処分	(4.3.1)(4.4.1) (1) 再資源化を図るもの(特定建設資材廃棄物) 種　類: コンクリート塊 場　所: 【　日高　】振興局管内 (株)鵜木組 片道運搬距離　(6.2 km)

種　類	アスファルト・コンクリート塊
場　所	【　　】振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km ）
種　類	建設発生木材
場　所	【　　日高　　】振興局管内　田湯産業(株)
	片道運搬距離　　（　　64.4　　km ）

(2) 再資源化を図るもの(特定建設資材廃棄物以外)

種　類	○ 金属類 ○ 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 ○ 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 ○ 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ○ ガラス ○
場　所	【　　】振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km ）

(3) 縮減するもの

種　類	木材
場　所	【　　】振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km ）

(4) 再資源化し現場で使用する範囲は次による。
現場で使用する範囲:

(5) その他の発生材

種　類	廃石膏ボード
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
場　所	【　　】振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km ）
種　類	繊維くず
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
場　所	【　　】振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km ）
種　類	廃プラスチック類
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
場　所	【　　】振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km ）
種　類	ガラス及び陶磁器くず
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
場　所	【　　】振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km ）
種　類	がれき類
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
場　所	【　　】振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km ）
種　類	木毛板
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
場　所	【　　】振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km ）
種　類	アスファルト防水
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
場　所	【　　】振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km ）
種　類	セラミックブロック
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
場　所	【　　】振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km ）
種　類	木くず類(伐採伐根)
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
場　所	【　　】振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km ）
種　類	タタミ
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
場　所	【　　】振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km ）
種　類	蛍光ランプ・HIDランプ
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分

場　所	【　　】振興局管内	
	片道運搬距離	（　　km）
種　類	硬質塩化ビニル管・継手	
処理区分	○ 中間処理	○ 最終処分
場　所	【　　】振興局管内	
	片道運搬距離	（　　km）
種　類	配管用グラスウール	
処理区分	○ 中間処理	○ 最終処分
場　所	【　　】振興局管内	
	片道運搬距離	（　　km）
種　類	ゴムくず	
処理区分	○ 中間処理	○ 最終処分
場　所	【　　】振興局管内	
	片道運搬距離	（　　km）
種　類	木くず・廃材	
処理区分	● 中間処理	○ 最終処分
場　所	【　日高　】振興局管内　田湯産業(株)	
	片道運搬距離	（　64.4　km）

▷ 2. 処理に注意を要する建設廃棄物

(4.5.1)

○ CCA処理木材

CCA含有調査を実施し、含有が確認された場合は、所管の自治体に確認の上、工事監督員と協議し、適切に処理すること。

処理区分	＊ 中間処理	
場　所	【　　】振興局管内	
	片道運搬距離	（　　km）

○ ひ素・ｶﾄﾞﾐｳﾑ含有石膏ﾎﾞｰﾄﾞ

ひ素・カドミウム含有調査を実施し、含有が確認された場合は、所管の自治体に確認の上、工事監督員と協議し、適切に処理すること。

処理区分	○ 製造業者	○ 最終処分
場　所	【　　】振興局管内	
	片道運搬距離	（　　km）

○ その他

種　類		
処理区分	○ 中間処理	○ 最終処分
場　所	【　　】振興局管内	
	片道運搬距離	（　　km）

○ 第5章 特別管理産業廃棄物等の処理等

項　目	特　記　事　項
▷ 1. 施工計画調査	(5.4.1) 特別管理産業廃棄物等の分析調査は、次による。 (1) PCB含有機器類 ｱ. 変圧器　○ 要調査　○ 調査済 ｲ. コンデンサ　○ 要調査　○ 調査済 ｳ. 蛍光灯器具の安定器　○ 要調査　○ 調査済 ｴ. その他 ＿＿＿＿＿＿　○ 要調査　○ 調査済 (2) PCB含有シーリング材 部　位 ＿＿＿＿＿＿　○ 要調査　○ 調査済 (3) ダイオキシン類 部　位 ＿＿＿＿＿＿　○ 要調査 ○ 調査済: レベル ＿＿＿＿＿＿ 部　位 ＿＿＿＿＿＿　○ 要調査 ○ 調査済: レベル ＿＿＿＿＿＿ (4) その他の特別管理型産業廃棄物等 部　位 ＿＿＿＿＿＿　○ 要調査 ○ 調査済: レベル ＿＿＿＿＿＿ 部　位 ＿＿＿＿＿＿　○ 要調査 ○ 調査済: レベル ＿＿＿＿＿＿
▷ 2. 特別管理産業廃棄物の処理等	(5.4.1) 特別管理産業廃棄物等の処理等は、次による。 なお、廃石綿等の処理は、6章「石綿含有建材の除去及び処理」による。 (1) PCB含有機器類等は、PCBの飛散、流出等がないように適切な容器に収めること。 なお、保管場所は、次による。

○ 同一敷地内に保管
保管場所：
運搬方法：　＊ 施工業者による運搬
○ 施設管理者による運搬

○ 敷地外に保管
住　　所：　（　　km ）
保管場所：
運搬方法：　○ PCB運搬許可業者
○ 施工業者（施設管理者を同乗）が運搬
○ その他

(2) 臭気リチウム水溶液等
関係法令等に従い、許可処分業者、製造業者又は専門会社に回収を委託。

処理区分	＊ 回収
場　所	【　　】(総合)振興局管内
	片道運搬距離　（　　km ）

(3) 鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液

処理区分	○ 中間処理
場　所	【　　】(総合)振興局管内
	片道運搬距離　（　　km ）

(4) その他　(5.4.1)

種　類	
処理区分	○ 中間処理　○ 最終処分
場　所	【　　】(総合)振興局管内
	片道運搬距離　（　　km ）

○ 第6章 石綿含有建材の除去及び処理

項　目	特　記　事　項
▷ 1. 石綿含有建材の除去工事	(1.4.1) (1) 事前調査 調査範囲 ・ 全ての材料について、設計図書等の書面調査及び現地での目視調査 ・ 調査結果報告書で確認 ・ 対象建築物の新築工事の着工日が平成18年9月1日以降であることを設計図書等で確認 既存の設計図書　＊ 貸与　○ 無 石綿含有建材の調査報告書　＊ 貸与　○ 無 分析結果　○ 石綿含有　○ 石綿非含有 分析調査　○ 適用する　○ 適用しない 適用する場合の調査範囲　○ 建材中の石綿含有率の分析方法について(基発0821002号、最終改正令和3年12月22日基発1222第17号)による。 なお、分析調査は厚生労働大臣が定めた必要な知識及び技能を有する者が行うものとする。 事前調査の結果、設計図書等と異なる場合は、工事監督員と協議する。 調査結果を工事監督員に説明するとともに関係法令等に基づき官公署へ報告を行うこと。 (6.1.3) (2) 石綿粉じん濃度測定　＊ 行う　○ 行わない 測定方法　＊ 図示　○ 測定時期　＊ 図示　○ 測定場所　＊ 図示　○ 測定箇所数　＊ 図示　○
▷ 2. 石綿含有吹付け材の除去	(6.3.2) (1) 除去方法 ＊ 石綿含有吹付け材を粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に除去する。 ○ (2) 除去した石綿含有吹付材等の梱包 飛散防止措置　＊ 湿潤化　○ 固形化 (3) 除去した石綿含有吹付け材等の処分方法 処理区分：＊ 最終処分(管理型) ○ 中間処理(無害化) ○ 中間処理(溶融) 場　所：第4章 建設廃棄物の処理による
▷ 3. 石綿含有保温材等の除去	(6.4.1) (1) 除去方法　○ 切断又は破砕　○ 手ばらし

(2) 除去工法（煙突用断熱材は除く）　＊ 湿潤化後手ばらし　○

(3) 除去した石綿含有吹付材等の梱包
飛散防止措置　＊ 湿潤化　○ 固形化

(4) 煙突用断熱材の除去　＊ 図示

(5) 除去した石綿含有保温材等の処分方法

処理区分	＊ 最終処分(管理型) ○ 中間処理(無害化) ○ 中間処理(溶融)
場　所	第4章　建設廃棄物の処理による

▷ 4. 石綿含有成形板等の除去　(6.5.1)

(1) 石綿含有成形板の種類　＊ 図示

(2) 石綿粉じん飛散防止の養生　＊ 行う　○ 行わない

(3) 除去した石綿含有成形板等の処分方法

種　類	石綿含有せっこうボード
処理区分	＊ 最終処分(管理型)
場　所	第4章　建設廃棄物の処理による
種　類	
処理区分	○ 最終処分(安定型) ○ 中間処理(無害化) ○ 中間処理(溶融)
場　所	第4章　建設廃棄物の処理による

▷ 5. 石綿含有仕上塗材の除去　(6.6.1)

(1) 除去工法　＊ 図示

(2) 除去した石綿含有成形板等の処分方法

処理区分	＊ 最終処分(安定型) ○ 最終処分(管理型) ○ 中間処理
場　所	第4章　建設廃棄物の処理による

○ 第7章　特殊な建設副産物の処理

項　目	特　記　事　項

▷ 1. 施工計画調査　(7.1.3)

分析調査　○ 行う　○ 行わない

▷ 2. 特殊な建設副産物の処理等　(7.3.1)

特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。

(1) フロン

ア. 冷媒

関係法令等に従い、登録を受けた回収業者に回収を委託。

処理区分	＊回収
場　所	【　　】(総合)振興局管内
	片道運搬距離　(　　km)

イ. 建材用断熱材フロン

処理区分	＊焼却
場　所	【　　】(総合)振興局管内
	片道運搬距離　(　　km)

(2) ハロン

ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に処理を委託。

処理区分	＊処理
場　所	業者名等:
	住　　所:
	片道運搬距離　(　　km)

(3) イオン化式感知器

製造業者に処理を委託。

処理区分	＊処理
場　所	業者名等:
	住　　所:
	片道運搬距離　(　　km)

(4) 六ふっ化硫黄ガス

製造業者に処理を委託。

種類	○ 絶縁開閉器　○ 絶縁変圧器等の受変電機器
処理区分	＊処理
場　所	業者名等:
	住　　所:
	片道運搬距離　(　　km)

(5) PFOS(ペルフルオロ(オクタン－1－スルホン酸))

種類	○ 泡消火剤　○ その他　(　　)
処理区分	○ 中間処理　○ 最終処分
場　所	【　　】(総合)振興局管内
	片道運搬距離　(　　km)

(6) その他の特殊な建設副産物

種類	○
処理区分	○ 処理　○ その他の処理方法　（　　）
場　所	業者名等:
	住　　所:
	片道運搬距離　　（　　km ）

○ 第8章 その他

項　目	特　記　事　項
▶ 1. 概数等発注	(1)　次に示した項目の工事数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。 なお、設計に対して過大な出来高数量に変更するものではないことに留意するこ ・ 中間処理（木くず、建設解体材、コンクリート廃材　持込） ・ 積み込み費（家屋撤去、基礎撤去含む） ・ 取り卸し費（家屋撤去、基礎撤去含む） ・ 基礎コンクリート解体工事木造建造物【手間のみ】 (2)　このエ事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。 (3)　概数として取り扱っている事項の施工に当たっては、施工前に工事監督員と協議すること。 なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。 (4)　概数として示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として取り扱うことがあ (5)　概数として示した数量に対する確定数量に係る根拠資料は工期末30日前までに工事監督員に提出することを原則とする。 なお、これによりがたい場合は速やかに工事監督員と協議すること。